

平成 14 年度名古屋大学大学院文学研究科
学位（課程博士）申請論文

中国における離婚の社会学的研究

名古屋大学大学院文学研究科
社会学専攻

林 明鮮

平成 14 年 11 月

目 次

序論	結婚・離婚における私事と干渉	1
1	本研究の目的：費孝通の命題を出発点として	1
2	本研究の意義：「私事」を問うことは「干渉」を問うことである	2
3	本論の構成	4
第1章	離婚研究の検討と本研究の課題	7
1	近代化理論	7
2	資源論	9
3	制度論	11
4	先行研究の有効性とその限界	14
5	中国の離婚研究	15
6	研究方法	19
第2章	結婚・離婚と「私事」の意味の変容——社会学的アプローチ——	23
1	費孝通の命題の再検討とその問題点	23
2	「私事」の概念の検討	24
3	私事と干渉の問題	26
第3章	民国時代の結婚と離婚	30
1	国民党と共産党の婚姻制度	30
2	伝統的家族と結婚および離婚	32
3	結婚類型とその変化	34
4	解放区の離婚とその解決方法	35
5	結論	38
第4章	解放区の土地改革と地主の離婚	39
1	中国における「階級区分」	39
2	中央の土地制度	40
3	地方政府の土地政策	42
4	土地政策と土地法の帰結	43
5	地方政府の反省	46
6	結論	46
第5章	計画経済時代(1949-1977)の離婚と「政治運動」	48
1	離婚の推移と時期区分	48
2	婚姻法と離婚の増加(1950-1953)	51
3	調解制度の導入と離婚の減少(1954-1960)	54
4	大躍進・反右派闘争と離婚の増加	58
5	「文化大革命」とその後の離婚の抑制	60

6 結論	62
第6章 離婚の社会統制	64
1 思想による統制	64
2 婚姻の自由とその議論	66
3 社会主義の愛情規範	71
4 中間集団による規制	75
5 結論	78
第7章 中国の近代化と離婚	80
1 離婚の推移とその特徴	80
2 鄧小平の社会主義と価値観の変容	84
3 婚姻法と意識の変容	86
4 中間集団の変容と「私」意識の形成	89
5 社会主義の愛情の変容	97
6 結論	100
第8章 90年代中国における婚姻と社会変動	102
1 延辺における離婚と国際結婚	103
2 江蘇省如皋市における結婚による社会移動	109
3 考察	112
4 結論	114
終章 近代中国における私事の変動	116
1 結婚・離婚をめぐる「私事」の変動	116
2 公事から私事へ——自由と干渉	119
文献目録	122

序論 結婚・離婚における私事と干渉

1 本研究の目的：費孝通の命題を出発点として

中国において結婚と離婚は私事なのだろうか、それとも公事なのだろうか。この問題に対する中国の社会学者費孝通の答えは、「結婚は私事にあらず」（費孝通, 1946=1999: 30）である。では、なぜ結婚は私事ではないのか。

以下では、費孝通のこの命題を検討し、本研究の出発点とする。費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題を取めた論文は、中国人の伝統的な思考様式について論じた代表的な論文である。またこれは、結婚と愛情に対する中国人と西洋人との思考様式の違いをまとめた論文でもある。しかし、費孝通の命題は、あくまでも伝統的な中国人の思考様式を論じたものであり、現在の中国人について述べたものでない。費孝通の論文が発表されてから50年以上たった現在も、中国では結婚は私事ではないと言えるだろうか。

費孝通は、1946年に『生育制度』という本のなかで、「結婚は私事であらず」という命題を発表した。なぜ彼は「結婚は私事であらず」と論じたのか、その理論的根拠はどこにあるのか。

ここで費孝通の言う私事とは、家族や友人にかかわる事柄を指すのではなく、「個人的な事柄」(personal affairs)を指している。費孝通は個人を単位として私事の定義を行なった。

費孝通によれば、中国における婚姻の意味は「男女による子育ての確立」にあり、西欧社会でいわれている「男女間の愛情」にあるのではない¹。婚姻は、愛情に基づいて男女個人が選択する行為ではなく、社会の力によって生み出されるものであるとされる。その理由は2つある。

1つは、婚姻を当事者間の「個人の私事」とみなし、他者が干渉しないという社会は世界にはひとつもない。配偶者選択そのものが社会の干渉を受けるばかりでなく、婚約から結婚後の夫婦関係の維持に至るまで多少とも当事者以外の他者が干渉する。こうして、男女間の婚姻関係は「公事」となってしまうのである。婚姻関係を公事とするのは、長期的に夫婦関係を維持するためである。それを通じて長期的に夫婦関係を維持して「子育てという目的」を果たすのである。このため、男女が結婚して夫婦になる過程には他者の干渉が必要な手続きとなる。

¹ 陳独秀は『新青年』（1915年に創刊）という雑誌を通して、愛情による結婚、婦人の経済的自立、配偶者選択の自由、再婚の自由などを主張し、儒教思想を厳しく批判した。『新青年』は、儒教的な家庭が専制国家の従順な国民をつくる家庭に過ぎないと批判し、民主主義と個人主義を主張した。しかし、同誌による儒教思想および儒教家族への批判は、中国の農村家族の慣習を変えることはできなかった。費孝通が「中国における婚姻の意味は男女による子育ての確立にある」（1946=1999: 30）と述べているのは、中国における農村家族のことを指していると考えられる。

もう1つは、他者が干渉せず、単に「性の衝動」と「子供への愛情」だけに頼ると、長期間にわたって協力して、子育てを行なう関係を作ることができない。婚姻の意味が男女の協力によって子育てをすることではなく、男女間の結合または異性関係の確立にあるならば、婚姻は私事になり、他者が干渉する必要はなくなる。それゆえ、旧家族制度のもとでは、配偶者選択は当事者同士の自由意志に基づかず、家長がそれを決定したのである。

また、婚姻関係に責任を持たせるために、社会は法律をつくって規範から外れる行為に制裁を加え、経済関係を婚姻関係に関与させ、夫婦間の結合を強化させる。たとえ夫婦間で一時的に感情の不一致が生じたとしても、制約が多すぎるため離婚には至らない。さらに、婚姻に宗教的意味を付加し、神聖化する。こうした子育てを維持するための婚姻に関する法律的、社会的及び宗教的制裁はすべての人類社会で働くと費孝通は指摘した。このように、費孝通は、婚姻関係に加えられるさまざまな制約が離婚の抑制の要因にもなっていると論じた（費孝通, 1946=1999: 30-34）。

費孝通は、近代家族の基本的性格²である公私の分離が、「子育て」という目的を果たせないということをも1940年代に予想していた。このため彼は、一部の学者による旧家族制度を支える礼教への批判、すなわち「他人を騙して己の利益をはかる」という古い婚姻慣習への批判に一定の理解を示しながらも、配偶者選択が完全に自由な社会は存在しないと主張し、完全に婚姻の自由には否定的であった。しかし、社会的条件が変わると結婚と離婚に対する思考様式も変化する。改革開放後の中国の社会では「男女間の愛情」、「子供への愛情」、社会生活と家族生活の分離という意識が形成されつつある。すると、費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題にも部分的に修正を加えなければならないことになる。

私事の問題は意識の問題である。そのため社会的条件が変われば、結婚・離婚をめぐる私事の意識も変わるはずであるが、毛沢東時代には、鎖国政策が続き、社会秩序の安定が個人の都合より優先されることにより、結婚・離婚に対する意識はほとんど変わらなかった。つまり、鎖国政策と社会秩序の安定という政策は、伝統的な考え方を温存させた。結婚・離婚が私事として捉えられるようになったのは、改革開放後である。

本研究の目的は、民国時代から改革開放時代に至るまで、結婚と離婚における「私事」という意味が如何に構成されてきたのか、今日において結婚・離婚は私事であるかどうかを問うことにある。

2 本研究の意義：「私事」を問うことは「干渉」を問うことでもある

結婚・離婚における私事の意味を問うことは、単なる私事の意味を問うことではなく、中国では自由な生活領域が如何に構成されるかを問うことにもつながる。伝統社会では結

² エドワード・ショーター (Shorter, 1975=1987) は、『近代家族の形成』のなかで近代家族の形成の特徴として、ロマンティック・ラブ、家庭愛、母性愛の出現を取り上げた。そして彼は、近代家族の形成の可能性として、家族が共同体の干渉を自ら拒否したことを取り上げている。

婚も離婚も自由ではなかった。毛沢東時代に入っても、結婚と離婚は1950年から1952年にかけては自由であったが、その後は自由ではなかった。結婚と離婚が自由ではないという意味を理解するためには、自由とは何かを明確にしなければならない。なぜなら、私事という概念は自由の定義から引き出されたものであるからである。

以下では、バーリン(1971)の『自由論』に基づいて、自由と私事および干渉との関連について要約的に検討することにする。

自由とは何か。バーリンによると、ひとが何かを強制された場合には、人々は自由を奪われたという。自由とは通常、他人によって自分の活動が干渉されないことを意味する。強制とは、自分がしたいことを他人によって最小限度以上に狭められたり、妨げられたりすることである。つまり自分の行為が他人から故意の干渉を受けることである。

バーリンは、自由について主に次の2つの種類があると論じた。それは「消極的」(negative)な意味での自由と「積極的」(positive)な意味での自由である。「消極的自由」とは、個人の選択を他人から妨げられないという意味での自由＝「からの自由」(freedom from)である。すなわち、他人に干渉されない自由である。それに対して、「積極的な意味の自由」とは、個人が自分自身の主人でありたいという意味での自由＝「への自由」(freedom to)である。すなわち、自分のことを自分で決められる自由である。現在、研究者のなかには、「消極的な自由」と「積極的な自由」から「自己決定権」の概念を引き出す研究者もいる。例えば、宮台(1998)は「積極的な自由」から「自己決定権」を引き出している。

バーリンは自由と干渉の関係について次のように説明した。人間は他人に干渉されない自由と、社会統制や社会干渉を受けずに自己決定ができる自由が必要である。しかし、自由は無制限ではない。もし無制限であるとしたら、すべての人が他の全ての人と無制限に衝突しあう状態をもたらすし、この自由は人間の最小限の必要も満たさないような混沌たる社会を生み出す結果となる。それゆえ、人間の自由な行動の範囲は法律によって限定されなければならない。だが、どうしても侵害されてはならない「個人的自由の範囲」が存在すべきである。もしその範囲が侵されるなら、個人は自分の自然的能力の最小限の展開すらなしえないほどに狭隘な範囲内に閉じ込められてしまう。中央集権的な統制の範囲が増大するとともに、個人の自由の範囲は縮小する。だから、人間の生活のある部分は社会的統制の領域から独立のものでなければならない。この領域を侵すことは専制政治である。

公私の分離という意識は、最初は専制政治から個人を守るために生まれた発想である。バーリンによると、自由に対する考え方は自由主義的な思想家と保守的な思想家とは異なっていた。人間の自由な行動は法律によって限定されなければならないが、自由主義者たちは、どうしても侵犯されてはならない最小限の個人的自由の範囲が存在すべきであると考えた。ここからして、「私生活の範囲」と「公権力の範囲」との間にはひとつの境界線をひかねばならないという考え方が生まれた。このように、私事＝「私生活の範囲」と「公事」＝「公権力の範囲」は、実は自由主義論者の発想によって生まれたのである。

バーリンは、無制限な自由には反対した。彼によると、人間は相互依存的存在であり、

いかなる人間の活動もまったく他人の生活の妨げとならないほど完全に私的なものではありえないという。したがって、どこかに実際上の妥協点が見出さなければならない。その妥協とは、実際には自由主義の思想家と保守的な思想家の妥協である。ミル（1873=1975）は、国家や他のいかなる権力も足を踏み込むことを許されない大きな「私生活の範囲」を保持しておくことと、社会的調和や社会秩序とは両立しようと信じていた。しかし、保守的な思想家たちは、社会秩序を維持するためには権力が介入すべきと論じ、中央集権的な統制の範囲を増大し、個人の範囲を縮小することを主張した。議論の結果、両者が妥協したのが、「人間の生活のある部分」は、社会的統制の領域から独立のものでなければならないという点である。この領域をわずかでも侵すことは専制政治につながる。

バーリンによると、自由の擁護とは、干渉を防ぐという消極的な目標を持つ。自由とプライバシーの擁護者は、個人の自由の最小限の範囲は保持しなければならないと主張する。その最小限の範囲とは、それを放棄すれば人間本性の本質にそむくことになるものだ。この意味における自由は「からの自由」(liberty from) のことである。自由とプライバシーの擁護者が個人の自由の保護を主張したのは、個人の自由が保障されないと、社会は押しつぶされるからである。また、慣習や画一性による締め付けによって、ゆがめられた人間しか生み出されないという理由からである。

バーリンの理論によって中国の結婚と離婚を考察すると、計画経済時代まで「私生活の範囲」と「公権力の範囲」との間には明確な境界線が引かれていなかったことができる。民国時代には、家長が個人の生活領域を統制し、計画経済時代には、国家が中間集団を通して個人の生活領域を統制してきた。さらに、計画経済時代には、中央政府は家父長的支配が個人の生活を抑圧することを問題にはしたが、公権力が個人の自由を剥奪することは問題にしなかった。結婚と離婚の自由については、中国では計画経済時代までは、結婚と離婚の問題は男女の合意のもとで自由にすべきであるということは、法律上では認められても、1950年から1952年の間を除いて、実際の生活では認められなかった。これほど長期間にわたり結婚と離婚の自由が認められなかったのは、鎖国政策が続き、結婚と離婚は「私事ではない」という価値観が支配的であったからである。しかし中国では、1980年代から私的領域を公権力から分離させようとする動きが始まった。これは、法の支配により「私的領域」を確保しようとする動きの表れである。「私的領域」を保護しようという動きは、中国人が公権力の強い干渉政治から自分を守りたいという「消極的な自由」の主張の表れでもある。それゆえ、私事を問うことは自由を問うことであり、また干渉を問うことでもある。

3 本論の構成

中国では結婚・離婚をめぐる「私的領域」が如何に構成されてきたかを検討することが、本研究の中心テーマである。ここでは、私事の問題を抽象的に論ずるのではなく、歴

史的な変容過程のなかでデータ、事例を取り上げて論じていく。結婚と離婚における私事の問題は、大きくふたつに分かれる。ひとつは、結婚と離婚が如何に社会統制を受けてきたかという問題である。もうひとつは、結婚と離婚が如何に社会的統制から離れて、私的領域の問題となってきたかという問題である。本研究の構成は、次の通りである。

第1章では、離婚の理論を中国に適用するため、先行研究を検討し、その有効性と限界を検討する。具体的には近代化理論、制度論、資源論、先行研究の有効性とその限界、中国の離婚研究について検討する。次に、本研究で用いるデータの特性と研究方法について説明する。

第2章では、本研究の社会学的アプローチを示す。本研究の主な目的は、中国の離婚の特質を「私事」という観点から捉えることにある。そこで、費孝通の「結婚は私事にあらず」の命題を検討し、その問題点を指摘する。次に、諸外国の私事の研究を整理し、中国の私事研究にどう関連付けるかを検討する。3つ目に、私事とは何かを定義し、本研究の分析枠組みを示す。

第3章では、伝統的な中国の結婚と離婚を考察するため、民国時代の結婚と離婚を取り上げる。伝統的な結婚および離婚制度とはどのようなものであるか、それが地域や階層によってどのように異なっていたかを論じる。また、その当時の婚姻政策についても考察する。

第4章では、中国共産党の支配地域において離婚をはじめとする紛争解決が如何に行なわれたかを検討する。中国では、1930年代から法による解決よりも、説得・教育＝調解による解決を重視した。紛争解決は、社会階級によって異なる方法で行なわれたので、建国前の土地改革の時期の地主の離婚についても取り上げる。

第5章では、建国後の計画経済時代（毛沢東時代）の政治運動と離婚との関連を中心に検討する。具体的には、1950年の婚姻法と離婚の増加、婚姻法のキャンペーンによる離婚の減少、大躍進・反右派闘争が離婚に与えた影響、「文化大革命」とその後の離婚などを取り上げる。

第6章では、計画経済時代には離婚の社会統制が如何に行なわれたかという点に注目する。1950年の離婚の自由化は、急激な離婚の増加をもたらした。その後、中央政府は反封建という目標から社会秩序の維持へと政策転換をする。その社会統制の具体的方法として、思想教育による統制、社会主義の愛情規範による統制、中間集団による統制などがある。さらに、1950年代後半に婚姻自由をめぐるどのような議論が行なわれたかも検討する。

第7章では、計画経済時代の社会統制の解体と私事の形成過程について考察する。具体的には、鄧小平の理論と大衆の価値観の変容、1980年の婚姻法と大衆の意識の変容、中間集団の機能変容および「私」の意識の形成および男女当事者の愛情の意識の変容を考察する。

第8章では、社会統制の解体という条件のもとで、個人の保有している資源が離婚に如何に影響しているかを検討する。男女の保有している資源の効果は異なるため、ここでは女性の保有している資源と社会移動との関係を論じる。

終章では、本研究で得られた知見を検討し、社会統制と私事の関係についての結論を提示し、最後に今後の課題と展望を手短に述べる。

このように本稿では、民国時代から改革開放時代に至るまでの結婚と離婚を取り上げ、私事の問題はあくまで結婚と離婚に限定して論じることにした。私事の問題は議論の多い問題であり、現在も決着がついていない。このような複雑な問題を社会学的に研究するためには、その歴史的変容過程を考察することが有用であろう。

第1章 離婚研究の検討と本研究の課題

この章では、先行する離婚研究のなかで提示されてきた理論および分析枠組みを本研究に適用するため、その有効性と限界を検討する。具体的には近代化理論、資源論、制度論、中国の離婚研究を取り上げ、既存の理論が本研究にどのように適用できるかを検討する。

1 近代化理論

ここでは、近代化と離婚との関係にかんする理論およびそれに対する批判を検討する。

富永（1996）によると、近代化とは社会が伝統的形態から近代的形態へ移行することである。近代化には、①技術・経済的側面、②政治的側面、③社会的側面、④文化的側面という4つの側面がそれぞれ含まれる。

- ① 技術的・経済的側面は、技術の近代化にかかわる要素（産業化）と、経済の近代化にかかわる要素を含む。前者には動力革命・情報革命などの技術革新が、後者には第一次産業中心から第二次産業中心へ、自給自足経済から市場経済的交換経済へ、などの発展がそれぞれ該当する。
- ② 政治的側面は、法の近代化にかかわる要素と、政治の近代化にかかわる要素とを含む。前者には近代的法制度の確立が、後者には封建制から近代国民国家への移行、専制から民主主義への移行などがそれに該当する。
- ③ 社会的側面は、社会集団、地域社会、社会階層の近代化にかかわる要素が含まれる。社会集団の近代化としては、家父長制家族から核家族への移行、および機能的に未分化な集団から機能集団への移行、地域社会の近代化としては、村落共同体から近代都市への移行（都市化）、社会階層の近代化としては、公教育の普及と自由・平等・社会移動が、それぞれ該当する。
- ④ 文化的側面は、科学的知識の近代化にかかわる要素と、思想・価値の近代化にかかわる要素とを含む。前者としては、神学的・形而上学的知識から実証的知識への移行が、後者としては、合理主義精神の形成（宗教改革・啓蒙主義）が、それぞれ該当する（富永, 1996）。

ところで、中国の近代化は、農業、工業、交通・運輸、国防（装備の近代化）という4つを中心に推進されたが、これは富永のいう①の側面での近代化でしかない。この意味での近代化とは、1954年9月第一次全国人民代表大会で、周恩来が呼びかけたスローガンであるが、鄧小平が1979年に再びそれを呼びかけた。中国の近代化は、富永の指摘した政治、社会、文化の近代化ではなく、技術・経済の領域の近代化、すなわち、産業化なのである。

さて、離婚を社会現象として考えた場合、離婚を生み出す社会的要因と個別的要因が区

別できると考えられる。ここでは、そのような条件や要因について論じた研究の中から、グードの産業化理論、中根の社会的制約理論、山田の情緒的理論について検討する。これらの理論は近代化に伴って生じた社会変動と離婚を結びつける「近代化理論」と、それに対する批判である。

グード (Goode, 1963) は近代化と離婚の上昇との関係を次のように解説した。19世紀の後半、技術の発展が産業化・都市化を促した。産業化の進展につれて、家族単位ではなく、個人として収入を得られるようになった結果、親族の絆が弱まり、年長者と共同体による若年層への支配が弱まった。とりわけ下層階級では、こうした現象が顕著に現れた。グードは、離婚の増大の原因として、夫婦を取り巻く内的要因ではなく、外的要因である産業化・都市化に注目した。彼は、アメリカにおける離婚の増加を政治・経済・法律・社会などの変動に伴って生じた現象として捉えた。経済の発展が産業化・都市化という社会変動をもたらした、これが離婚の増大を引き起こした。離婚はコンフリクトであって、マクロシステムの社会変動がミクロシステムの夫婦のコンフリクトとして現れていると、グードは説明している。すなわち、夫婦を取り巻く外部環境の変化が、夫婦の衝突という内部の変化を引き起こすのである。グードによると、離婚率が上昇するときは、法律、社会、経済などが大きく変化する時期である。歴史上最高の離婚率をもたらしているのは、西洋文化そのものであるといえる。この西洋文化は、快楽主義、個人主義、競争、刺激を与えるマスメディア、性至上主義という特徴を有している。以上がグードの議論の要点である。

産業化・都市化が離婚率の増大をもたらすというグードの近代化理論は、当時研究者の注目を浴びた。しかし、グードの近代化理論はあらゆる社会に当てはまる理論とはいえない。例えば、日本、台湾、韓国などでは、西洋社会と異なり、産業化・都市化が急激な離婚の増加をもたらすことはなかった。さらに、産業化・都市化が離婚の増大に与える影響があるという点は認められたとしても、それが具体的にどのように離婚に影響を及ぼしているかという因果関係を明らかにすることは別の問題である。

別の側面からグードの近代化理論に異議を唱えている論者もいる。中根は、文化的側面に注目して、インドの異なる部族として、離婚の少ないガロ族と離婚の多いカシ族とを比較検討した。中根によると、離婚の増加は必ずしも「近代化」の発展段階に起きる現象ではなく、むしろ結婚に対する「社会的制約」の強さに関係している。中根にしたがえば、自由に離婚できることは、近代化された社会、すなわち伝統から自由になった社会の特色であると考えられがちである。しかし、社会人類学の立場から諸社会を比較検討すると、離婚の多寡は必ずしも文明の発展段階と相関関係はなく、むしろ、結婚に対して社会的制約が強い社会と、そうではない社会との相違に関係している。したがって、技術水準の低い未開社会と呼ばれるような社会でも、離婚が容易に行われる社会と、離婚に対する社会的抵抗が強い社会とがあるという (中根, 1977)。社会的制約という概念が何を意味するかは明らかであるが、離婚の起こりやすさに対して文化や習慣が及ぼす影響を強調した理論であると言える。

グードが産業化・都市化に注目し、中根が社会的制約に注目したのに対して、山田(1992)は、現代アメリカにおける離婚増大の原因は、離婚を取り巻く外部環境の変化にあるのではなく、内部要因にあると指摘した。山田は、「アメリカにおける 20 世紀初頭に確立していた愛情=自己実現のイデオロギーと 1960 年代後半から顕著になった愛情と規範の分離現象が組み合わさって、①情緒的不満の増大、②離婚を成長の一過程とみるイデオロギーの普及を引き起こし、離婚を増大させた」(山田, 1992: 236) と主張している。つまり現代のアメリカにおける離婚増大の原因は、外部環境の変化や個人のパーソナリティなどではなく、人々の「離婚したい=別れたい」という「情緒的欲求」(離婚需要)の増大そのものにあると、山田は主張している。

夫婦を取り巻く外部の社会的規制が働かない場合にこそ、山田のいう離婚の内的要因の効果が生じると考えられる。夫婦に強い社会的規制が働く場合には離婚したくてもできないからである。外的要因と内的要因の間には密接な関連がある。

以上の理論は一定の有効性とその限界があると考えられる。その詳細は 4 節で詳細に検討することにする。

2 資源論

離婚の増加について論じる場合には、必ず女性の社会経済的地位の上昇という論点が浮上する。すなわち、既婚女性の雇用の増加、収入の増加などは離婚の増加をもたらす要因のひとつであるとされる(野々山, 1985)。この議論の問題点は、既婚女性のおかれた社会経済的条件や家族の経済的環境を十分考慮せずに、妻側の条件だけに注目して議論を展開しがちであるということにある。実際には、離婚は夫婦間の問題なので、夫側の社会経済的状况や家族収入などを踏まえた理論展開をしなければならない。そこで、個人の保有している諸資源が結婚の安定(結婚を解消しないこと)および崩壊にどのように関連しているかを考察することが重要になる。

ここでの資源とは、個人が所有している職業・収入・学歴・性別・年齢などを指す(個人的属性)。一般的に、性別・年齢は属性主義的地位として配分され、学歴・職業・収入は業績的地位として達成される。さらに、これらの学歴・職業・収入は互いに影響しあう場合が多い。以下では、個人の保有している諸資源が結婚の安定および崩壊にどのように関連しているかについて考察しよう。

職業: アメリカにおける初期の離婚の研究には、「女性の雇用の拡大」や「既婚女性の経済的自立」(Glick & Norton, 1973)が離婚率を増大させるという知見があるが、離婚は女性を取り巻く状況だけで増大するものではない。

グード(1956)は、1948年時点では職業的地位の高い階層に離婚が多いたらうと仮定していた。しかし、1950年と1960年に行った調査では逆の結果が確認された。つまり職業的地位の低い階層のほうが、その高い階層より離婚が多いことが発見された(Goode,

1963)。

1970年代の前半まで、社会学者は妻の家族への経済的貢献を無視してきたが、妻の雇用と収入が増加したことにより、それらが結婚の安定あるいは破綻に与える影響を無視できなくなった。Cherlin(1979)は、妻と夫の収入及び雇用が結婚の破綻に与える効果について考察した。彼によると、夫の雇用の安定は結婚が破綻する確率を減少させる。結婚の安定のためには、夫が家庭に如何に多くの所得をもたらすかよりも、定期的に所得をもたらすかどうかのほうが重要となる。職業的地位の低さが結婚の破綻の高さと関係しており、夫の失業も離婚と大きく関係していると指摘している (Cherlin, 1979; Furstenberg, 1976)。また、夫が長期的に失業している場合に離婚の可能性が高くなるという (Coombs & Zumeta, 1970)。妻の地位が結婚の破綻に与える影響についての研究では、夫より高い職業的地位をもっている女性のほうが離婚しやすいという知見もあるが、女性の雇用そのものが結婚崩壊をもたらすという見解は認められていない。また、雇用と結婚の破綻との因果関係は複雑であり、容易に一般化することは困難である。

学歴：Glick と Norton (1979) によると、社会的規範や学歴資源は、結婚・再婚行動に対して、性別により異なった効果を与えている。彼らは、35歳から54歳までを対象とした調査で、社会規範は男性が若い女性と結婚することを許しているが、女性の場合には逆であることを明らかにしている。また、学歴が婚姻に対して及ぼす効果は男女で非対称的である側面を持つ。高学歴の男性は結婚を可能にする経済的資源を有しているが、高学歴の女性は、男性と同じようにはパートナーを選ぶうえで学歴を資源として利用しない。というのは、高学歴の女性は、経済的に自分自身をサポートできるため、経済的援助を受けるために結婚する必要がないからである。さらに、Ono(1998)によれば、妻側の労働時間の長さや学歴の高さは離婚の危機を増大させない。むしろ、高学歴の妻は、夫婦関係をより上手に調整する技術をもっているため、離婚の危機を減少させるという。但し、結婚年齢、人種、宗教をコントロールすると、学歴と離婚は相関がないという知見もある (Thornton, 1978)。

収入：離婚と妻の収入の関連は長らく無視されてきた。しかし、アメリカでは1970年までに既婚女性の労働市場への参入が急激に増えたため、妻の収入を考慮に入れなければならなくなった。学歴・職業・収入のなかで、収入は結婚・離婚と最も強い関連がある要因である。研究の多くは、妻の収入の上昇は結婚崩壊のリスクを高めることを指摘している (Hannan, & 1977; Ross & Sawhill, 1975) が、その関連は夫婦の収入の割合によって左右される。結婚が安定するのは、女性の収入が夫より相対的に低い場合で、こうした場合には、不満足な結婚でも解消することは女性の経済的困難をもたらすため、解消されにくい (Cherlin, 1979)。妻の収入が高い場合、家族全体の収入が増加するため、離婚の可能性と結婚の破綻の確率を減少させる。これは「妻の収入効果」である。他方で妻の収入の高さは、夫からの自立のための経済的資源になる。結婚がうまくいかない場合、妻は経済的に自立できる収入を持っているため、容易に離婚できる。これは「妻の自立効果」である。

つまり妻の収入は結婚の安定につながる場合もあれば、破綻につながる場合もある。

これに対して、Ono(1998)は、結婚の破綻に対する妻の収入の影響は、「U」字形であると指摘した。すなわち、夫の収入が低い場合における妻の収入の増加は、結婚破綻の危機を減少させる効果をもたらしており、夫の低い収入は、妻の収入がある場合よりも、むしろ妻が無収入の場合に結婚破綻をもたらしやすいと指摘した。Hecker, Thoms, & Snyder (1998) は、収入についてより厳密な分析を行っている。彼らは、伝統的カップル（世帯収入の 75～100%を夫が稼ぐカップル）、新しい伝統的カップル（世帯収入の 50～75%を夫が稼ぐカップル）、非伝統的カップル（世帯収入の 50～75%を妻が稼ぐカップル）、反伝統的カップル（家族収入の 75～100%を妻が稼ぐカップル）に 4 分類し、分析を行った。その結果、夫と妻の相対的収入は、非直線的であるが、結婚破綻に影響を及ぼしていると結論づけた。すなわち、非伝統的カップルは別居・離婚しがちであるが、反伝統的カップルは離婚が少なくなる。要するに、結婚が崩壊しやすいのは、夫と妻の収入が互いに相対的に近い場合か妻の収入が若干多い場合で、妻収入が夫よりはるかに多い場合には、結婚崩壊の可能性は低くなるということになる。

また、職業・収入・学歴という諸資源のうち、家族収入も重要であり、それは結婚の安定に対して職業的地位や学歴より大きな影響を与えている (Coombs & Zumeta, 1970)。このことは、黒人の離婚についても指摘されている。黒人の方が白人より別居率と離婚率が高いとする研究が多い (Carter & Glick, 1976; Galligan & Bahr, 1978) が、これらの知見は白人家族と黒人家族の社会経済的状況（貧困）を十分考慮せずに行った結果による。実際に収入をコントロールした場合、離婚率における白人と黒人の違いはほとんど見られない (Cutright, 1971; Hoffman & Holmes, 1976)。以上、夫婦の収入の割合が結婚の安定や崩壊に影響を与えることは認められるようになったものの、現在も議論は分かれているというのが現状である。

年齢：年齢については、20 歳以下でなされた結婚は崩壊しやすい (Bauman, 1967; Glenn and Supancic, 1984; Glick and Norton, 1979; Tarver, 1951)。家族の発達理論によると、社会規範が許容するよりも早い年齢で結婚することは、その後の家族行動に影響を与えることになる。というのは、若い人は結婚を成功させるための情緒的・社会的・経済的資源を獲得する機会をなくしてしまうからである。20 歳以下の夫婦の高い結婚率と高い離婚率は、結婚の継続年数、学歴、婚前妊娠をコントロールしても相関関係がある (Bumpass & Sweet, 1972)。

こうした知見の成果が現代中国でどのように適用できるかについては 8 章で議論する。

3 制度論

この節では離婚への制度的アプローチについて手短かに検討しよう。

制度には、伝統、慣習、世論、態度、観念などインフォーマルなものもあれば、公的な

ものの法もある。これらの諸制度は人々の行為を規制している（盛山、1995）。制度的アプローチとは、人間の行為を組織し規制する規範・規則・慣行の体系としての「制度」を基本概念とし、結婚と離婚を制度面から捉えようとするアプローチである。近代化に伴い、制度による結婚・離婚の規制は、インフォーマルな制度を通じたそれからフォーマルな制度を通じたそれへと移行していく。しかし、そうした移行はスムーズに進むとは限らない。このプロセスを捉える上で、制度的アプローチは有効であると考えられる。ただし、既存の離婚の研究では、非公式な制度による離婚へのアプローチは少なく、法制度による離婚へのアプローチが多い。

大塩（1956）に従えば、夫婦を支える力には2つの要素がある。ひとつは、夫婦を外側から規制している社会的統制力——例えば、モース、世論、法律、宗教など——であり、もうひとつは、夫婦の相互の内面に働く対人的結合力——例えば、情緒的満足——などである。夫婦の間に情緒的不満があっても、夫婦を取り巻く外部の規制が強すぎると離婚したくても離婚できない場合がある。外部の規制が強すぎると、実際には「潜在的離婚」や「家庭内離婚」が起きる。すなわち、夫婦関係は公的な制度と非公式な制度によって支えられる。上述の中根の理論はインフォーマルな制度の及ぼす「社会的制約」に注目したものだと思えることができる。

公的な制度は離婚とどう関連しているのだろうか。野々山（1985）によると、結婚に関する法制度の起源は、およそ10世紀から11世紀ごろのイギリスに遡る。キリスト倫理に基づく結婚は神聖なものであり、人びとはこれを解消することができなかった。配偶者が生きている間に再婚を許すような離婚は、1857年までイギリスには存在しなかった。結婚は解消することのできない結合であって、原則どおり当事者の死によってのみ終わるものであった。

その後、17世紀ごろのイギリスでは結婚・離婚は市民の問題であって、宗教の問題ではないとする動きが始まった。結婚は宗教的意味をもつ結合から市民的契約に変わってきたのである。結婚に対する宗教的意味と市民的契約を比較すると、後者のほうが離婚は容易である。離婚の手続は裁判所で行われるようになり、姦通、虐待、遺棄、重婚などは離婚の法的原因となった。このように、離婚禁止から、法によって特定の原因を定め、これに合致すれば離婚を認めるという有責主義へと変わってきたのである。20世紀に入ると、アメリカのいくつかの州でも有責離婚法を採用した。しかし、ニューヨーク州やニュージャージー州、サウスカロライナ州などでは、人びとは厳しい離婚法に耐えられず、「移住離婚」や「別居」を選んだ。さらに、離婚を求めて離婚しやすい国へ移住する人々もいた。このように、1960年までアメリカでは、特定の法的原因がある場合を除いて離婚は許されなかった。さらに、結婚生活が事実上破綻しても、その離婚の原因をつくった有責者からの離婚請求は認められなかったし、双方が合意しても離婚は認められなかった。というのは、アメリカや西欧でも、1960年代以前には離婚は逸脱や病理として捉えられたからである。

ところが、1960年初期からアメリカでは離婚率が急増した。アメリカでは、離婚法の自

自由化が離婚率の増加をもたらしたのか、それとも人々の離婚に対する欲求の増大に離婚法が対応したのか、についての議論が行われた。ひとつの見解は、離婚率が上昇し、離婚に対する大衆の意識が変化してから、離婚法がそれに対応したというものである(Brody, 1970)。Brodyによると、家族生活と道徳的行為に影響を与える法律は、一般的にゆっくり変化する。実際に離婚が増加し、大衆がそれを容認してから離婚法は変化するという。さらに、Cherlinは、人びとの離婚行動の変容と離婚法の改正との関係に注目した(Cherlin, 1981)。彼によれば、離婚法が自由化される以前に、人々の離婚行動は変化したという。1960年代の初期から離婚率の急増が始まったが、実際に離婚に対する考え方は、1960年代後期と1970年代初期に変化した。その後、1970年代にはほとんどの州では離婚法を改正した。つまり、大衆の離婚行動の変化、あるいは意識の変化に離婚法が対応したということになる。それに対して、もう1つの見解は、離婚率の増加は離婚法の改革と関係がないというものである。これは離婚法を自由にした州と、そうでない州との離婚率を比較すると、ほとんど差がないという根拠に基づいている(Wright & Stetson, 1978)。このように、アメリカでは1960年代の離婚率の急増をめぐって議論が分かれている。

グード(1993)は、離婚法の変化だけでは離婚率の上昇を説明できないと指摘した。社会学者や人口学者による、離婚しやすい法律が離婚率にわずかな影響を与えているという主張に対して、離婚法の自由化は離婚率のレベルに影響を与える要因の1つではあるが、離婚法だけで離婚率の上昇の要因を説明することはできないとグードは指摘した。離婚法を自由にして離婚の障害を取り除くと、それまで離婚できなかった人びとが離婚する(Goode, 1993)。すなわち、離婚の自由化は潜在的離婚を一時的に顕在化する効果しかもたらさないということである。

離婚の急増は離婚法の変化だけでは説明できないこと、1960年代後半から1970年代に増大した大衆の離婚の欲求に離婚法の自由化政策が対応したことは否定できないと考えられる。1960年代の後半から、アメリカや西洋の諸国では、結婚・離婚に関する自己決定権が認められ、夫婦間の合意があれば離婚できるようになった。離婚の手続においても、アメリカでは条件さえ満たせば当事者は裁判所に出頭しなくても離婚できるようになった。さらに、当事者間に離婚合意が成立しているものについては、その原因を問わない破綻主義へと移行した。現在の欧米諸国では、離婚法はどちらの責任も問うことなく結婚解消を認める破綻主義に変わり、結婚・離婚は個人の権利・自由の範疇に属するものとされ、外部の強制的干渉は否定されている。

要するに、離婚率の増大と離婚法との関係を議論する前に、なぜ離婚法を改正するかという問題を考察しなければならない。離婚法を改正するのは、従来の離婚法システムがうまく機能していないからである。従来の離婚法がうまく機能しているときには離婚法を改正する必要はない。従来の法システムが現行の社会状況のもとではうまく機能しなくなったとき、離婚法の改正の要求が起きるのである。そのため、離婚法と離婚率だけを問題にするのではなく、その当時どのような社会変動が起きたかを考察することが重要である。

離婚の自由化は、従来の離婚法の障害によって離婚できなかった「潜在的離婚」を一時的に増加させるだろうが、より重要なのは、そうした離婚へのニーズを変化させるものは何かを考察することである。

4 先行研究の有効性とその限界

以上では、諸外国における離婚研究について検討してきた。これら諸外国の先行理論を中国の離婚と結び付けて考察した場合、次のような有効性と限界があると考えられる。

まず、近代化理論、制度論および社会的制約理論の有効性とその限界についていうと、制度論・社会的制約理論は、毛沢東時代には適用することができるが、近代化理論と資源論は、毛沢東時代には適用できない。なぜなら、この時代には国家の社会統制と人々が離婚に対する社会的制約が強かったため、離婚を夫婦間の問題（私事）として処理することができなかったからである。西欧の近代化理論や資源論をそのまま適用すると、毛沢東時代の離婚の特徴は見えなくなる。中国には儒教思想の遺産と毛沢東思想の遺産がある。民国時代と毛沢東時代の中国人の家族生活と社会生活を支えてきた思想は個人主義ではなかった。毛沢東は近代化よりも、社会秩序の安定を何よりも優先した。そのため、毛沢東は伝統的慣習によって離婚を統制することで、家族の安定と社会の安定を維持した。中国の社会主義は社会主義の集団主義思想と伝統的儒教思想によって支えられたのである。それゆえ、改革開放以前の中国における離婚の分析には近代化理論をそのまま適用することはできない。毛沢東時代時代の産業化は個人解放につながらなかったうえ、中国では「婚姻の自由」（結婚と離婚の自由）という法的理念があっても、大多数の人々はその自由を認めなかったし、法律があっても実際には機能しないという状態が続いたのである。

しかし、近代化理論は改革開放期については部分的に適用できると考えられる。近代化の帰結は中国で離婚の増加をもたらしたことは否定できない。例えば、改革開放により中国社会に伝播されたのは、西欧諸国の先進的な経済・技術だけでなく、「快樂主義、個人主義、競争、刺激を与えるマスメディア、性至上主義」(Goode, 1963) という西洋文化も含まれている。この西洋文化は都市を中心に人々の生活に強い影響を与えたのである。しかし、近代化は中国全土において同じ程度に進んだわけではない。離婚結婚に対する「社会的制約」の強い地域と、そうでない地域がある。その意味で社会的制約理論も中国社会に適用できるのである。このように、既存の理論は時期や文脈によって異なる有効性を持つといえる。

次に、資源論の有効性とその限界については、資源論は改革開放時代には適用できると考えられる。毛沢東時代に個人の保有している資源が結婚と離婚に与える効果があったかどうかは確認することができない。改革開放後、夫婦を取り巻く社会的規制は弱まってきた。だが、社会的制約が弱まったから個人は自由に離婚を選択できるわけではない。社会的制約が弱まるのに応じて、個人が保有している資源が結婚および離婚の選択に大きな影

響を与えるようになると考えられる。そのため、資源論は改革開放後の結婚と離婚を考察する有効な理論である。

最後に、離婚法の自由化と離婚の増加の関連については、グードの理論が一定の有効性を持つと考えられる。婚姻法の改正は今まで離婚できなかった潜在的離婚を顕在化し、一時的に離婚の増加をもたらすであろう。しかし、離婚法の自由化は長期的な離婚の増加に影響を与える要因ではない。なぜなら離婚法が自由化されたために人々は離婚したがるようになるのではないからである。法制度は中国人の離婚に一時的に影響を与えたが、中国では法より慣習が重視されたため、法改正と離婚率の増加とはそれほど大きな関連がないと考えられる。むしろ、改革開放による政治、経済、価値観の変容が離婚の増加に与えた影響の方が大きいと考えられる。

以上、先行研究の限界とその有効性について述べたが、現在において離婚研究の最も大きな問題は、中国には離婚に関する十分なデータがないことである。例えば、毎年国家統計は、各省、自治区、直轄市の離婚総数について公表するものの、離婚者の個人的属性までは公表しない。それゆえ、どのような属性をもつものに離婚が多いかは知ることができない。こうした状況も考慮すると、筆者は結婚と離婚に対する中国人の意識の変容過程に焦点を当てることが重要であると考えられる。

5 中国の離婚研究

中国では改革開放後、1970年代後半から離婚が増大し始めた。これは、なぜ急激に離婚が増大するかという疑問を提起した。この問題に答えるために、中国の学者は、国家統計局によって公表された限られたデータや、新聞報道、人民法院の情報に基づいて離婚研究を行った。この限りで、以下の先行研究は、必ずしも十分な質的・量的データに基づいて詳細に分析されたものではないということを断っておく。しかし、これらの研究は中国の研究者が離婚についてどう考え、どう捉えているかを検討するには価値があると考えられる。以下では、中国における離婚研究の成果とその問題点について検討する。

中国人にとって最も関心の高い領域は、なぜ離婚率が上昇するのかという問題である。袁亜愚（1992）は、20世紀に入って世界的に離婚率が増加の傾向を辿っているが、世界の離婚率の高低には2つの共通点があると指摘した。1つは、社会主義や資本主義といった体制とは関係がなく、一般的に産業化・都市化の度合が高い国の方が、それらの度合の低い諸国より離婚率が高い。もう1つは、政治制度や社会制度と関係なく、文化圏および経済発展の度合の違いに関係している。西洋の文化圏は東洋の文化圏より離婚率が高く、経済の発展している国と地域の方がそうではない国と地域より離婚率が高いということである。ここから、袁亜愚は、離婚率が高いから政治制度や社会制度が悪く、離婚率が低いからそれらが良いということではないと解釈した。

経済の発展との関連にかんする研究をみると、離婚率を上昇させるという主張が多い。

李榮時(1993)によれば、経済が発展し、人々の生活水準が一定の水準に達すると、人々は結婚に対する欲求は高まる。それに応じて離婚も増加するという仮説である。さらに別の論者によれば、経済が発展する時期には離婚も増加し、経済が衰退する時期には離婚も減少する(徐安琪, 1994)。それに対して、離婚は経済の発展にも関連はあるが、中国では主に伝統的文化と生活習慣と関係があるという知見もある(顧鑒唐, 1993)。

産業化・都市化が離婚率の増加をもたらす、離婚の増加は経済の発展と関係がある、あるいは離婚率の高さは伝統文化の違いと関係がある、というこうした主張は、中国において実証的データを用いて十分検証されたものではない。先に見たように、グードの近代化理論は、産業化・都市化の発展は西洋社会で最も高い離婚率をもたらすと述べているが、すべての国家・社会において産業化・都市化の進展が高い離婚率をもたらすとは限らない。グードの近代化理論は西洋社会には当てはまるが、同様にアジア社会にも当てはまるかどうかには検討の余地がある。さらに、「経済の発展する時期には離婚が増加し、経済が衰退する時期には離婚が減少する」という命題も、十分に検証されているとは言い難い。たしかに、アメリカ社会では1930年代の厳しい経済的不況は10年間低い離婚率をもたらしたことがある。ところが1940年の終わり頃、第2次世界大戦による社会経済的混乱は急激な離婚の上昇をもたらしたといわれている(Raschke, 1987: 600)。

次に、封建思想と離婚との関連について述べた研究を検討しよう。最初に離婚と封建思想に触れたのは雷潔琮(1988)である。雷は、1980年代の離婚の増加を女性の封建思想からの解放がもたらしたものと捉えている。すなわち、離婚をもたらす主な要因は封建的結婚にあり、離婚の増加は妻が封建的束縛から解放されたことを意味する。ここでいう封建的結婚とは、親が子の意思を尊重せずに強制的に取り決める結婚、すなわち請負婚である。雷は、旧社会では女性は離婚の権利がなく、婚姻を解消する唯一の手段は自殺であったが、現在、女性が離婚できることは女性解放を意味すると述べた。改革開放後の離婚の主な原因は、請負婚、軽率婚姻(結婚を慎重に考慮せず簡単に決めてしまうこと)、不倫にあり、夫が封建思想に影響されていることにあるという。同様に、請負婚が離婚の増加をもたらすと主張している曾毅・舒兒茨・王徳明(1993)は、請負婚は強制的なものであり、愛情によって結ばれていないため、恋愛結婚よりも離婚の可能性が高いとしている。

女性解放と離婚の関連にかんして、潘允康(1994)は、社会変動論の視点からの離婚増大の背景的要因として次の5点を指摘している。すなわち、①ロマンチックな愛情への憧れ、②女性の地位の向上、③家族機能の変化、④ライフスタイルの変化、⑤離婚しやすい法的条件、である。ただし、中国では「家本位」の理念が強く残っているため、先進諸国のような高い離婚は起こらないだろうと予測している。女性の地位の向上については、女性の経済的自立と婚姻に対する質的要求の増大は都市女性の離婚率の高さをもたらす(李榮時, 1993; 顧・塘, 1993)という主張もある。潘允康は、離婚の増加を現代の社会変化に結び付けて考えたが、その根拠を十分示しているわけではない。

既存のこうした研究が触れている事実として次のようなものがある。改革開放前の農村

では、人民公社や生産隊による規制が強すぎて、請負婚がほとんど行われなかった。しかし、改革開放後、農村では再び請負婚が行われているのだ。このことは何を意味するのか。それは単なる封建意識と女性解放の次元の問題であろうか。もし封建意識と女性解放の次元で現在の離婚を捉えるなら、今まで中国政府は封建思想を温存させ、封建思想から女性を解放させなかったということになる。また、もし現在の離婚が女性の解放を意味するなら、社会主義計画経済の時代にも女性は解放されなかったことになる。さらに、計画経済時代における封建意識の温存は社会秩序の安定に対してどのように寄与したのか、市場経済時代にはなぜ封建意識から女性は解放されるのか、などの疑問が残る。既存の研究はこうした疑問について触れていない。

潘允康の研究は、離婚を現代社会の社会変動に結び付けて考察した点では評価できるが、彼の主張する「家本位」の理念は、都市と農村とでは必ずしも同じではない。人々が「家」の利益のために個人の利益を犠牲にする伝統的理念が強く残っているなら、今日のように離婚率は増大しないはずである。現代の中国社会では、「家本位」の伝統的理念が薄れ、個人本意の価値観が強まってきているので、離婚率が増加しているのである。とりわけ都市部ではその現象が顕著に現れている。都会のほうが農村より離婚率が高いのは、都会のほうが農村よりも伝統が破壊されやすいからである。現在都市部では、伝統的な「包办婚姻」は姿を消しており（呉本雪, 1987）、農村でも都市でも「家本位」の理念が薄れていくことは避けられない。潘允康の研究は、離婚を社会変動論の視点で捉えた点では評価できるが、都市部と農村部の違いを明確に区別したものではない。

こうした研究とは対照的に、李銀河・馮小双（1991）は離婚と愛情との関係を論じた。李・馮は、北京市の34名の離婚経験者に対してインタビューによる実態調査を行った。李・馮によれば、離婚は主に愛情と関係があり、離婚経験者のほとんどは愛情に基づいて結婚しなかった。李と馮は、愛情によって結婚できなかったのは家族や社会による規制が強すぎるからであると指摘した。李・馮は離婚の事例から3つの特徴を導き出している。

1つは、政治との関係である。結婚・離婚の事例を分析すると、「文化大革命」（1966～1976）、「反革命分子」（1949年から1976年にかけての「政治犯」のレッテルを貼られた人）、「出身階級」（地主、富農、右派などの出身の子女）、「住宅分配上の不平等」（単位社会の住宅分配上における不平等規定）などのキーワードがあがってくる。また、年齢的には40代に政治的要因による離婚が多いと指摘する。このように、結婚・離婚に国家が政治的に強く干渉することは中国の1つの特質といえる。

2つ目は、社会的規範との関係である。中国社会では「適齢期」に結婚しないと世間の風当たりが強いため、「適齢期」を過ぎた女性は結婚を急ぐ傾向がある。このように、「適齢期」を逃した女性が好きでもない男性と結婚してしまった結果、離婚に至る事例もある。

3つ目は、資本主義社会でも見られるような事例、例えば、性格の不一致、性生活への不満、不倫などである。李・馮が特に強調したのは「愛情」である。インタビュー調査において離婚経験者がもっとも強調したのは、子供や財産よりも「愛情」の問題であった。

李・馮による離婚経験者への実態調査では、調査対象者の年齢、学歴、職業などの基本的な個人的属性が明示されておらず、実態調査としては不十分な点も多いが、中国社会の歴史的、政治的要因と離婚との関係を研究した点では評価できる。さらに農村の「包办婚姻」が離婚の増大をもたらすという雷の知見と、北京のような大都会では「愛情」を求めて離婚するという李・馮の知見とは対照的である。両者の知見の相違に、中国の都市社会と農村社会の相違を垣間見ることができる。

さらに、結婚観・離婚観の変容との関係について述べた研究を検討しよう。戴徳忠(1992)は離婚増大の原因を大衆の結婚観・離婚観の変容に求めた。彼は、離婚観の変容した原因として、人々が不満足な結婚生活を終えたいと考えるようになったこと、社会が離婚に対して寛容な態度をとるようになったこと、すなわち離婚に対する社会的世論の圧力が小さくなったことを指摘した。さらに、以前は離婚に対して一概に否定したが、現在は否定するだけでなく同情も肯定もするようになったという知見もある(曾毅, 1995)。すなわち曾の見解は、現在人々の離婚に対する考え方は多様化しているということである。戴徳忠は、改革・開放後の離婚増加は、長期的に潜在していた「死んだ結婚=潜在的離婚」の顕在化であり、大衆の「白頭偕老」(夫婦ともに白髪が生えるまで離婚しないで一緒に生活すること)という伝統的観念の否定にあると指摘した。また、離別率の高さは西洋の価値観が中国の都市社会に与えた影響と関連があるという知見もある(顧鑒唐, 1993)。

戴徳忠の「離婚に対する社会的世論の圧力が小さくなった」という指摘は、改革開放前は離婚に対する社会的世論の圧力が強かったこと、不満足な結婚でも離婚できなかったことを意味する。しかし戴は、なぜ以前は離婚に対する社会的世論の圧力が強かったのか、現在はなぜその圧力が小さくなったのか、またはどのようにしてその圧力が小さくなったのか、なぜ不満足な結婚にも忍従したのか、などについては触れておらず、その点で理論的には不十分である。

以上、中国の研究者は離婚をどう捉えてきたかを検討してきた。その論点をもう一度手短かに整理すると、次の通りである。

- ① 産業化・都市化が離婚率を増大させる。
- ② 離婚率の高低は経済発展と伝統文化の違いに関係している。
- ③ 経済の発展する時期には離婚も増加し、経済が衰退する時期には離婚も減少する。
- ④ 離婚の増加は伝統的文化と生活習慣と関係している。
- ⑤ 離婚をもたらす主な要因は「封建的結婚」にあり、離婚の増加は妻が封建的束縛から解放されたことを意味する。
- ⑥ 中国では「家本位」の理念が強く残っているため、先進諸国のような高い離婚は起らない。
- ⑦ 離婚の原因は愛情によって結婚していないからである。
- ⑧ 離婚の増加は社会が離婚に対して寛容な態度をとるようになったからである。

これらの知見は前節までで紹介した西欧の研究の知見と部分的に対応するものである。

中国における既存の研究は離婚の歴史的変容過程に注目して考察していないという限界を持つ。結婚および離婚について何が変化し、何が変化していないのかについて明らかにされていない。こうした状況を踏まえると、中国の結婚および離婚の研究は、「封建的結婚」や「家本位」の理念とは何かを考察することから始めなければならない。つまり、伝統的結婚および離婚の特質を整理し、その後時代や社会の変化によって結婚・離婚はどう変わったのかについて考察する必要がある。

6 研究方法

6.1 データ

時代や社会の変化に伴って結婚・離婚はどう変わってきたのかについて考察するために筆者は、独自に実施した調査データを含め、複数のデータソースを用いている。

まず、吉林省延辺朝鮮族自治州での調査データについて簡単に説明する。1997年から1998年にかけて筆者は、吉林省延辺朝鮮族自治州での資料調査およびヒヤリングを行なった。この調査は、延辺中級自民法院、延吉市基礎人民法院、延辺大学家庭法律事務所、延辺婦女問題研究所、延辺婦女雑誌社、S街道（行政の末端組織）の離婚調停機関を訪ね、資料収集とヒヤリングを行なった。分析の対象として使われている主なデータは、延辺中級人民法院の文化大革命期を除く裁判離婚の動向、およびS街道の離婚調停を受けた297組の記録調査である。このデータは主として8章で用いる。

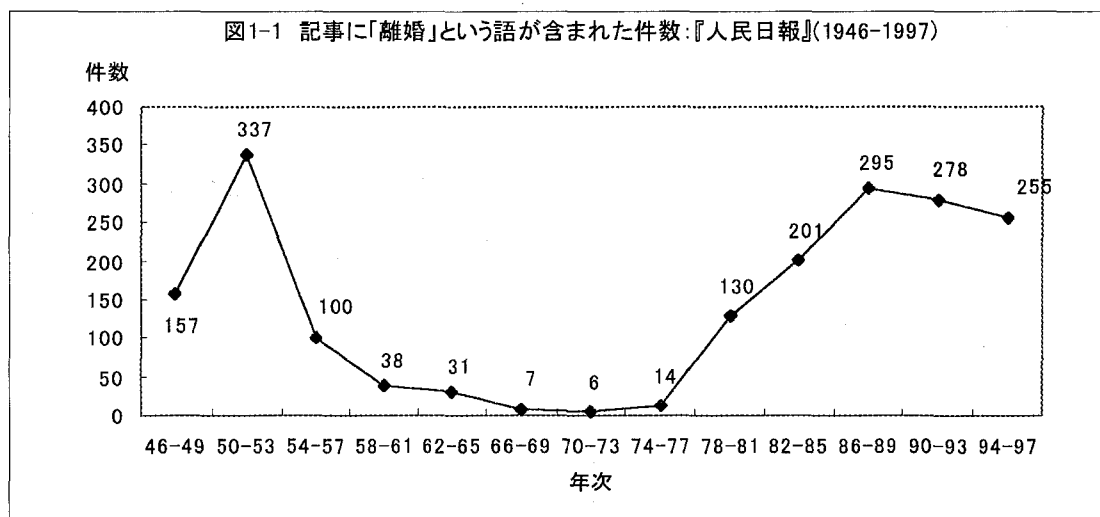
次に、離婚にかんする全国的動向の分析では、統計データだけでなく、分析の素材として新聞記事や雑誌記事を用いた。その理由は2つある。1つは、既存の全国統計データでは中国の離婚の全体像を分析することができないからである。国家統計局が公表した統計データは、各省、自治区、直轄市レベルの離婚数値、さらに1982年以降の人口センサスによる離別数値だけである。これらの統計データに依拠して、各地域別の離婚率の動向については考察できるが、階層別の離婚の変化については考察することが不可能である。もう1つは、特に改革・開放以前の離婚については政治的制約のため正確なデータを把握することが困難である。こうした不十分なデータから中国全土の離婚の全体像を把握することはできない。それゆえ、筆者は結婚と離婚に対する人々の考え方が時代や社会の変化に伴ってどう変わっていくかについて考察するに当たって、主たる分析の素材として『人民日報』を利用した。（『人民日報』という資料の性格については後述する）。分析の際には、1946年から1997年にかけての『人民日報』の記事を「離婚」というキーワードで調べ、次に、抽出された離婚記事を検討して離婚に直接関連していないものは分析対象から除外した。

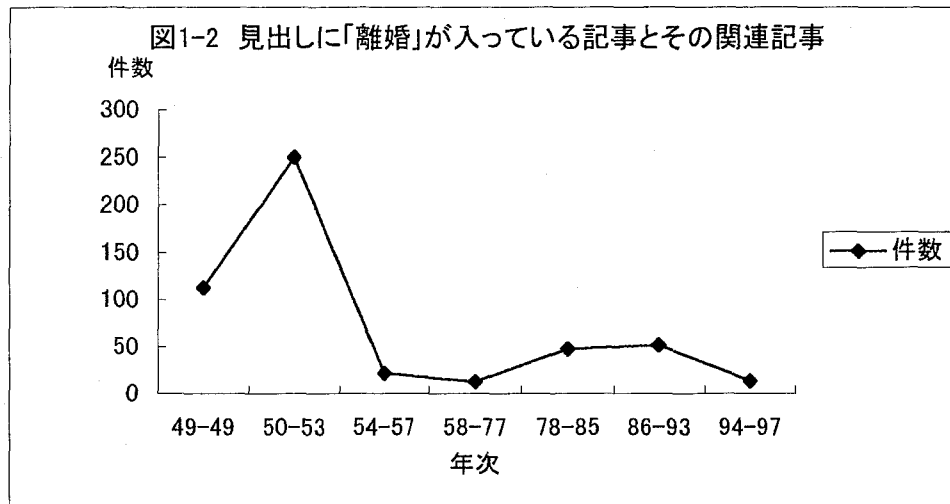
『人民日報』のなかで離婚に向けられた関心の変化を調べるため、「離婚」という語を含む記事をすべて調べた（図1-1）。図1-1から、1946年から1953年にかけての離婚に関する記事はきわめて多いのに対して、1954年から1966年（文化大革命の始まり）の記事はきわめて少なくなっていることが分かる。これは、人々が離婚に向ける関心が低下したか

らではなく、中央政府が意図的に離婚にかかわる記事を掲載しないことによって世論を統制しようとしたとも考えられる。1966年から1976年にかけては、「離婚」の言葉を含む記事は最も少なくなる。その後、1978年から増加し、1986年頃には第2のピークに達するものの、1990年代に入って再び減少している。改革開放後の離婚に向けられる関心が低いのは、後述するように、1990年代に入って離婚の法的原因の列挙規定が施行されたことが関係していると考えられる。

これらの「離婚」という語を含む記事を実際に検討すると、分析の対象にしうる記事はきわめて限られている。なぜなら「離婚」という語を含む記事の多くは、実際には離婚を主題とした文章ではないことが多いからである。それゆえ、見出しに「離婚」の語を含む記事と、見出しに離婚という語はないが離婚について書かれた記事を分析の対象として選んだ。分析された記事件数は512件である(図1-2)。以下の各章で用いられる『人民日報』からの資料はこの512件をベースとしている。

もちろん、本研究に用いるデータには限界がある。本データを通して、時代や社会の変容につれて生じた人々の結婚・離婚に対する意識の変化については、ある程度考察することができても、階層別にどのような意識の違いがあるかについては、考察することができない。これが本研究データの最大の限界である。





6.2 『人民日報』の性格

ここでは、『人民日報』とはどのような性格を持つ新聞であるかについて触れることにする。

『人民日報』は、1946年5月15日に邯鄲市で創刊された中国共産党機関紙で、最も権威のある全国紙である。『人民日報』の主な任務は、①党の路線・方針・政策を宣伝すること、②読者の意見・声・要求を反映し、批判と自己批判を推し進めること、などである。『人民日報』は1940年代後半から1953年にかけて、読者の意見・声・要求を反映したが、1954年から1980年代初期にかけては、読者の意見がほとんど反映されていない。再び読者の声が反映されたのは1986年頃からであると筆者は考えている。

同紙は全中国の報道機関の頂点に立ち、報道内容は直接党・政府の政策・方針を反映しており、中国を知るうえでも有力な新聞である。反面、党中央の権力を握る勢力や首脳の考え方に左右される傾向が強い。人民日報は共産党の機関紙なので共産党の立場でしか語られていないと考えられがちであるが、政治の変化にともない報道の仕方も大きく変化している。1946年から1953年までは、読者の声を反映したり、政府や「幹部」の間違いを批判したり、是正したりした。しかし、1953年以降は、読者の声と「政法コラム」（法律の専門家が法律の解釈を行ったり、法の運用上の問題点を指摘したりする欄）が消えてしまう。1957年に「百花争鳴、百花齐放」の運動のもとで、婚姻法をめぐる対立する見解も新聞に報道された。1958年には「反右派闘争」が始まり、自由な議論はできなくなるが、『人民日報』もこのような政治的影響を受け、それは離婚記事にも強く反映されている。

1966年の「文化大革命」から1980年初期にかけては、党の政策・方針を大衆に宣伝することを重視し、大衆の意見はほとんど新聞に反映されていない。しかし、改革開放後、『人民日報』も大きく変化している。現在の記事は多様性と変化に富んでいるといえる。

『人民日報』は中国共産党の機関紙なので、中央政府の意思を反映しているといえる。そこには、中国指導層の意識の変化が反映される。離婚の記事の分析を通じて、離婚の変

化だけでなく、離婚にかんする支配的な考え方の変化を伺い知ることができる。

6.3 新聞記事の位置づけ

最近、新聞報道に関する社会学的な研究が盛んになっている。タックマン（1991）や加藤（1998）は、新聞報道を「客観的報道言説」と見なすことは不可能であると指摘した。彼らは、新聞言説は中立的ではなく、「事実」は選択されるという。その「事実」を選ぶ過程には、報道側のさまざまな思惑やイデオロギーが関与するが、新聞はそのような過程を隠蔽しているとタックマンは指摘する。つまり報道言説は「中立的な視点に基づく事実」を伝えていると見せかけるが、現実はそうではないということである。

新聞を始めマスメディアは中立的、客観的ではないという論点には異論がない。しかし、新聞報道が客観的か、中立的かを議論することが新聞記事を言説として分析することの目的ではない。新聞報道言説が客観的か中立的かということではなく、新聞報道から何が分かるか、何が読み取れるかが重要なのである。新聞は何の意図をもって記事を報道したり、報道しなかったりするのか。その背景にあるものは何かに関心を向けることが重要である。そのため、どのような性格をもった新聞かによって記事の扱い方が違って来ることに注意する必要がある。本稿では『人民日報』の記事を時代別に比較し、その変化及びその文脈を読むことに配慮している。すなわち、新聞や雑誌の記事に依拠し、改革・開放時代までの離婚の言説を通して、離婚がどのように変化してきたかを考察する。

第2章 結婚・離婚と「私事」意味の変容 ——社会的アプローチ——

本研究は、人々が結婚と離婚について「私事である」または「私事ではない」とする言説の背後にある意図および社会的背景を考察する。そこで、この章では、まず費孝通の「結婚は私事にあらず」の命題を再検討し、その命題の問題点を検討する（第1節）。次に、私事に関する理論研究を整理し、中国における私事の位置づけを検討する（第2節）。第3に、費孝通の命題と諸外国の研究についての検討を踏まえて、結婚・離婚と私事との関係を考察する上での理論的課題を提示する（第3節）。

1 費孝通の命題の再検討とその問題点

序論で費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題について触れた。ここでは、彼のいう「私事」の意味をより具体的に検討し、その問題点を指摘することにしよう。

費孝通の「結婚は私事にあらず」というのは、「結婚は個人的な事柄ではない」という意味である。すなわち、結婚は男女間だけで決定できないということである。また、結婚には家族、社会、国家（法律）がかかわるということである。ただし、民国時代の中国社会では結婚は家族の事柄であって、社会と国家が直接家族内部に介入することはなかった（3章で詳細に述べる）。

ところで、費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題は、当時の典型的な中国人の家族生活を反映したものだと言えるのであろうか。筆者の考えでは、彼の命題は民国時代以前と民国時代の中国の農村社会の結婚慣習について述べたものである。彼は当時の都市社会の婚姻の変化には注目しなかったし、階層別の結婚の違いにも注目しなかった。つまり彼は、変化しつつある都市社会や知識層の結婚に注目したのではなく、時代や社会が変化してもあまり変わらない中国の農村における結婚慣習に注目したのである。それゆえ、都市や「解放区」（共産党の支配地区）および階層別の結婚・離婚などで生じていたと考えられる変化については述べる事ができない。

民国時代の婚姻制度については、都市社会や知識層には変化が現れたこと、「解放区」と「非解放区」での婚姻は同じではなかったことを指摘しておきたい（詳細は第3章を参照）。恋愛結婚は男女が個人として決定できるという意味で私事（個人的な事柄）といえる。確かに民国時代の農村では、費孝通の指摘した通り、恋愛結婚はほとんどなかったが、上海などの近代的な都市では恋愛結婚が流行していた。また、階層別にみると知識層には他の階層に比べると恋愛結婚が多く、地主や大商人は恋愛結婚がなかったという報告がなされている（Lang, 1946）。さらに、後述のように、「解放区」では結婚・離婚は国家・行政の

干渉を受けており、私事ではなかった。こうした状況を考慮に入れると、費孝通は安定的であった農村社会の伝統的な結婚制度に注目して「結婚は私事にあらず」と論じたのであり、都市社会や知識層および解放区の婚姻については論じていないと言わねばならない。

重要なのは、研究者や論者が、いつ、どこで、何について考察し、言葉の定義をすることである。もし民国時代の知識層の結婚および離婚を研究対象として定義を行なったら、「結婚は私事である」という命題が成立するかもしれない。つまり、研究者が伝統的な婚姻慣習を守り続ける階層を研究対象にするのか、それとも伝統的な婚姻慣習に破壊する知識層を研究対象にするかによって異なる命題が生れるだろう。そのため、費孝通の命題は当時の農村社会の農民には当てはまるが、都市社会や知識層には当てはまらないと考えられる。

それゆえ、研究者は概念を定義するとき、どの社会階層に対する概念であるかを明確にすることが必要である。また、概念は固定的ではなく、社会や時代の変化によって解釈が変化していく（赤川, 2001: 63-84）。すなわち、社会や時代によって概念も再構成される。現状における中国の結婚と離婚研究の問題点は、時代や社会が変化したにもかかわらず、費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題への批判がまったく見られないことである。こうした状況を考慮すると、費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題が、現段階の中国社会に当てはまるかどうかについて検証する必要がある。

また、研究者や論者が時代や社会の変化によって変わっていく側面を捉えるのか、それとも変わっていない側面を捉えるかによって私事概念は異なるはずである。そのため、民国時代には社会や時代の変化によって変わっていく結婚および離婚の側面に注目して、私事概念を再検討する必要がある。さらに、私事という概念の多様性を踏まえながら、異なる時代において、「結婚は私事にあらず」という命題がどの程度当てはまるかを検証する必要がある。

2 「私事」の概念の検討

ここでは、社会学の分野を中心に、先行研究のなかで私事がどう論じられているかについての検討を踏まえて、私事概念を検討しよう。

私事について、日本語の『新明解国語辞典』では「個人的な事柄」(personal affairs)と解釈されている。ここでは、私事の辞書的な意味よりも、それが専門分野ではどう使われているかを考察することが重要である。

ミルは、「自由」にかんする古典的な著作のなかで、「自分自身にのみ関連する生活部分」(私事)と、「他人に関連する部分」を区別し、前者については行為者の自由があり、他人が干渉するべきではないとするのに対して、後者については干渉することが許されるとした(Mill, 1873=1927)。ここでの私事(personal affairs)とは、「干渉されるべきではない領域」と「干渉される領域」として公私を区別していることになる。また、ミルの私

事の範囲は個人である。

しかし、私事の言葉の範囲は個人のみを示すとは限らない。「私」の範囲が「個人」という枠を超えて家族にまで拡大される場合もある。例えば、日本の明治時代の私事とは、個人と個人の事柄ではなく、「家族の事柄」であり、国家権力の干渉すべき領域ではないとされている。明治民法の起草委員熊野敬三は、明治民法の精神について次のように語った。

「即チ本法ノ精神ニ依レバ婚姻及ビ離婚ハ一家ノ私事ニ属シ、国家ガ叩リニ之ニ干渉ス可キモノニ非ズ。仮令之ニ干渉スルモ百害アリ一利ナシトスルナリ」(山田, 1987: 100)。明治国家は婚姻及び離婚を、個人間の問題でなく、「一家の私事」とし、家族問題に干渉することは好ましくないとした。ここで、婚姻及び離婚に関する私事は、家を単位として概念化されており、個人を単位とはしていない。

また、社会学者バーガー(1973=1977)の私的(private)領域の概念は、個人や家族の枠を超えて友人や近隣の関係にまで拡大されている。バーガーは、人々によって構成される生活世界が複数化していると指摘し、この社会的な生活世界の複数化を私化(privatization)として捉えた。公的領域は、官僚機構と産業組織であり、私的領域は家族や友人および近隣関係であるとした。彼は、ミルより私の領域を拡大解釈し、私を公と対抗する領域として捉え、私のポジティブな側面に着目した。すなわち、彼は私的領域を人間の自律にとって欠かせない領域として、公的領域の価値と対立させて捉えた。彼は私的領域を「親密な世界」とし、公的領域を制度や国家に関わる世界として、前者を役割に拘束されず、自由に役割を形成しうる領域とし、後者を役割に拘束される領域とした。バーガーの議論からうかがえるように、公私の範囲と概念には一定したものがなく、研究者の主観的意味が色濃く含まれている。しかし、公私の領域を分離しようとする背後には、公権力の干渉を排除し、個人的または私的な空間を確保したいという研究者・論者の意図が存在している。

ところで、1980年代には「私」をポジティブに捉え、「公」をネガティブに捉える動向はフェミニズムの研究成果によって変わりつつある。「家族という私的世界は国家の干渉に対する最後の砦であり、個人の成長と発展のための領域として絶えず国家の干渉政策と戦い続けている」(Gittins, 1985=1990: 224-225)といわれ、家族と国家は対抗する領域として捉えられたが、現在は家族を私的領域として捉えることによって女性差別の問題が放置されるという問題が指摘されている。こうした変化を受けて、「公私」の問題をめぐって「干渉されるべきではない領域」や「親密な領域」とされてきた「私的(private)領域」について新たな議論が現れている。とりわけ「公化」の定義をポジティブに捉える研究は重要であろう。例えば、永田(2000)は、「公化」とは、「すなわち積極的に国家を利用することで、差別の撤廃や個人の保護を目指そうとする方向である」(永田, 2000: 171-183)と述べている。

これは、家族に対する公権力の干渉が強かった時代には、家族への干渉を防ぐため、私化はポジティブな意味で捉えられ、家族内部の私的権力が問題になると、「公化」がポジテ

イブな意味で捉えられるということを示唆している。すなわち、概念は社会の変容にともなって変化し、社会がおかれた状況によって変化するといえる。現在の自由主義国家では、個人の権利と自由の拡大する風潮のなかで、何が「干渉されるべきでない範囲」であり、何が「規制すべき範囲」であるかにかんする社会制度自体が再構築される時代に入ってきたとあってよいであろう。まさに片桐(1996:205-206)が指摘したように、「何を私的領域とし、何を公的領域とするかは、時代や社会によって相対的であり、そのあり方は流動的である」。

以上の私事の議論を整理すると、以下の通りである。

まず、私事にかんする専門的な議論は辞書的意味から離れて、干渉との関連で展開されている。次に、私事は、personal affairs と private affairs の意味に分かれている。第3に、何を私事の範囲にし、何を私事の範囲にしないかは論者によって様々である。というのは、「公」と「私」の範囲は、研究者や論者の主観的意図によって決められるからである。研究者・論者は、自分の意図によって、どこまでが「干渉されえない領域」であり、どのまでが「干渉しても良い領域」であるという境界線を引く。そこで、研究者・論者によって私事の範囲が「個人」にされたり、「家族」にされたりする。第4に、時代や社会の変化によって私事はポジティブに捉えられたり、ネガティブに捉えられたりしている。このことは、私事の意味が変化するというよりも、社会の変化によって私事の意味も変わらざるを得ないということを示唆する。こうした状況を考慮すると、すべての社会学者に認められるような私事の意味定義は存在しないと言える。

3 私事と干渉の問題

私事は「干渉」との関連で定義される。そこで、中国の状況に基づいて私事と干渉の関連について考えることにする。私事には主に2つの種類があると考えられる。それは「個人的な」意味での私事 (personal affairs) と「私的な」意味での私事 (private affairs) である。「個人的な」意味での私事とは、個人の選択が他人から干渉されるべきでない事柄であるという意味で定義される私事＝「個人的な事柄」(personal affairs) である。それに対して、「私的な」意味での私事とは、個人的な領域に属しない公的領域から干渉されるべきではない事柄であるという意味で定義される私事＝「私的な事柄」(private affairs) である。ここで、公的領域とは官僚機構と産業組織のことであり、私的領域とは個人および家族・親族のことである。ここで筆者は、私的領域を親密で自由な世界として捉えるつもりはない。なぜなら、先行研究が明らかにするように、私的領域が親密で自由な領域と主張する理論的根拠が乏しいからである。

さらに、私的な意味での私事という概念には、いわば「家族的な事柄」とも呼ぶべき意味が含まれる。特に結婚・離婚が私事であると言われるとき、公的領域からの結婚・離婚への干渉を拒否しながらも、それを当事者個人たちの合意に委ねず、当事者以外の家族

(家長やその他の親族)がそれに対する決定権を持つという意味で用いられることがある。ここでは、こうした意味での私事を、「家族的な」事柄(family affairs)と呼ぶことにしたい。

以上の区別に基づいて、「結婚・離婚は私事である」場合と、「結婚・離婚は私事ではない」場合を整理しよう。まず、前者の場合には以下の通りである。

- ① 「個人的な事柄」: 結婚・離婚は男女または夫婦だけの問題とみなされる(当事者以外のすべての干渉が排除される)。例えば、恋愛結婚、協議離婚などである。
- ② 「家族的な事柄」: 結婚・離婚は家族の問題とみなされる(家族以外のすべての干渉が排除される)。例えば、請負婚(包.婚姻)などである。ただし、今日中国で「結婚・離婚は家族的な事柄であると言われる場合、そこには公権力による家族への干渉を排除したいという意図が含まれている。

次に、後者の場合には以下の通りである。

- ① 「個人的な事柄ではない」: 結婚・離婚は男女または夫婦だけの問題ではないとみなされる(家族、社会、国家による干渉が許される)。
- ② 「家族的な事柄ではない」: 結婚・離婚は家族の問題ではないとみなされる(社会と国家による干渉が許される)。

以上の概念枠組みを用いて、各時代の結婚・離婚についての私事の関係を示すと、以下のようになると考えられる。

時代別に整理すると、費孝通の「結婚は私事にあらず」という主張は、結婚は男女間の「personal affairs」(中国語訳は「個人的私事」)ではないという意味であり、「private affairs」でないという意味ではない。すなわち、結婚は「家(家族)の事柄」(family affairs)ではあるが、「個人的な事柄」ではないということである(図2-1)。これは、当時親が子の意思を無視して結婚を決め、子がそれに従ったという事実を踏まえている。つまり、民国時代における伝統的家族慣習では、結婚・離婚に対する親の私権力は認められたが、個人間の合意は認められなかった。これは、非解放区の農村の結婚と離婚の慣習の特徴のみに基づく結婚・離婚にかんする主張であり、解放区の結婚と離婚については触れていない。

図2-1 「解放区」と「非解放区」における結婚・離婚に対する「私事」意識の違い

	解放区(共産党支配)		非解放区(国民党支配)	
	personal affairs	family affairs	personal affairs	family affairs
婚姻法	○	×	○	×
婚姻法の運用	×	×	×	○
新聞記事	×	×	—	—
費孝通の命題	—	—	×	○

注: 結婚・離婚が「私事」とされた場合には「○」、そうでない場合には「×」をつけた。

図 2-2 中国における結婚・離婚に対する「私事」意識の変容過程

	毛沢東時代(1949-1976)		改革開放以降(1978-現在)	
	personal affairs	family affairs	personal affairs	family affairs
婚姻法	○	×	○	×
婚姻法の運用	×	×	○	×
新聞・雑誌	×	×	○	○ ¹

解放区では、婚姻法は結婚も離婚も個人的な事柄であるとしたが、『人民日報』によると、結婚と離婚は家族的な事柄でも個人的な事柄でもなかった。行政は「中間集団」を介して個人生活や家族生活に介入してきた。すなわち、公権力は家族問題を放置せず、積極的に干渉したのである(図 2-1)。また、結婚と離婚においても、「人民」(味方)と「敵」に対して介入の仕方は異なっていた。こうした結婚と離婚への介入が最も顕著に現れたのが建国前の土地改革である。これらについては、第 3 章で具体的に取り上げる。

毛沢東時代における「結婚は私事にあらず」という主張の意味は、費孝通が「結婚は私事にあらず」としたときの意味とは違う。婚姻法によれば、結婚も離婚も男女の合意のみに基づく個人的な事柄(私事)である。しかし、毛沢東時代の『人民日報』における「私事」の用法では、結婚・離婚は「個人の事柄」でもなく、「私的な事柄」でもないと解釈された。こうした法の変化の背後には、国家による結婚と離婚への干渉を正当化しようとする意図が含まれている。

さらに、毛沢東時代の結婚・離婚および家族は、私事とされず、社会・国家の利害と関係があるとされた。それゆえ、国家は 1953 年から個人生活や家族生活に、社会組織のリーダーを通して干渉してきた。社会組織のリーダーが結婚と離婚について干渉する行為が批判されたのは、1950 年から 1952 年の間のみであった。各組織のリーダーは、離婚の自由には反対であった。そこで、1953 年、周恩来は再び「解放区」の調解という方式を施行する。この方法は、個人の訴訟の権利と自由を抑制するものであった。職場に調停機関が設けられたことにより、個人は訴訟の権利を主張することができなくなった。それが個人の欲望を抑制する最も良い方法であった(第 6 章参照)。しかし、毛沢東時代の中国では、「政治運動」が起きるたびに離婚が増加するという事件が起きた(第 5 章参照)。

改革開放時代に入ると、私事という言葉は公権力と対立する概念として使われている。そして、結婚・離婚は家族領域や個人の領域の問題として捉えられ、それに対する公権力の干渉は批判されている。例えば、「単位組織」のリーダーによる家族生活または個人生活

¹ この「○」は、民国時代の family affairs 欄における「○」とは意味が異なる。これは結婚・離婚は家族の私事であって、公権力の恣意的に介入すべき領域ではないという主張が『人民日報』において支配的になったという意味である。つまり、親が子の意思を無視して結婚・離婚を決定することが容認されているわけではない。

への干渉は批判を浴びている。そして、人々は結婚・離婚を「家の事柄」または「個人的な事柄」として捉えることによって、公権力の干渉から自分または家族の領域を守ろうとしている。

以上が3つの時代における結婚・離婚と私事との関連の図式であるが、第3章から7章では人々が結婚と離婚について「私事である」または「私事ではない」とする言説の背後にある意図および社会的背景を考察する。

第3章 民国時代の結婚と離婚

1946年に費孝通は、中国と西洋の違いに注目しながら、中国で最も伝統的な結婚生活を送っている農民層を調査研究の対象とした。その考察の結果が「結婚は私事にあらず」である。この命題には中国の農民層の伝統的な結婚慣習が集約されている。しかし、費孝通の命題は、当時の時代や社会の変化の中で相対的に安定していた非解放区の農民の結婚生活を表現したものであって、大都会や知識層および解放区の結婚生活を考察したものではない。すなわち、費孝通は相対的に伝統的な結婚生活をおくっている農民層を捉えたのであって、当時の中国の結婚生活の全体像を描いたのではない。

そこで、本章の課題は民国時代の結婚・離婚の全体像を描くことにある。具体的には、費孝通が考察した伝統的な結婚慣習以外に、民国時代にはどのような結婚の変化が起きたのかについて考察したい。まず、民国時代の結婚および離婚制度を取り上げ、個人の結婚・離婚の権利がどう変わったかを検討する（1節）。次に、伝統的結婚と離婚とはどのようなものであったかを確認する（2節）。第3に、民国時代の結婚を類型化し、それぞれの結婚の特徴について述べる（3節）。最後に、解放区ではどのような結婚と離婚が行なわれたかについて検討する（4節）。

1 国民党と共産党の婚姻制度

民国時代にたって、『中華国民民法親属篇』と『中華ソビエト共和国婚姻条例』のなかで、配偶者を選ぶ権利が認められることになる。

辛亥革命の勝利により、1912年には清朝が崩壊し中華民国が誕生した。国民党は1912年に組織され、共産党が1921年に組織された。当時中国では、国民党と共産党という二つの対立する政党が現れた。二つの政党はそれぞれ違う法政策によって家族に間接的に干渉した。

中華民国は1930年に『中華国民民法親属篇』を公布した。同法は、結婚を家の問題と考える古い思想を廃し、子供の配偶者を選ぶ権利を家長から取り上げた。結婚の成立には当事者双方の同意が必要となった（972条）。詐欺または強制があった場合は当事者の双方に婚約破棄の訴訟を起す権利が認められた（997条）。だが、結婚の契約に当事者の署名を必要条件とする条項はなかった。また、婦人には配偶者を自分で選ぶ権利が認められた。さらに、婦人の財産相続権も息子と対等になった（285条）。離婚については、男女は対等の待遇を与えられた（1052条）が、離婚した場合に原則として子供は父の手に残される（1055条）。姦通罪は男の場合も女の場合も平等に罰せられることになり（1052条）、法律上の男女差別はなくなった。このように、『中華国民民法親属篇』は、結婚における当事者

の権利をある程度尊重し、女性の不平等を是正するためにある程度配慮を示した。

だが、『中華国民民法親属篇』は法自体は改善されたが、運用からみる限り封建的な婚姻制度を否定したのではない。小野（1978）は指摘した。彼女によれば、同法は運用上は、仲人を立てた結婚式であれば当事者が合意しなくても合法的な結婚と認められたし、そうでなければ当事者が合意していても非合法の結婚であったという。一方、離婚については、男女双方の離婚の自由を形式的に承諾しているが、事実上、女性側からする離婚提起を困難にするものであった（小野, 1978: 203-204）。要するに、結婚・離婚の自由などは事実上存在しなかったという見解である。

中国共産党は『中華ソビエト共和国婚姻条例』（1931年2月1日）を公布・施行した。同法は1934年には『中華ソビエト共和国婚姻法』に変わった。同法は伝統的家族制度を覆し、結婚と離婚の自由を法的理念として掲げた。結婚には男女の双方の同意がなければならず、いずれかの一方あるいは第三者が強迫を加えることは許されないと定められた（第4条）。同条例は結婚における当事者の意見を尊重し、親の強制的干渉を否定した。さらに、同条例は、古い伝統的な婚姻慣習である結納金、結納および嫁入り道具を廃止した（第8条）。離婚については、「離婚の自由を確定する。男女の双方が離婚に同意したときには、ただちに離婚するものとする。男女の一方があくまで離婚を要求するときにも、ただちに離婚するものとする」（10条）と定められている。このように、中国共産党は伝統的な婚姻慣習を完全に否定し、結婚と離婚の完全な自由を法的理念として掲げた。さらに、近代的な協議離婚を認め、男女の一方が離婚を要求するうえでも「あくまで離婚を要求するとき」という条件しか設けず、『中華国民民法親属篇』より自由な法政策となった。

ところが、各解放区では、中国共産党の婚姻法を運用したのではなく、各地域の事情に応じて独自の婚姻条例を運用した。各解放区は『中華ソビエト共和国婚姻法』が定めるように、伝統的な婚姻慣習のすべてを否定することはなかった。例えば、1943年の『晋察冀辺区婚姻条例』には、「姦通のため離婚判決を受けた者、もしくは刑の宣告を受けたものは、相姦者と結婚できない」（第9条）という規定がある。中国では姦通者に対しては伝統的に厳しく処罰する伝統があった。同条例は、結婚と離婚の完全の自由を掲げる『中華ソビエト共和国婚姻法』と対照的に、中国の一般国民の姦通者には離婚後も再婚の自由を与えていない伝統的な考え方を反映したのである。さらに、夫婦の一方が革命の敵とされた場合には離婚は認められた。例えば、「漢奸（民族の裏切り者）あるいは抗戦に危害を及ぼす行為のあるもの」とは離婚できるとされている。このように、『晋察冀辺区婚姻条例』は、結婚と離婚における革命的思想と伝統的思想とが入り交じった婚姻条例である。

さらに、解放区の婚姻条例には、法的原因による離婚しか認められていないものもある。例えば、1941年の『晋察冀豫辺区婚姻暫行条例』では、協議離婚は認められず、夫婦の一方が離婚を請求した場合の法的原因しか定められていない。

このように、中華ソビエト共和国は伝統的な婚姻家族制度を完全に否定したものの、各解放区の指導者たちは、その地域の住民の生活にある程度配慮しながら、伝統的な婚姻家

族制度を全面的に否定することはなかったのである。

2 伝統的家族と結婚および離婚

『中華民法』および『中華ソビエト共和国婚姻条例』においては、結婚の成立には当事者双方の同意が必要となり、離婚については男女は対等の待遇を与えられたことが明らかになった。しかし、法律や社会が変わっても非解放区の農村では結婚・離婚の慣習がほとんど変わらなかった。以下では、先行研究を踏まえて民国時代における中国の結婚の変化を考察するため、まず中国の農村の伝統的な結婚慣習を整理しよう。

伝統的な中国の家族は、年長者が年少者を支配し、男性が女性を支配する家父長制家族である(Weber, 1947=1971)。家長は家族内の最年長の男性であり、すべての権限は家長に集中していた。具体的には、中国の家長は祖先の祭、婚姻、葬式などのような儀式を執行した。また、家長は全家族財産の名義人であり、それを処分する権限をもっていた。さらに、家族全員の収入と貯金を処理する権限をもっていた。家長は子の結婚を決定し、結婚契約書に署名した(Lang, 1946=1953)。

家長に権限が集中されたのに対して、子に求められたのは親に対する孝行、尊敬、従順および献身であった。それゆえ、子供の教育の主眼は、家のために尽くし、学校でも家でも一生懸命に働き、兄弟姉妹や近隣の子供たちと仲良くする「従順な子供」に育てることであった。こうして、親に権威が集中され、子に従順が求められた。たとえ親と子の衝突があったとしても、親が間違った場合でさえも、親は子に謝ることがなく両者の妥協によって解決された(Lang, 1946=1953)。

伝統的な結婚は個人的な私事ではなかった。結婚するかしないかは、個人の意思とは全く関係のないことであった。費孝通(1986)によれば、1935年の江蘇省開弦弓村では親が子の結婚を取り決め、子がそれに従う慣習はほとんど変わっていなかった。子どもが自分の結婚話をするにはよくないことであり、恥ずかしいこととされ、「求婚」という言い方すら存在しなかったという。また、婚約者同士は互いに知り合わず、婚約してから結婚まで顔も会わせなかったという。さらに、親は子が6歳や7歳のときに結婚を取り決めてしまうという。早めに結婚相手を決めておかないと、いい相手を探せないからである。

結婚と離婚との関係については、農村では占いや迷信によって結婚の手續を行うため、たとえ結婚がうまくいかない場合でも運命のせいにする傾向があった。こうした諦めの態度は、結婚生活がうまくいかない場合でも、簡単に離婚できず夫婦関係を維持する力となるのである。このような結婚慣習は開弦弓村だけでなく、当時の中国全土の農村の実態に近いものであったと考えられる。

結婚と離婚に大きな制約を与えたのが結納を交わす慣習であった。結納=婚資は婚姻契約を意味する(陶希聖, 1935)。婚資を交わすという慣習の重要な意味は、結婚を強固にし、離婚を防ぐ機能を果たすことにある。場合によっては結納金が高すぎるため、男性が結婚

できない要因にもなる。男女の両家が結納を交わすという行為は婚姻の約束を意味する。女性側が男性側から結納を受け取るという行為は婚姻契約の成立を意味する。結納を交わすと結婚を簡単に解消することは許されない。もし婚約を破棄したい場合にはその結納金を返済しなければ婚約の解消ができなかった。

当時の結納の慣習では、花嫁の家は結婚儀式の一部として、花嫁の家に金銭を送っていた。花嫁の家の側では、家が裕福である場合、花嫁から受けた金と同額の家具・衣装などを返礼として贈るのが体面上必要とされており、時には結婚の支度費用として同額の金を贈ることもあった。しかし、貧困層では、花嫁から受けた金を結婚費用に使う以外に、その大部分を自家の生活費に使うことも多かった (Lang, 1946=1953)。

離婚はどうであったか。農村では法規範より家族規範が強く、離婚は夫婦間の個人的な問題でなく、結婚と同じく親の問題であった。「礼記」には「どんな妻が自分の気に入っても、両親の気に入らなければ、息子は妻を離別せねばならぬ。また、自分に気に入らぬ妻でも、親が『あれはよく仕えてくれる』といえ、息子はどうしても夫として振舞わなければならぬ——むろん、その妻が死ぬまで」(陳浩, 1987) という言葉がある。この点に関連して、費孝通は、離縁を言い出すのは通常息子ではなく、姑であると指摘している。彼によると、離縁は通常姑の方が言い出すが、それはしばしば息子の意思に背く。姑が合理的な理由があつて離縁を提出する場合には、嫁は賠償金を求めることができない。例えば、姦通や不妊などである。また、嫁が家族紛争で行き詰った場合には、家族を放棄して、和解できるまで都会で生活するか、あるいは夫が姑の側について夫婦の和解ができない場合には、自殺するしかなかったという (費孝通, 1986: 36)。このように、民国時代の農村では離婚も夫婦個人間の問題ではなく、舅姑らがその決定権を握っていたことが窺える。

だが、民国時代の中国では離婚は稀であった(仁井田, 1952: 311-352; Lang, 1946=1953)。その理由としては2つの制約の存在がある。1つは伝統的家族規範による制約であり、世論は離婚が悪いこと、悲劇的なことと考えられていたということである。離婚が悲劇的だと考えられたのは、かつての女性は経済力がなかったし、離婚後再婚の機会がなかったためである。もう1つは経済的な制約であり、農民・職人・苦力(肉体労働者)などは最初の結婚による出費のため、第2の結婚をするだけの資金をもっていなかったということである。それに対して、裕福な階層は、もし妻が気に入らなければいつでも妾をもてるため、あえて妻を追い出す必要はなかったのである。

このように、伝統的結婚は個人の幸福以外にその目的があり、結婚後、夫婦関係を強固なものにするために、婚姻関係に経済的関係を絡ませたため、たとえ夫婦関係がうまくいかない場合でも簡単には解消できなかった。離婚は、伝統的家族規範や経済的制約によりほとんどの場合不可能であったが、それは夫婦間の事柄というよりも、親と嫁との間の問題であった。夫婦関係がうまくいかない場合でも、夫婦以外の家族はそれを運命のせいにするなどして諦めさせたり、夫婦の契約を親の契約にすることにより簡単に解消できないものにした。こうした慣習は、離婚の抑制につながる。民国時代の非解放区の農村

では、結婚も離婚も個人の意思とは関係のない「家族的な事柄」という意味での「私事」(private affairs)であって、夫婦間の私事 (personal affairs) ではなかった。

3 結婚の類型とその変化

以上では、『中華民法』と『中華ソビエト共和国婚姻法』という新しい婚姻法のもとでも、農村における家族生活にはほとんど変化が見られなかったことを指摘した。すなわち、法律が子の選択の権利を認めても、親が実際にそれを認めるかどうかは別の問題であった。しかし、民国時代には結婚・離婚がまったく変わらなかったわけではない。全国的にみると、都市や解放区および知識層には結婚・離婚の変化が見られたと考えられる。以下では、民国時代の結婚を類型化したうえで、その特徴を考察しよう。

ラング(1946=1953)に従って、1930年代の結婚を類型化すると次の五種類になる。

- ① 親決定型結婚——親が子の意思を完全に無視して取り決める
- ② 親主導型結婚——縁談を親が運んで子の同意を求める
- ③ 子主導型結婚——子が相手を選んで親の同意を求める
- ④ 自由型結婚——親の承諾を求めずに子が結婚する
- ⑤ 同志型結婚——思想を同じくしかつ同じ目標に向かって戦う同志のなかから自分で選んだ相手と結婚する

以上の五種類の中で、最も一般的な結婚が「親決定型結婚」(請負婚)であった。とりわけ、農村ではほとんどが「親決定型結婚」であった。この点については費孝通(1986: 30-40)もラング(1946=1953)も一致している。この時期には、結婚に国家が直接干渉せず、村落共同体も家族の要請がない限り結婚に干渉することはなかった。親は結婚の決定権を子に譲らなかった。農村では、民国時代に入っても結婚慣習は変わらなかったのである。例えば、ラングの調査では、華北や福建及び江蘇省の農村で170家族について360件の結婚を調査したところ、親が子の同意を求めた場合は1件しかなかった。また、170人の農民に面接調査を行ったところ、「新しい結婚」(当事者の意見を尊重して決める結婚)を知っているものはわずか3人だけであった(1946=1953: 158)。農村では新しい結婚を知っているものはほとんどなく、伝統的慣習によって結婚が行われていたことが推測される。

これに対して、1930年代に一部の都市では親と子の妥協による結婚、すなわち「親主導型結婚」と「子主導型結婚」が行われた。ラングによれば、天津や無錫の工場労働者の間では「新しい結婚」をする者はほとんどなかったのに対して、上海の労働者の間では多かったという。階層別では、上流階級の地主と富裕な商人の間では「親決定型結婚」が行われたが、北京及び上海の役人、専門家、教育者などの知識層のなかでは請負婚が減っていたという。例えば、上海では10人のエンジニアおよび医師のうち、請負婚をした者は2人だけで、北京では専門家、教育者、役人層の23家庭のうち、16は新しい結婚によるものであった(Lang, 1946=1953: 158-162)。このように、都会の知識人の間では当事者の意思を

尊重する新しい結婚が行われたが、地主や裕福な商人は家や財産を維持するため請負婚をしていたことが窺える。ただし、「自由型結婚」は子が親と完全に決裂するため、めったに起こらなかったし、「同志型結婚」は解放区の革命的青年の間でのみ行われたとされる(Lang, 1946=1953)。例えば、毛沢東、周恩来、朱徳の夫婦などである。

要するに、非解放区の農村では結婚の変化がほとんど見られず、請負婚が行われたが、都会では農村より相対的に請負婚が少なく、結婚に対する親の干渉は弱かった。階層別にみると、地主や大商人層には結婚の変化が見られなかったが、知識層には親と子の妥協による結婚が現れた。近代的な恋愛結婚は親と決裂するためにめったに行われず、解放区では「同志型結婚」が行われた。1930年代の中国の結婚にかんする費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題は、地主、大商人および農民層には当てはまるが、都会や知識層に当てはまるものとは言いがたい。

4 解放区の離婚とその解決方法

4.1 「敵味方」の矛盾の解決方法

ここでは、1940年代後半の『人民日報』を手がかりに、解放区において中国共産党は結婚と離婚についてどう対処したかを検討する。

解放区の結婚と離婚の特徴の1つは、「同志型結婚」である。第3節で既に触れたように、中国共産党の多くの指導者たちは、恋愛結婚ではなく「同志型結婚」をし、大衆にも「同志型結婚」をするよう呼びかけた。解放区では、西洋のような個人主義的な恋愛観を受け入れたのではなく、革命という共通の目標を目指している「同志」のなかから配偶者を選んだ。こうした点で、伝統的な請負婚や西洋の恋愛結婚と異なっている。

離婚については、婚姻法では結婚も離婚も当事者の合意のもとでは完全に自由であり、いかなる第三者も干渉してはいけないと規定されているが、実際には中間集団を介して積極的に家族問題に干渉した。図2-1で示したように、非解放区でも解放区でも結婚と離婚は個人的な事柄ではなかったという点では一致している。しかし、非解放区と解放区とでは干渉については異なる点があった。第1に、非解放区では結婚と離婚について、主に親が干渉したのに対して、解放区では結婚と離婚に中間集団が積極的に干渉した。第2に、解放区における干渉の方法は、「敵」と「味方」によって異なった。ここでは、毛沢東の「人民内部の矛盾を正しく処理する問題に関して」の理論的枠組みによって、「敵」と「味方」(人民)とは何か、また「敵」と「味方」によって共産党は民事事件に対してどのような異なる解決方法をとったかに触れる。

まず、敵とは何か、「味方」(人民)とは何か、について、毛沢東は、1958年に「人民内部矛盾を正しく処理する問題に関して」のなかで、「敵」と「味方」(人民)という概念は国家と時代によって異なると指摘した。毛沢東の定義は「敵」でなければ「人民」であるというものである。帝国主義、地主階級、官僚ブルジョア階級と「人民」との間の矛盾は

「敵味方の矛盾」であり、その他は「人民内部の矛盾」である（毛沢東, 1978: 85）。その後、毛沢東時代には「地主・富農・反革命分子・悪い分子・右派分子」も「人民」の「敵」とされた。

また、「敵と味方（人民）の間の矛盾」と「人民内部の矛盾」の解決方法はどう異なるかについて、毛沢東は、「敵」と「味方」の間の矛盾と、「人民内部の矛盾」という二種類の矛盾は性質が異なるため、解決方法も異なると指摘した。「敵」に対しては言論の自由、選挙権を剥奪し、強制の方法、すなわち独裁を施行する。それに対して、独裁の制度は人民内部には適用されない。毛沢東は、思想上の問題や人民内部の論争に属する問題は、「民主的な方法」、すなわち討論の方法、批判の方法、説得と教育の方法によって解決すべきであり、強制的、強圧的な方法によって解決してはならないと指摘した（毛沢東, 1978: 90）。この民主的な方法は、1942年に生まれた公式で、簡単にいえば「団結—批判—団結」である。毛沢東はこの方法を「病をなおして人を救う」と表現した。

以下では、人民内部の矛盾のひとつとして、建国前の離婚問題はどうかについて触れる。

4.2 解放区における離婚の調解

中国共産党の婚姻法では結婚と離婚の自由が保障されたが、婚姻法と実際の離婚問題の解決方法とは必ずしも同じではない。それは、離婚は人民内部の問題として、できるだけ訴訟を避け、「調解」という方法によって解決されたからである。調解とは、軽微な刑事事件および民事事件の解決方法において、訴訟という方法をとらず、討論、批判、説得と教育といった方法によって解決することである。これは毛沢東が提唱した方法で、解放区では重大な刑事事件を除いて建国前から使われた。ここでは、建国前の離婚を含む民事事件の調解について検討する。

調解という紛争解決方法は抗日戦争の時期に始まったといわれている（毛沢東, 1978）。当時、解放区は戦争状態にあり、訴訟を起こすことはきわめて難しく、人民内部の矛盾は必ず村で解決しなければならなかった（1953.11.26）。『人民日報』の記事によると、1946年以降、離婚を含む民事事件は訴訟ではなく、職場と司法機関の「調停」によって解決されたという（1946.7.19; 1946.11.13）。

調解組織は村長をはじめ、若干の幹部と「積極分子」から構成された。「積極分子」とは、共産党の幹部に協力して当時の土地改革運動に積極的に参加した人々である。『人民日報』によると、調停組織は村長が主任を、民事主任が副主任をつとめ、さらに土地改革の運動で信望があつく、えこひいきしない調解能力のある人が委員をつとめた（1948.9.4）。

「調解」という方法で解決された事件には、軽微な刑事事件とすべての民事事件が含まれる。『人民日報』では「民事事件は調解を中心に解決されなければならない」と述べられている（1948.9.4）。訴訟という手続を重視せず、裁判を行わないのは、訴訟を起こして裁判所で互いに争うと、互いに敵対関係になってしまうからである。それゆえ、調解の目的

は人民間の敵対関係を避け、人民を団結させることにあった。『人民日報』では「以前は訴訟を起こすと、十年ほど恨みを残したが、現在は訴訟を起こしても仲が良くなれる」と述べられている（1946.8.14）。

『人民日報』には調解の重要性について次のように掲載されている。「調解は辛抱の要る説得の仕事なので判決の方法より難しい。判決は事件を調べて、相手が納得するかしないかを考慮せず、法によって判決を下す。しかし、調解の目的は大衆間の団結をはかることである。それゆえ、双方の要望に応じて矛盾を解決しなければならない。そのとき、必ず当事者の心理を把握し、彼らの意図を明らかにしなければならない。政治の面や説得の方法に注意すればこそ、双方が心から納得する」（1946.8.14）。

さらに、『人民日報』は調解のときに注意すべき点を4つ挙げた。

第1に、調解にあたっては十分に準備しなければならない。双方の性格、要望、家族状況および事件の詳細について調査を行わなければならない。これは調解の成否にかかっている。

第2に、争いの焦点を探し、民主討論の方法をとらなければならない。個人面談で争いの焦点を探し出さなければならない。このとき、必ず冷静で優しい態度をとらなければならない。訴訟を起こしたことの無い農民や労働者の紛争は面倒である。調解は個別面談の後、民主的討論を通じて良し悪しを認識させるべきである。ここでの民主討論というのは、第三者が事件の良し悪しを判断し、批判・教育することである。婚姻の調解には青年、婦人会の幹部を参加させ、さらに事件に詳しい親戚、友人、近隣なども参加させたという。

第3に、調解の方法に注意しなければならない。調解のとき、まず個別面談をして当事者の意見と解決方法を聞かなければならない。まず政府以外の人々が調解に参加し、それでも和解が成立しない場合には政府が参与しなければならない。

第4に、調解を行った後には大衆の意見を聞かなければならない。調解は大衆にとっては困難を解決するよい方法である。しかし、注意しないと大衆の誤解を招きやすい。それゆえ、調解後には大衆の意見を聞く必要がある。

ただし、調解という方法が採用されたのは、それが最も望ましい解決法だったからではなく、区政府と県政府に対して訴訟を起こしても解決しないという理由があったからであろう。『人民日報』には、「現在の民主政府は昔の役所（昔の役所は住民の意見を反映せず、住民を馬鹿にしていたという意味）ではない。事件が区政府、県政府まで及ぶと、人力と財力を無駄にして、恨みだけが増してしまう」（1948.9.4）と記されている。調解が優先された背景には、上級政府が問題解決の能力を持たないため、村政府の幹部が自主的に解決せざるを得なかったという事情も存在したのである。

以上のように、この時期の中国では離婚問題を人民内部の問題として処理し、民衆間の恨みを残すことを防ぎ、双方の団結をはかるため、重大な刑事事件を除いて訴訟という方法をとらなかった。しかし、調解を過剰に強調したため、訴訟を起こすことは個人の権利であるにもかかわらず、その権利が保障されなくなるという結果をもたらしたと考えられ

る。

5 結論

費孝通の「結婚は私事にあらず」という命題の通り、非解放区における結婚・離婚は男女または夫婦間だけの問題ではなかった。結婚も離婚も家族的な事柄であった。この費孝通の命題は、民国時代の変化の少ない農村の家族生活を記述したものである。

民国時代、結婚は法的には男女または夫婦間の個人的な私事になり、都市と知識層では親と子の妥協による「親主導型」「子主導型」の結婚が現れた。このことは、結婚における子の自己決定権がある程度認められたことを意味する。こうした点を考慮すると、これらの大都市や知識層については、結婚は「私事になりつつある段階」であったと言ってもよい。また、解放区では「同志型結婚」が行なわれ、西洋の恋愛結婚とは異なる社会主義特質を持つ結婚が行なわれた。解放区では結婚の類型は多様化しつつあったといえるだろう。「結婚は私事にあらず」という命題は非解放区の農民層に当てはまるものであり、その他の地区および階層には当てはまらないのではないかと考えられる。

離婚については、非解放区では離婚は親の決定すべき事柄であり、夫婦間の合意によって成立するものではなかった。離婚は個人の事柄ではなく、家族の事柄であったといえる。それに対して、解放区における離婚は、法的には親の干渉を受けずに、当事者間の合意によって決定できるとされた。だが、現実には「調解」という中国共産党の独自の方法が導入され、夫婦だけで自主的に解決できる個人的な事柄（私事）ではなかった。「結婚は私事にあらず」という命題は、伝統的な農村社会についてのみ当てはまるものであり、都市社会や知識層では異なる慣行が存在した。また「結婚は私事にあらず」という命題は、伝統的な農村では親の干渉、解放区では中間集団の干渉が存在したという意味で理解される必要があることが明らかになった。

第4章 解放区の土地改革と地主の離婚

3章の4節では、中国共産党が人民（味方）の離婚に対して干渉を行う方法についてみてきた。その解決方法とは、法に基づく裁判を重視せず、説得・教育を行うというものであった。そこでは、組織のリーダーや「積極分子」が家族や個人の生活領域に積極的に干渉した。解放区における結婚と離婚は、法的には個人的な事柄（私事）であるが、現実には家族的な事柄でも個人的事柄でもなかった。

この章では、1949年の解放前の「敵」（地主）の離婚を取り上げる。この問題を取り上げる理由は2つある。ひとつは、土地改革以降も「政治運動」が起きるたびに離婚をめぐる問題が生じたからである。例えば、土地改革後の反右派運動、文化大革命などの「政治運動」のときには必ず「敵」というレッテルを伴った離婚問題が浮上した。もうひとつは、土地改革と地主の離婚との関係については、これまでの研究が触れていない領域であるからである。

以下では、まず土地改革を理解するため、地主、富農、中農、貧農とは何かについて考察する（1節）。次に、建国前に時代の変化によって土地制度はどう変わっていったのかについて記述する（2節）。第3に、地方の行政はどのような土地政策を施行したのか（3節）、第4に、土地改革は地主の結婚と離婚にどのような影響をもたらしたかについて考察する（4節）。

1 中国における「階級区分」

解放区では人民内部の紛争は調解という方法で処理された。それに対して、敵と人民間の紛争解決は調解という方法をとらなかった。ここでは、建国以前の土地革命の時期の記事を資料として、建国前に行われた土地革命と、敵とされた地主の離婚について取り上げる。

解放前の中央政府の土地制度を考察する前に、まず中国共産党が土地改革を行った背景について考察しなければならない。土地改革が行われた背景には、当時農村人口の10%以下を占めるに過ぎない地主及び富農が、土地のほぼ70~80%を所有し、農民を残酷に搾取していたという理由があった。同時に、農村人口の90%以上を占めていた農業労働者、貧農、中農、その他の大衆は、わずかに土地の20~30%を所有するに過ぎず、一年中働いても衣食の問題を解決することができなかった（中国研究所, 1949a）。こうしたきわめて不平等な土地制度を変革するため、中国共産党は封建的な搾取制度を一掃し、「耕す者に土地を与える」制度を実施することを決めた。この土地革命は、主として地主・富農の土地と財産をすべて没収し、貧農・中農に再分配する政策であった（中国研究所, 1949a: 10）。一部

の人が豊かであり、大多数の人が貧乏であるという状況を変革させることで農民の支持を獲得し、共産党の支配する革命の根拠地を拡大すること、農民を革命に動員することが、中国共産党の土地改革の最初のねらいであった。

土地革命を理解するためには、地主、富農、中農、貧農とは何か、その階級区分を理解する必要がある。

地主とは、土地を所有し、自らは労働しないか、もしくはただ付帯的な労働を行うに過ぎない、搾取によって生活する者である。自らは労働に参加せず、小作料によって生活する者である。地主の搾取の方法は主として地代の形で農民を搾取することであり、このほかに金貸業・工業を営することもあった。また、軍閥、官僚、土豪（金持の地主または地方のボス）、劣紳（地方の悪徳名士）は地主の政治的代表であるため、地主と定義された。要するに、高利貸や搾取を主たる生活の拠り所としており、その生活状態が普通の中農以上である者はすべて地主とされたようである（中国研究所, 1949a: 10）。

富農とは、自ら労働はするが、恒常的に搾取に依拠し、それを生活の一部または大部分の収入源としている者をいう。毛沢東のいう富農とは、搾取する者と同様ではなく、「金銭にも穀物にも余裕のあるもの」である（毛沢東, 1927）。彼らは優れた生産道具と生活資金をもっている一方で、地代や金利などの形で農民を搾取したという。富農を定義する基準は「自ら労働するが搾取もする」ということにある。

中農とは、土地を所有しているか、土地は持っていないが土地を借り入れて、自分で労働して生活を営んでいるものである。中農は生産用具を持っているが、そのほとんどは他人を搾取しない。少数の中農は軽微な搾取を行うが、それは恒常的ではない。

貧農とは、土地をすべて借り入れて耕作するものである。一部の貧農には土地と不十分な生産用具を持っているものもいたが、ほとんどの貧農は土地を持たず、生産用具すら持たなかった。彼らは他人から地代、高利貸などの搾取を受けた。中農が労働力を売る必要がないのに、貧農は労働力を売らなければならない。これが中農と貧農を区別する基準である（中国研究所, 1949a: 215-218）。

2 中央の土地制度

本節では、中国共産党の土地政策と土地法はいかなるものであったか、社会的状況の変化によってその政策と法律はどう変化したかを検討する。

中国における最初の土地法は 1930 年に成立した。この『暫定土地法』には、「地主の所有するすべての土地は一律に無償で没収する」（第 1 条）と定められている。富農の所有地については自ら耕作するものを除き、貸し付け地は一律に没収する。しかし、地主、富農の影響下にある中農、貧農に対しては、教育を行い、地主・富農を取り扱うような方法で彼らを取り扱ってはならないとされた。中国共産党は、地主や富農から没収した土地を全て中国ソビエト政府に引渡したうえ、土地を持たない、または土地の少ない農民に分配し、

土地の売買、貸付及び担保入れを禁止し、このことにより新地主及び土豪劣紳の発生を回避しようと考えたようである（中国研究所, 1949b）。

土地分配の方法と執行機関については以下のようになっていた。土地分配は村を単位とし、村ソビエト大会で決定された。分配は一律にできないため、各村の具体的な事情に基づいて独自の方法が取られた。その分配方法は2つあった。①あらゆる土地を平均分配する。②没収した土地だけを再分配し、農民が従来からもっていた耕地は変動させない。また、分配の原則には2つあった。①人口に応じた分配、②労働力に応じた分配である。各村では村の事情に応じてどちらかを選んでよいとされた。さらに、地主や富農から没収した家屋及び家具はそれに不足している農民に与え、勝手に破壊してはならないとされた。

ところで、抗日戦争が起こって以来、地主及び富農に対する中国共産党の土地政策は緩やかになった。抗日戦争時の中国共産党の『土地政策に関する決定』（1942）では、「地主の大多数は抗日を要求しており、一部の進歩的紳士もまた民主的改革に賛同している事実を認める。（中略）封建的搾取を完全に撲滅せんとするものではなく、民主的改革に賛同する進歩的紳士を攻撃しようとするのでは絶対でないのである。故に、地主の減租減息（地主の地税と土地の利息を引き下げること）を実行した後は、必ず公租公息を保障しなければならない。また地主の人権、参政権、土地所有権、財産所有権を保証し、こうして地主階級とともに、一致して抗日に当たらねばならない。しかし、絶対に改革を欲しない漢奸（民族の裏切り者）に対しては、断固として封建的搾取絶滅の政策を採用するという決定がある」とされた（中国研究所, 1949b: 5-9）。さらに、中国共産党は、各地方の共産党と政府の幹部たちに指示して、農民の利益だけに偏らないように地主に配慮した¹。このように、抗日戦争時には、民族統一戦線を強化するため、中国共産党は地主の利益を守り、彼らと団結し、抵抗する地主だけに厳しい政策で臨んだのである。

しかし、中国共産党が「地主の人権、参政権、土地所有権、財産所有権を保証する」という政策を施行したのはこの時期だけである。勝利が決定的になると、中国共産党の土地政策は厳しさを取り戻した。1947年の『中国土地法大綱』は、地主の土地所有権を廃止し（第2条）、耕す者に土地を与えるという土地制度を実施し、地主・富農のすべての土地と財産を没収すると定めた（中国共産党中央委員会, 1947）。この規定は、1930年の『暫定土地法』とほとんど変わらなかった²。同法は老若男女に関係なく、統一かつ平等に土地分配を行うとした。ところが、同法は地主および富農に対して処罰できる権利まで与えた³。

このように、中国の共産党の土地政策と土地法は、社会的状況の変化に応じて地主と富農に対する厳しさを変化させた。

¹ 『中国解放区土地改革資料』（中国研究所, 1949a）の「土地改革に関する決定」の第5項目。

² 『中国土地法大綱』第8条には「郷村農民組合は地主の家畜、農具、家屋、食糧およびその他の財産を接收し、富農の家畜、農具、家屋、食糧及びその他の財産余剰分を没収した上、これらの財産に欠如する農民、及びその他の農民に分配し、地主にもそれと同様に分配する」と定められている。

³ 『中国土地法大綱』第5条。

3 地方政府の土地政策

建国前は中央政府の政策と法律以外に、地方独自の政策と法律が存在した。各地の地方政府の政策は、中央の政策と法律よりもさらに過激であった。

解放区のなかでも、晋綏辺区（現在の山西省、河北省の南部および陝西省の中部、河南省の西北部が含まれる）農民臨時委員会の「農民に告げる書」（1947）は、地主階級を徹底的に攻撃するように指示した点で注目される。農民は地主と富農のすべての財産を清算するだけでなく、彼らの意思のままに一切の幹部、党员、および組織内部を審査できるとされている。どのような人物であれ、農民を搾取した場合には闘争してもよいと指示した。さらに、農民、退役軍人、政府職員は当分の間、地主の娘と結婚してはならないとし、もし土地改革を妨害する場合には、大衆は彼ら（地主と結婚した男性たち）に離婚を宣言するよう促すべきであり、もし彼らがそれを聞き入れない場合には、大衆によって処罰されるべきであるとされている。最も注目すべきことは、「地主階級中の極悪大罪の反動地主は、それがどのような人物であろうと、大衆が欲するままに処罰すべきである」とされたことである（中国研究所, 1949a）。「農民組合委員会」（土地改革を行うための農民組織）は、階級闘争を革命組織の内部にまで拡大させ、土地改革のために、「婚姻条例法」の「婚姻の自由」を無視したのである。

1940年代後半、解放区の地方政府はきわめて過激な方法で土地改革を行った。闘争の対象は地主とその家族や親族にまで拡大され、地主の家族は危機にさらされた。窮地に追い込まれた地主階級の親は、闘争を回避するため、娘を共産党の幹部や農民と結婚させた。地主の娘と結婚した共産党の幹部のなかには、地主を庇護したり、土地改革に武力で反対したりする者もいた。こうした土地改革の障害を取り除くため、1947年8月11日太岳区共産党委員会は地主の「隠れ場所」を塞ぐ独自決定を発表した（1947.8.11）。

その内容は、以下の4つである。①地主出身の共産党と幹部は、身をもって範を示し、自発的に土地や財産を農民に納めるよう自分の家族に手紙を書いて、農民の正当な要求を満足させなければならない。②各機関や部隊および生産部門は、迅速に組織内部の成員の階級出身を徹底的に調べ、闘争対象については肅清しなければならない。闘争対象は地元の県、区、村農民委員会に送り、そこで処罰しなければならない。もし政策を実行しない組織がある場合には、その組織のリーダーの責任を追究し厳重な処分を行う。③部隊では、党の土地改革の教育を行い、武力で土地改革に干渉する行為に対して、大衆は武装解除する権利がある。武力で干渉する者は区の党委員会に送り処罰しなければならない。④共産党员と幹部は、地主階級出身の女性やその娘と結婚してはならない。既に結婚している者に対しては、厳格な審査を行い、政治的問題があるかどうかを調べなければならない。問題がある場合には強制的に離婚させなければならない。このように、各地方の政府は、土地改革を徹底するために、闘争の対象を革命に参加した「地主階級」出身の共産党员と幹部及びその家族にまで拡大した。

また、晋冀魯豫（現在の山西省、河北省、山東省、河南省）軍区政治部も地主階級の出身の女性や離婚女性との結婚を禁止する指示を出した。1947年8月28日に同政治部は、幹部は地主階級などの闘争の対象者の娘と結婚してはならないという指示を出した。既に結婚したものについては、政治的問題があるかどうかを厳しく審査し、問題があるものは強制的に離婚させなければならない。もし問題が発生した場合は、当事者と責任者の責任を追及する(1947.8.28)。1931年の「婚姻条例」では結婚および離婚の自由が保障されていたが、晋冀魯豫軍区政治部の決定では、地主出身の女性や離婚女性との結婚は自由ではない。

このように、地方行政は土地革命を優先するため、地主出身の女性との結婚を制限し、「問題のある夫婦」に対して離婚を強要した。すなわち、夫婦のどちらかが地主階級であり、土地革命の障害となっている場合には、地主階級の配偶者と離婚するように晋冀魯豫軍区から強要された。さらに、地方行政は地主出身の女性だけでなく、離婚女性の結婚の自由まで制限した。このことから、当時の地方行政のリーダーは革命的であると同時に伝統的であったことを窺い知ることができる。

しかし、その8ヶ月後、太岳区と晋冀魯豫軍区の決定は中国共産党中央委員会の指示によって是正される。中央政府は、1948年4月21日太岳区共産党委員会に対して是正を指示した。その内容は、以下の7つである。すなわち、①中農の利益を侵害して、生産道具を奪った者はその道具を返し、彼らを農民会に参加させなければならない。②全財産を剥奪されて家から追い出された地主・富農に対して、生活資料と生産資料を供給し、彼らが生産活動に従事できるようにさせ、1人も餓死しないよう保障しなければならない。同時に、農民と同じように土地と財産を分配しなければならない。中央政府は悪徳地主については取り締まるが、取り締まるのは村政府ではなく人民法院である。各村では自分勝手に裁判を行ってはならない。③地主・富農の女性について、結婚・離婚の自由が保障されなければならない。農民あるいは幹部と地主・富農との結婚も許可されなければならない。強制的に離婚させてはいけぬ。今後、結婚は自由である。④村幹部は勝手に公民に罪を被せてはいけぬ。⑤村政府は裁判権がなく、人民法院が犯罪者の裁判を行う。⑥工業・産業は保護されねばならず、清算してはならない。⑦地主階級でも、土地改革に反対しない限り、彼らと団結しなければならない。

こうして、地主に対する地方政策は中国共産党中央委員会によって是正されたのである。

4 土地政策と土地法の帰結

以下では土地政策と土地法が、地主の家族とその子女にどのような帰結をもたらしたのかについて検討する。

地主および富農を攻撃する政策のもとで、『人民日報』は太岳区共産党委員会と晋冀魯豫軍区政治部の決定に同調して、地主出身の女性と結婚しないように呼びかけた。1947年に

は、「配偶者選択も階級出身を考慮するべきだ」(1947.8.28)という記事が掲載された。そのなかでは、配偶者を選択するとき出身階級を考慮しないと、面倒なことが起こるため、注意するべきだとされており、次の3点が強調された。すなわち、①地主は結婚によって何かを企んでいる。以前、地主の娘は貧しい男性と結婚しようとしなかったが、今になって貧しい男性と結婚しようとしている。地主階級は、貧しい男性を好きになって結婚しようとするのではなく、「闘争」を逃れるために「隠れ場所」を探しているだけである。②地主の女性と結婚すると、大衆から仲間はずれにされてしまう。地主の女性と結婚すると、妻は夫を地主と闘争する運動に参加させない。また、出身階級が違っていると一緒に喜ぶこともできない。③地主出身の女性は思想改造を徹底するのは難しい。「山河の改造はたやすいが、地主の根性を入れ変えるのは難しい」。彼女らは働く習慣がないため、家が貧乏になる。このように、地主の女性との結婚は悪い結果をもたらすため、結婚も出身階級を考慮するよう呼びかけた。

さらに、既に結婚した農民や幹部階級の男性は、土地改革のため地主の妻と離婚するよう暗黙のうちに奨励された。『人民日報』は、地主出身の妻と離婚した事例の記事を掲載し、地主出身の女性との離婚を「階級の立場を明確にした」(1946.9.12)とか、「階級意識が高い」(1947.2.22)とか、という言葉で賞賛した。また、地主出身の妻の実家と決裂するため、夫が妻と離婚したり自己反省をしたりした事例、婿が地主出身の妻の母が隠した指輪や財産を農民に納めた事例、地主・富農の出身の共産党員が除名された事例、地主の娘と結婚した夫の反省文の事例などが紹介された(1949.1.4)。さらに、地主の娘たちが民兵と結婚しようとしても、村幹部たちはそれを許可しなかった。というのは、地主出身の女性が民兵と結婚しようとするのは陰謀であるとされたのである(1947.11.21)。「地主の妻が人民のために奉仕する夫を殺そうとしている」(1947.6.30)と警告する記事もある。

このように、土地改革の政策のもとでは、地主階級にとって結婚・離婚は私事(個人的または家族的な事柄)ではなく政治問題であった。土地政策は婚姻政策と矛盾したため、土地革命は地主の結婚・離婚の自由を奪ってしまったのである。「農民に告げる書」のように、地方の行政は農民の意思のままに地主とその子女の結婚・離婚を処理したのである。

土地革命は、革命組織の内部にまで広がり、地主階級出身者の階級は共産党から除名されたり、自己反省文を書かせられたりした。『人民日報』は、地主の家庭から離れて革命に参加したある男性の思想の変化過程を描いた反省文と、地主出身の女性と結婚した男性の「自己反省」を掲載した。2つの記事を要約的に紹介しよう。

革命に参加した人々を徹底的に調べるよう上層部からの指示があつてから、地主出身の人々のなかには、それを恐れて自己批判をする人々も現れた。『人民日報』はその典型を新聞で紹介した。

ある大地主出身の青年は18歳のとき解放軍に入隊した。彼は階級出身を偽って人民解放軍に参加した。彼の兄弟は蒋介石の軍隊の司令官を勤める有名な大地主であった。彼は反省文で家族と決裂するばかりでなく、大地主出身の婚約者と婚約を破棄することを誓った

(1947.10.17)。

土地革命の攻撃の目標は、地主だけではなく、地主出身の女性とその夫にまで及んだ。地主の娘と結婚した夫の罪は、地主に「隠れ場所」を与えてしまうということである。農民の攻撃を逃れるための唯一の道はただ「反省」することだけであった。彼らは生きる道を探して「反省文」を書いたのである。

ある夫は、「二度と地主の隠れ場所にならない」という反省文を書いた。その反省文は、自分はどのように地主に「隠れ場所」をつくってしまったのかについて書かれていた。彼は、家が豊かで、学歴のある地主の娘と結婚した。土地改革運動の前には、彼の家は貧しく、兄弟が多く財産が少なかったため妻の親は結婚に同意しなかった。その当時、地主は現在のように農民の攻撃を受けなかったため、「隠れ場所」を探すために結婚する必要がなかったからである。土地改革運動が進むにつれて、地主階級には「隠れ場所」を探す必要が生じた。そこで、妻の父は自ら進んで彼と結婚させようとしたのである。後になって彼は自分と妻との結婚は、妻の父の陰謀だったと暴露したのである。さらに、彼は妻が毎日自分の父が農民に殺されるのではないかと心配ばかりしていることや、妻の実家の父は搾取をしていないと弁解したこと、などを反省した。しかし、彼の周りの人びとは、妻と離婚して妻の実家と決裂すべきだと主張する人もいるが、彼は思想の面で反省し、妻と離婚したくないと書いた(1947.9.29)。

こうした「反省文」に対する批判の声を『人民日報』は掲載した。それは、彼が地主の妻と離婚する勇気がないことへの怒りであった。『人民日報』は夫の態度を批判する記事を2件載せている。1つの記事は、夫が地主階級の立場に立った根源はそのような環境をつくった妻の実家にあるため、離婚して妻の実家と縁を切ることが先決条件であると主張した(1947.10.14)。もう1つの記事は、地主階級と決裂するためには、2つの方法があると指摘した。1つは、妻と離婚してしまうことである。すると実家の隠れ場所にもならないし、思想の面でも負担が軽くなる。もう1つは、妻を地元に戻して、地元の政府に彼女の親と一緒に裁いてもらうことである。そして、そこで思想改造してから再び連れてくる方法である(1947.10.14)。

ところで、地主への攻撃は、地主出身の女性と結婚した夫にも及び、その夫たちは「貧農団」(貧農の政治組織)に参加できなかった。夫たちは、自分は貧農の出身でも、妻が地主・富農である場合は、貧農団に参加できなかった。彼らはこうして社会生活が拘束されたため、妻を殴ったり、離婚を求めたりした。その後、貧農団は、活動の内容(地主を清算すること)を妻に言わないという条件と、2人の貧農の保証のもとで、特定階級出身の夫たちを貧農団に参加させた(1948.4.1)。「ある村の共産党書記は模範を表彰する大会で模範になれなかった。理由は積極的に仕事はやったが、妻の出身階級が地主だったからである。その書記は妻と離婚したいと語った」(1947.7.29)という事例もある。

このように、土地革命の中国では、敵とみなされた地主・富農など本人だけでなく、実際に搾取をしていない子女までも、窮地に追い込まれた歴史があった。

5 地方政府の反省

中央政府は1948年から土地革命における貧農の過激な行為を批判し、是正しようとした。晋冀魯豫中央局は、1948年2月1日に土地改革における問題点について、「貧農、農業労働者を盲目的に崇拜し、その誤謬に対しても批判を加えず、これを是認するのみで、完全に党の指導を放棄している」と指摘した。つまり、中央（上層部）は地方（下層部）組織の過激な行為について批判した。以下の4つの問題点が指摘された。

- ① より多くの土地、動産を余計に取得しようと、故意に他人の階級所属を引き上げた。
- ② 地主に対する農民と同じ割合での土地分配に反対した。
- ③ 地主、富農の商工業を取り上げようとした。
- ④ 中農の動産を取り上げようとして中農に生産資金を貸し付けず、中農が家畜、車両を所有して生産していることを強調し、中農の負担を重くした（1947.8.11）。

批判の対象は行政の末端組織の村幹部に集中した。農村もおける地主政権から貧農を中心とする共産党政権への移行の過程では、村幹部と貧農は、地主と富農階級の出身者を容赦なく攻撃したためである。たとえば、ある村の幹部たちは地主・富農・中農の出身の妻たちを強制的に離婚させ、村から離れることもできないようにした。それゆえ、妻のなかには自殺するものもあった。さらに村幹部は、気に食わないものをすぐ留置することもあった（1948.5.3）。太岳のある村では、村幹部が女性を強制的に離婚させ、貧農の男性と結婚させた（1948.5.10）。村幹部は、新聞の批判を受けると即座に新聞を通して自己反省文を書いた。

『人民日報』は中央局の指示に同調して、地主・富農を窮地に追い込む報道を止め、今度は地主・富農に対して結婚と離婚を制限しないよう報道した。『人民日報』は、政府の定めた婚姻条例には、地主・富農の結婚を制限するという規定がないと強調した（1948.5.18）。さらに、1948年5月12日には「結婚・離婚の自由を保障して、地主・富農出身の女性と農民や幹部との結婚は許されるべきで、今後結婚は自由である」、「地主及び富農出身の女性が、土地改革運動を避けるためにやむを得ず出身階級の良い男性と不本意な結婚をしてしまった場合は離婚してもよい」（1948.5.12）と報じた。

このように、土地革命によって地主階級が迫害を受けた責任は地方行政の末端にあるとされ、自己反省を行ったのは村政府の幹部が多かった。しかし、地主とその子女の人権を侵した政策を作った中央行政の反省は見られなかった。

6 結論

要約的に言えば、非解放区では親が子の結婚と離婚を制約したが、解放区では村落共同体をはじめとする行政組織が結婚と離婚を制約した。解放区と非解放区とでは、結婚と離婚に対する制約の仕方が異なり、その制約の程度も異なっているが、個人的権利と自由を

制約したという点では両地区は一致している。

次に、中国共産党は、人民内部だけで調解という方法を取り、敵である地主に対しては強制的な方法をとった。地主階級にかんしては結婚と離婚の変化は、地主政権を崩壊させ、共産党の支配する農村社会を成立させる政権交代の過程で起きた。土地革命では地主および富農の土地と財産が没収され、農民に与えられた。これは 9 割を占める農民の支持を得た。しかし、土地革命の最終目的は農民を動員して、地主政権を倒し、共産党が支配する地域（解放区）を拡大することにあつた。こうした地主政権を倒す過程において、離婚をめぐる事件が起きたのである。土地革命の負の側面は、親族と子女にまで闘争の範囲が拡大されたことである。地方政府は、地主出身の者については強制的に離婚させたり、結婚を妨害したりすることもあつた。このように、「敵」に対して強制の方法をとるという毛沢東の方針は、地主をめぐる離婚に如実に現れた。建国後も「五種類分子」、すなわち「地主分子・富農分子・反革命分子・悪い分子・右派分子」に対しては、行政によって離婚が強制される事件がしばしば起きた。

さらに、中国の土地政策と土地法が地主の家族にもたらした帰結については、中央と地方で若干の違いがあるものの、地主の家族とその子女に大きな打撃を与えた点では一致している。このような帰結をもたらした要因のひとつは、農民集団を土地改革の合法的機関とし、農民代表を人民法院に参加させ、彼らに無限の権利を与えてしまったからである。

また、土地革命は以下の 2 つをもたらしたと考えられる。第 1 に、土地革命がもたらした農村社会における地主政権の崩壊と中国共産党主導の貧農政権の誕生は、家族や個人の領域に国家支配が浸透し始めたことを意味した。それまでは中国の農村は地主が支配する社会であつて、国家権力の影響は家族や個人の領域まで届かなかつた。土地改革により中国共産党は、国家権力の影響を家族や個人の領域まで浸透させることができたのである。第 2 に、土地革命は敵対階級を攻撃することを貧農に教え込んだ。農民たちは、土地革命を通して敵を攻撃する方法を学んだ。そして、政治運動が起きるたびに農民は動員された。土地革命は政府が人民を動員する力を高めたのである。

要するに、解放区においては、敵と人民に対する紛争解決の方法は異なっていたものの、個人的権利を尊重せず、厳しく干渉するという点では一致していた。いずれの場合においても結婚と離婚は個人的な事柄という意味での私事でも、家族的な事柄という意味での私事でもなかつたということである。

第5章 計画経済時代（1949-1977）の離婚と「政治運動」

この章では、建国後の毛沢東時代における「政治運動」と離婚との関連を中心に取り上げる。政治運動とは、国家が政治的目標を達成するために行う活動のことである。例えば、地主政権を倒すための土地革命運動、婚姻法宣伝運動、大躍進運動、反右派運動、文化大革命などである。毛沢東時代には、こうした政治運動が起きるたびに離婚という問題が浮上した。すなわち、政治運動にはいつも家族が巻き込まれた。この時期の家族は、国家の干渉に抵抗して、家族成員を守り抜くことができなかった。以下では、1950年の婚姻法と離婚増加との関連、婚姻法のキャンペーンと離婚減少との関連、大躍進・反右派運動、文化大革命と離婚との関連およびその後の離婚の抑制などを取り上げる。

1 離婚の推移と時期区分

この章では、計画経済時代における離婚の増加と減少の背後にある要因を検討する。

計画経済時代の中国における離婚統計には、曖昧なところが多い。長年にわたって離婚に対し否定的な価値観が優位を占めてきたため、国家統計局は離婚統計を体系的には公表してこなかったからである。しかし、少数の入手し得る離婚統計（表 5-1；表 5-2）と筆者が収集した吉林省延辺朝鮮族自治州の離婚統計（図 5-1）によれば、計画経済時代の離婚の増減は、ほぼ同じ傾向を示している。ここから、計画経済時代の離婚は以下のように時期区分することができるだろう。

第1期：離婚の急増期（1950～1953年）

第2期：離婚の急減期（1954～1960年）

第3期：離婚の増大期（1961～1963年）

第4期：離婚の減少期（1964～1965年）

第5期：その後の時期（1966～1976年：文化大革命の時期なのでデータがない）

表 5-1 全国の離婚統計 単位(万件、%)

年次	訴訟・協議離婚	普通離婚率
1950	46	0.83
1951	57	1.01
1952	106	1.84
1953	117	1.99
1962	62	0.92

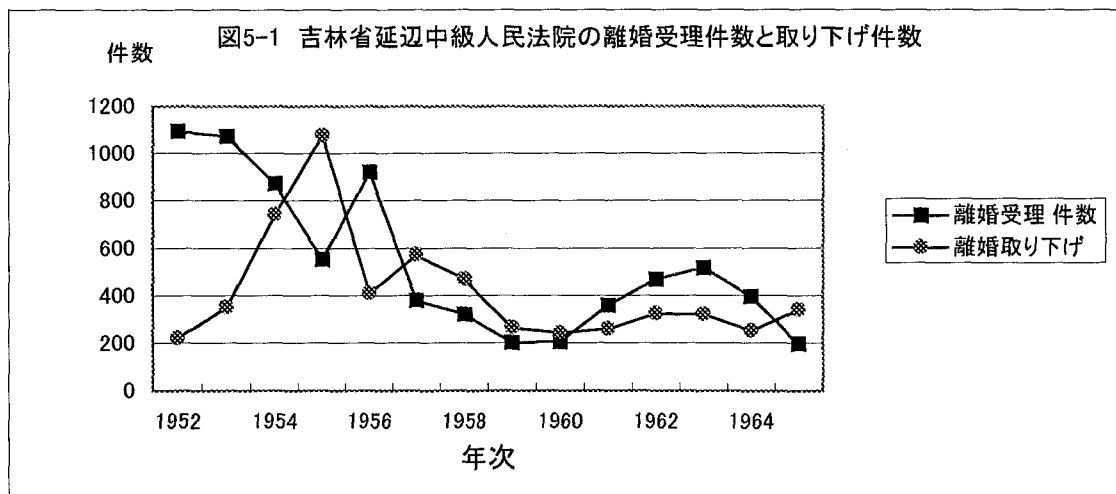
出典: 戴徳忠(1992)により作成。

注: 53年の「117万件」は訴訟離婚だけなのか、
総件数なのか確認できない。

表 5-2 全国民事事件と離婚件数 単位(万件、%)

年次	民事	離婚	離婚の割合
1953	183	117	63.9
1954	120	71	59.2
1955	95	61	64.2
1956	73	51	69.9

出典: 1957年4月13日『人民日報』により作成。



ところで、これら離婚の動向についていくつかの異なった見解が示されている。まず、1950年代初期の離婚の増加については、二つの見解がある。ひとつは、この時期の離婚の増加を封建的家族制度からの女性解放と捉える見解である。もうひとつは、この時期の離婚の増加を封建的家族制度からの解放と認めながらも、それは過激であったとする。曾毅

(1995) や徐安琪 (1994) および若林 (1996) は 1950 年代の離婚の増加は封建的家族制度から女性が解放されたためであると捉える。前者の例として若林は、旧中国の家族制度では、「七出」(「七出」とは夫が妻を離別できる七つの理由であり、①夫の親に仕えない、②不妊、③姦通、④嫉妬、⑤悪質、⑥おしゃべり、⑦盗み、がある) という離婚の原因がある場合に限り、夫から離縁する権利があったが、妻から離縁を求める権利はなかったことを指摘し、1950 年代初期の離婚を女性解放として捉えている。これに対して、小野(1978: 188-232) は封建的家族制度からの女性解放と評価しながらも、当時の中国の家族慣習からみるときわめて過激な変化であると指摘した。

次に、1960 年代初期の離婚の増加についても、異なる見解が見られる。徐安琪は、離婚は経済発展期に増加し、経済の低迷期には減少すると説明する。経済の低迷期には、失業率が増加し、生活水準が下がるため、人々の関心は生存に関わる問題に集中する。結婚と離婚には費用がかかるため、経済の低迷期には歯止めがかけられるわけである。中国では、1958 年から 1960 年まで 3 年続けて自然災害に見舞われ、食糧生産量が減少したため衣食が保障できず、結婚と離婚から人々の関心は遠のいてしまった。しかしその後、1960 年初期から経済が回復するにつれて、人々の物的欲求が充足されると同時に、結婚の不満に対する忍耐力は弱まり、離婚が増大するようになったと論じている(徐安琪, 1994: 157-158)。他方、戴得忠は、この時期における離婚の増大の原因を、経済の発展と低迷ではなく、政治闘争の結果生じた家族の破綻、経済政策の失敗による不況に求めた。つまり「反右派運動」(1957-1958)、「大躍進」(1958-1960) の失敗、さらに 1959 年からの自然災害による深刻な食糧難(1959-1961) といった 3 つの要因に求めたわけである。反右派運動では、家族に累が及ぶのを避けるために離婚が増大した。また大躍進の結果、経済が破綻し、深刻な食料難と合わせて生活苦による離婚も増大した。離婚増加のピークの 1962 年には、全国で 62 万件に達したとされる(戴得忠, 1992: 19-20)。

以上を整理すると、当時の離婚が封建的な家族制度からの女性解放であったことは確かであろう。しかし、既存の離婚の研究は、一時期(1950-1952) の結婚・離婚の自由のみ注目しており、その後、離婚が「調解」という名目のもとで行政の末端組織の干渉を受けたことは論じていない。また、「経済が発展する時期には離婚が上昇し、経済が衰退する時期には離婚が減少する」という命題は、計画経済時代には当てはまらない(詳細は 4 節を参照)。

本章の目的は、既存の先行研究の論点を再検討し、結婚および離婚に対する干渉が親によるそれから国家によるそれへとどのように変化したのかを考察することにある。本章では次の論点を検討する。第 1 に、1950 年代初期の離婚増加の背景にはどのような要因があるのかを検討する。第 2 に、1954 年から離婚が減少し始め、1960 年まで減り続けたが、その時期に中国では何が起きたのかを確認する。第 3 に、1961 年初期に離婚が再び増加した背後には何があったのかを再確認する。第 4 に、文化大革命の時期の離婚はどのような状況にあったのかを明らかにする。第 5 に、文化大革命後、離婚はどのように変化した

のかを明らかにする。

2 婚姻法と離婚の増加 (1950-1953)

1950年5月1日に、中央政府は『中華人民共和国婚姻法』を公布施行した。同法は1931年の『中華ソビエト共和国婚姻条例』と1934年の『中華ソビエト共和国婚姻法』をさらに発展させたものであり、封建的婚姻制度を廃止し、「新民主主義」による婚姻制度を確立することを理念に掲げた。それは、「婚姻の自由」(結婚と離婚の自由を含む)、一夫一婦制、男女平等、重婚・妾・童養。(将来息子の嫁にするために、幼児の時から引き取られた女の子)の禁止、未亡人の再婚の自由を含むものである。結婚については、「男女双方の完全な自発的意思により決定することができ、いかなる第3者も結婚を強制したり、それに干渉したりすることができない(第3条)」としている。しかし、離婚については、具体的にどのような場合に離婚できるか、その離婚原因については明確な規定文言がない。すなわち、男女双方が自発的意思によって離婚を要求する場合は、離婚が許される。ここには、離婚において夫婦の合意を尊重するという当時の国家の姿勢がみられる。また、男女の一方が「あくまで離婚を要求」し、区人民政府と司法機関の調停が不調であった場合も離婚は許される(第17条)と規定されている。

同法は、きわめて容易に離婚することを可能にした。すなわち、夫婦間で合意が成立した場合はもちろん、合意できない場合にも、男女の一方が「あくまで離婚を要求」し、「区人民政府と司法機関の調停が効果のない場合」も離婚できるとされている。つまり、1950年の婚姻法を内容の面から考察すると、離婚においても結婚と同様に、個人の意思が尊重され、当事者どうしの自己決定権が認められている。

しかし、離婚の自由に反対する大衆は非常に多かった。1950年代初期、『人民日報』は、離婚への反対意見を間違った見解として取り上げており、大衆の中には離婚の自由化に反対する意見があったことを例証している。離婚の自由に最も強く反対したのは農民たちであるが、彼らが離婚の自由に反対した理由は二つあった。ひとつは、離婚が自由になると貧農の男性は、妻を失う可能性がより高く、不利であるということである。もうひとつは、離婚の自由は女性だけに有利であるということである。彼らは、妻に離婚されると夫だけが大きな不利益を被ると主張した。なぜなら、男性側は、結婚するためには結納時に財産をつぎ込まなければならないため、離婚によって妻だけでなく財産までも失ってしまうからである(1950.4.20; 1951.1.17; 1951.4.30)。

それに対して、婚姻の自由を支持する意見は、今まで女性が抑圧されてきたのは、結婚と離婚の自由がなかったからであると強調する。離婚の自由がないことは、婦女の自殺を増加させており、そして、結婚と離婚の選択は当事者の合意を尊重すべきだということを主張した。結婚と離婚の自由は、主に若い女性を中心に、知識人を含む広汎な支持を得た(1951.11.26; 1951.11.30; 1951.12.4)。

ところが、1950年の婚姻法は、実際には意図せざる帰結をもたらした。「婚姻の自由」は、主に二つの帰結を招いた。ひとつは離婚の急増であり、もうひとつは結婚と離婚をめぐる刑事事件の急増であった。まず離婚件数は、1950年には46万件、1952年の上半期には約106万件、ピークの1953年には117万件にまで上昇し、1950年のおよそ6倍に上昇した(表5-1)。この時期の離婚は、夫側よりも妻側が求めたものが圧倒的に多かった。この時期の『人民日報』によると、妻側から離婚を申し立てた率は、77.4%から84.3%の間で推移している(1950.4.20; 1951.8.5; 1951.9.29; 1951.9.30)。

離婚の急増は、中央政府と『人民日報』が離婚の自由を求める女性側を支持したために生じた結果であると考えられる。1950年から1952年まで、中央政府は、調解の名のもとに離婚の自由を妨害する村政府、区政府および区人民法院の幹部たちを厳しく批判した。この時期に、『人民日報』は離婚の自由を支持し、それに反対する親、幹部を批判する記事のみを掲載した。

ここで、最も注目すべきことは、中央政府が夫婦間の離婚に強制的に干渉する行為について厳しく批判したことである。1951年12月27日の『人民日報』には、「最高人民法院・司法部・内務部の共同公布」が掲載された。それは離婚事件の処理において、人民法院、区政府および村政府に間違ったやり方を是正するよう命じるものであった。その主な内容は、区人民法院、区人民政府および村人民政府の幹部が、婦女の離婚の要求を受け入れず、逆に離婚を求める女性に対する迫害を行っていることへの批判であった。批判の内容は6つに分かれるが、そのうち以下の4つが離婚に直接関係している。

第1に、人民法院は離婚事件を処理する上で、区政府や村政府の「紹介状」がないと事件として処理しない。これは根拠もなく婦女の訴訟の権利を侵害する行為であるから、必ず是正されなければならないとし、その他のすべての訴訟についても「紹介状」を発行する習慣をなくすよう命じた。

第2に、一部の地域の法院は、離婚事件を処理するにあたって、区政府と村政府の調解を受けていない場合、婦女にそれらの機関の調解を受けるように求めている。時には、離婚を求める婦女を、村は区へ、区はさらに県へと紹介し、お互いに責任を転嫁するため、長期にわたり離婚問題は放置される。こうして、一部の地域の幹部は、職権を濫用して婦女の離婚の要求を制限している。中央政府は、区政府と村政府に対して、調解を離婚裁判の必須の手續としないよう命じている。

第3に、人民法院は、婦女の離婚事件を処理するとき、区政府や村政府の幹部の意見をそのまま採用し、再調査をしようとせず、婦女の正当な離婚の要求を却下していると指摘している。

第4に、区政府や村政府の幹部は、離婚を求める婦女が殺害された事件を故意に隠蔽していると指摘している。

このように、中央政府が女性側を支持し、是正命令を出したため、大多数の地域の人民政府および人民法院は、離婚の自由の原則に基づいて離婚申請を許可せざるを得なくなっ

た。とりわけ、1950年から1952年まで『人民日報』と中央政府は、強制的調解の結果として自殺事件を引き起こした地方行政の対応を強く批判した。それゆえ多くの地域では、村幹部や職場の幹部は結婚と離婚問題に強制的に干渉できなくなったのである。このように、中央政府の強力な指導によって、離婚の自由化を阻害する地域の慣行が批判されたことが1950年から1953年までの全国的な離婚増加の主な要因であると考えられるだろう。

しかし、この婚姻法による女性解放は、古い伝統的勢力の強い抵抗を受けた。農村の農民男性は、簡単に自分の妻を手放そうとしなかった。なぜなら、新中国が誕生しても長年培われてきた古い風習や慣習は短時間には変わるものではないからである。1949年から1952年の間、中国では私有制が存在していた。確かに、農村では土地改革（1950-1952）が行われ、地主から土地と財産を没収したが、土地はまだ国家所有ではなく、個人所有であった。多数の農民は家長が支配する伝統的な慣習のもとで労働し、宗教活動や古い価値観は根本的には変わらなかった。依然として、古い慣習による請負婚や売買婚が行われていた(林, 1997)。そのような封建的慣習やイデオロギーが根強く存在した社会状況のもとでの婚姻の自由化は、容易なことではなかった。

1950年代初期の女性からの離婚申請は、全体の4分の3にものぼったとされる(小野, 1978: 237)が、そこでは、離婚を求める若い女性に対して、夫、姑、夫の親族、幹部がそれに反対するケースが非常に多かった。農村では、大衆が離婚をしようと思えば3つの関門を通過しなければならなかった。それは夫、姑、幹部という3つの関門であり、そのうち幹部の関門が最も通過しにくかった(1951.9.30)。村の教師が、中央からの指示により婚姻法を宣伝しようとしても、村の婦女主任は「婚姻法なんて宣伝するものではない。貧乏人は女房も持たなくなる」と止めてしまうことさえあった。離婚の自由は、家父長制に基づく社会秩序を覆すものであり、「婚姻が自由になれば天下が乱れる」、「よい女は首を吊り、悪い女は離婚する」ともいわれた(小野, 1978: 238)。そこで、幹部たちは離婚手続きには紹介状が必要であるという制度を利用して、離婚を求める女性に紹介状を発行しないという手段に出た。それゆえ、1950年から1953年まで、婚姻法と封建的慣習・イデオロギーの衝突によって、婚姻をめぐる刑事事件が全国的に多発したのである。それでも女性が強い反対を受けながら離婚に踏み切る勇気を持ちえたのは、中央政府と世論の支持があったからであろう。また、土地改革によって女性にも男性と同じように土地が分配され、離婚後生活する基盤が与えられたからであるという指摘もある(小野, 1978: 233-245)。

婚姻法の実施後約1年間に中南地区では婚姻問題で殺されたり、自殺したりした婦女が1万人にのぼった(1951.9.1)。婚姻法の実施後3年間に、全国では毎年7~8万件の婚姻をめぐる自殺、他殺事件が発生した。華東地区(現在の山東省・江蘇省・安徽省・江西省・福建省・上海市)では1950年から1952年の間に同様の死者が1万5千人にのぼった。死亡者には、姑、夫の家族や親族、幹部に殺されたり、虐待を耐え切れずに自殺したり、自由に結婚できないので自殺したりした者が多い。封建的イデオロギーが根強く残っていた当時の幹部のなかには、束縛に耐えられずに離婚を求める婦女に同情せず、むしろ婦女が

殺害された事件を隠蔽したり、婦女を殺害した犯人側を庇ったりするケースもあったという（小野, 1978: 240）。1953年1月25日の『文匯報』によると、婚姻事件をめぐる自殺や他殺による死亡者のうち、25歳以下の婦女が60%を占めていた。河南省の洛陽県では、婚姻問題をめぐるこうした事件のうち、50%は郷村の幹部たちが紹介状を発行しなかったことが原因となっていた。綏遠省固陽県五区のAさん（女性）は、虐待に耐えられず郷村に離婚を求めたが、村の幹部たちは紹介状を発行しなかった。Aさんは帰宅するとき、恐くて村幹部たちに保護を求めたが、幹部達は無視した。その結果、Aさんは帰宅途中、待ち伏せしていた夫に殺されてしまったという。

離婚の自由は、封建的家族制度の抑圧から女性を解放する役目を果たした。女性が抑圧から解放されたのは、中央政府と世論の支持があったからである。他方で、離婚の自由は、1950年から1953年まで婚姻をめぐる民事事件や殺人、自殺などの刑事事件の急増をもたらす結果となった。依然として封建的価値観を有していた家族・親族・幹部たちが離婚の自由に反対したからである。要するに、離婚の自由は、社会の安定、家族の安定に大きな影響をもたらし、婚姻をめぐる刑事事件の多発は国家に大きな難問を投げかけたのである。

3 調解制度の導入と離婚の減少（1954-1960）

この節では、離婚の減少の背景にある調解制度の導入の過程と、その導入の帰結について検討する。

1953年3月の婚姻法宣伝運動開始後、すなわち調解制度の導入後、全国的に離婚件数は急減した（表5-2を参照）。1951年には71万件、1955年には61万件、1956年には51万件へと減少し続けている。吉林省延辺中級人民法院の離婚状況（図5-1）を見ても、同様の傾向がうかがえる。1952年と1953年に人民法院で処理された離婚事件のうち、それぞれ83.3%、75.4%が実際に離婚に至っていた。ところが、婚姻法宣伝後の1954年と1955年の同じ数値を見ると、それぞれ54.1%と33.9%と急減している。これは、調解による和解が優先されたり離婚を認めない判決が下されたりした結果である。

離婚の減少の背景には、中央政府が再び調解制度を導入したという事実がある。中央政府が古い調解制度を再び導入したのは、法律よりも家族規範を重視するという農民たちの慣習が変わらなかったからである。離婚をめぐる自殺や他殺による刑事事件の急増は、社会・家族秩序の安定を脅かした。それゆえ、中央政府は、婚姻問題の解決策として再び伝統的な調解制度を導入した。

1950年に婚姻法が公布・施行されてから1952年末まで、中央政府と『人民日報』は、女性を抑圧する村政府、区政府および人民法院を厳しく批判し、離婚を求める女性側を支持した。その結果、婚姻をめぐる刑事事件の急増に拍車をかけたのである。事態の重大さを認識した中央政府は、1953年1月14日に「婚姻法実施運動委員会」を設置し、1953年3月を「婚姻法宣伝運動月」として、全国的に宣伝活動を展開することを決めた。とい

うのは、1953年は「第一次五年計画」の開始時期であり、計画目標の達成のためには、社会・家族の安定が必要とみなされたからである。1953年2月1日の『人民日報』は、周恩来の「中央人民政府政務院関預貫徹婚姻法指示」という通達を掲載した。周恩来の指示には、6つの項目が含まれているが、このうち「第1」「第2」が重要なので紹介しよう(1953.2.1)。

第1に、婚姻制度の改革は反封建的な民主改革であるが、農村の土地改革やその他のイデオロギー(封建思想)の改革と同じではない。大衆に存在する、旧社会から伝わってきた婚姻問題をめぐる封建的イデオロギーを取り除くためには、長期的で緻密な、しかも根気強い努力が必要である。したがって、乱暴で荒っぽい態度や「階級闘争の方法」をとってはならない。婚姻法宣伝運動では、封建的婚姻制度を根本的に覆す一方で、大衆と幹部を教育しなければならない。請負婚、売買婚など当事者の意向を無視した婚姻による家族の不和については、基本的には「批判と教育」の方針をとり、認識を高め、夫婦関係を改善し、和解させなければならない。一部の重大な婚姻法の違反者(婚姻をめぐる刑事事件などの当事者)については、夫婦関係がきわめて悪く、維持できないのが確実な場合には離婚させるべきである。しかし、必ず調解と説得を行い、大衆の同情を得なければならない。

第2に、婚姻制度の改革は「人民内部の思想闘争」であり、婚姻法を貫徹するために最も重要なことは、大衆と幹部を教育し、封建的イデオロギーと新民主主義婚姻制度との区別をはっきりさせることである。封建社会で培われてきた思想は、人々に深く影響を与えているので、封建政治や封建的経済メカニズムの衰退とともに消滅するわけではない。それゆえ、大衆と幹部のなかには、多かれ少なかれ男尊女卑の封建的思想が存在している。「婚姻法は婦女法であり、女性による男性の抑圧である」、「婚姻法は離婚させるための法律である」などという一部の大衆や幹部の主張は間違いである。新民主主義の婚姻制度は、婚姻の自由、男女平等のもとで団結して民主的、円満かつ幸福な家庭をつくるものであることを大衆と幹部に教えなければならない。そうすれば、生産力の発展を促すことができるし、国家の生産・建設にも有利であり、子孫の健康・成長にも有利である。

このように、周恩来が強調したのは「団結して民主的、円満かつ幸福な家庭をつくる」ことによって、国家建設に参加することであり、そのことは6項目のうち、3ヶ所で繰り返し返され、強調されている。中央政府は1950年代初期の離婚の増加と婚姻をめぐる刑事事件の急増に対処するにあたって、婚姻法の改正という方法ではなく、大規模な婚姻法の宣伝によって、大衆と幹部を批判し教育するという方法、そして調解と説得という方法をとるよう命じたのである。こうした周恩来の命令は、結婚・離婚に村政府や「単位組織」の介入を認めるきっかけをつくることになったのである。

この調解制度は、1930年代から解放区で使われてきた方法で、団結という目的から訴訟と裁判を重視しない方法である。この制度では、村政府や行政の末端組織の幹部が組織内の民事事件と軽い刑事事件を処理したため、個人の訴訟の権利が剥奪されてしまう危険性

があった。にもかかわらず、調解制度を導入したのは、社会秩序と家族の安定のためであった。これは中央政府が大衆と幹部の伝統的封建思想に妥協したことを意味する。

中央政府は、近代的な法によって社会を支配するという方法を放棄し、末端行政の幹部が主体となって民事事件と軽微な刑事事件を解決する道を選んだ。周恩来による方向転換は、個人の権利と自由よりも、社会秩序の安定が優先されたことを意味する。周恩来が社会と家族の安定を維持するために伝統的な調解という方法を導入したことは、当時の状況からするとやむを得ないことであった。

1950年代初期、離婚の自由、すなわち夫婦個人間だけの合意による離婚は、社会秩序や家族秩序の混乱をもたしてしまった。それゆえ、1953年は、法による支配を維持し、個人の訴訟の権利を守るのか、それとも個人の訴訟の権利よりも社会秩序の安定を優先して道徳的調解を優先するのかを定める重要な時期であった。一部の法律の専門家は、1951年から『人民日報』の「政法簡評」（政法コラム）という欄を借りて、婦女の離婚に強制的に調解を行う行為について厳しく批判した。彼らによると、調解という方法は、個人の訴訟の権利を尊重せず、法による解決を蔑ろにする危険性がある。彼らが特に問題視したのは、地方人民政府や基礎人民法院の幹部たちが婚姻法に基づいて事件を処理しないことである。幹部たちは、①婚姻事件を延期して解決しない、②強制的調解を行う、③重罪を軽い判決ですますなど、適切な処理を行っていない（1951.10.11）。これに対して、専門家たちは、婚姻法による事件処理の障害となっている紹介状制度を無くすよう呼びかけた。それによると、

各地では、婚姻事件を処理するとき、村政府の紹介状がないと、基礎人民法院で事件を解決できない。村または鎮の紹介状がないと、区人民政府また人民法院は、村政府の紹介状を求める。まるで人民の訴訟は必ず村政府の許可を経なければならないかのようなのである。紹介状制度はいつの間にか成文化されていない訴訟法になってしまった。こうして、人民内部の紛争は合法的かつ速やかに解決され得なくなってしまう。すなわち、人民の訴訟の権利は正当な理由もなく制限されたり、剥奪されたりする。このやり方は、必ず直ちに是正され、人民の訴訟の権利が保障されなければならない。

抗日戦争の時期には、敵に包囲されていたため、人民内部の紛争は末端組織である村内で解決しなければならなかった。こうして現在、村政府の調解は必ず経なければならない手続であるかのように考えるようになった。事件が起きた場合、村政府の調解を受けないと区政府や県人民法院は事件の受理を拒否する。こうして、上部機関と下部機関との間の責任転嫁を生じさせ、解決を先送りするため、事件は解決できなくなる。離婚を求める当事者たちは、その手続が複雑であるため不満をもらしている。村政府が訴訟の手続に干渉することは常態化しており、彼らは職権を利用して婦女の訴訟を妨害する。だから、村政府の調解は絶対に受けるべきではない。（1951.11.26）

コラムは、「批判と自己批判（自己反省）という方法」は、調解という名を借りて、女性に絶えず虐待を加えるものだと主張している。この方法は、離婚の自由を完全に剥奪するものであり、形を変えた調解であるとの批判を展開した（1951.12.4）。『人民日報』に「政法コラム」をつくった法律の専門家集団は、周恩来の指示があつてからも、強制的な調停和解に反対した。

和解可能な夫婦は、和解させるべきである。しかし、和解できない夫婦に対しては強制すべきではない。強制的な調解は、人々に苦しみを与えてしまう。調解は自殺を招くことが多い。「婚姻事件はできるだけ和解させ、無理やりに離婚させてはならない」（筆者注：周恩来の指示を指す）というのは、和解できない婚姻を強制的に調解して、女性の自殺や他殺をまねくようにすることではない。（1953.3.16）

コラムは、「法律が公布された以上、履行しなければならない。法律は強制力を持つ」と述べ、法律どおりに離婚事件を処理しない指導者を名指しはしなかったものの、暗黙のうちに批判を加えた（1953.3.16）。しかし、このような主張は、1953年3月以降、『人民日報』に現われることはなかった。そして、調解制度を批判する声は1980年代初期まで現われなくなる。

周恩来の指示があつてから、どのような場合に離婚を認めるかについて、婚姻法に関する解釈は厳しさを増した。1950年の婚姻法には、「一方が離婚を求める場合」の離婚の法的原因は規定されなかった。しかし、これについての解釈は3回も変わった。

最初の解釈は、「最高人民法院民庭第二小組」で討論された。そこでは、「一方があくまで離婚を求める場合」には、①正当な理由があつて、②夫婦関係が維持できない場合は、離婚できると主張された。しかし、正当な理由とは具体的に何かについては、虐待以外には明確ではなかった（1950.5.29）。第2の解釈は、「中央貫徹婚姻法運動委員会」によるものであり、①正当な理由があり、②夫婦が同居できない場合は離婚できるとし、そうでない場合は離婚を許可する必要はないとされる（1953.2.25）。

第3の解釈は、「中央人民政府法制委員会」が示したものである。それによると、「一方があくまで離婚を求める場合」には、調解が無効であったとしても、実際には夫婦双方が同居できる場合には、離婚を許可する必要はないとされている（1953.3.22）。このように、婚姻法には法的原因の規定がなかったが、これら第2、第3の解釈では「調解が無効でも同居可能な場合」という離婚の実質的な処理基準がつけられている。

ここまで述べてきたように、離婚の減少の背景には、調解制度の導入という事実があつた。この制度の導入は二つの帰結をもたらした。ひとつは、離婚事件と刑事事件の急減である。1954年以後の離婚の減少は、大衆が離婚を求めないようになったことによるものではない。この時期に離婚が減少したのは、政府の抑制策の強化によるものである。例えば吉林省の延辺では、周恩来の指示後の1954年には、離婚事件の処理件数のうち離婚が成

立した割合は 54.1%へと低下した。1957 年から 1960 年までは、同じ割合は 5 割に満たなかった (表 5-3)。

表 5-3 吉林省延辺中級人民法院の訴訟離婚の推移

年次	総離婚事件	離婚受理	離婚取下げ	総離婚事件	離婚受理	離婚取下げ
	件数			比率(%)		
1952	1,316	1,096	220	100	83.3	16.7
1953	1,425	1,074	351	100	75.4	24.6
1954	1,615	874	741	100	54.1	45.9
1955	1,628	552	1,076	100	33.9	66.1
1956	1,332	921	411	100	69.1	30.9
1957	950	379	571	100	39.9	60.1
1958	791	322	469	100	40.7	59.3
1959	466	203	263	100	43.6	56.4
1960	448	205	243	100	45.8	54.2
1961	618	358	260	100	57.9	42.1
1962	792	469	323	100	59.2	40.8
1963	840	519	321	100	61.8	38.2
1964	649	397	252	100	61.2	38.8
1965	536	197	339	100	36.8	63.2
52-65 年合計	13,406	7,566	5,840	100	56.4	43.6

出典: 延辺中級人民法院。

もうひとつは、個人の訴訟の権利が剥奪されるという帰結をもたらしたことである。農業集団化 (1953~1957)・企業の国有化 (1953~1956)・居民委員会の設置 (1952) 後は、個人は離婚の選択の自由の余地がなく、集団組織・企業組織に頼らざるを得なくなった。1952 年から 1955 年まで、延辺では離婚案件は増加し続けたが、1957 年の農業の集団化・企業の国有化の確立後、離婚案件も離婚件数も減少に転じた。

4 大躍進・反右派運動と離婚の増加

1950 年から 1958 年にかけて、中国の経済は目覚ましい発展を遂げた。「経済の発展する時期には離婚が増大し、不況の時期には離婚が減少する」という命題が成立するならば、1950 年から 1958 年まで離婚数は上昇し続けたはずである。しかし、中国では 1954 年に離婚数が減少し始め、1960 年まで減り続けた。このことは、1950 年代の離婚の増減は、経済の発展ではなく、中央政府の厳しい規制と関連していることを意味している。

しかし、1960年代には離婚が再び増加し始める。そこで次に、1960年代初期の離婚の増加の背景として、中国では何が起きたのか、それが離婚とどう関連していたかを検討しよう。この時期の離婚の増加の背景には、さまざまな政治的要因が存在するが、最も大きな要因は「大躍進運動」の失敗であると考えられる。

中国経済は1952年から1958年まで目覚ましい発展を遂げた。中国の統計によると、1952年からの中国の工業の発展は、毎年18%の成長率を記録している。とりわけ重工業の発展は非常に急速であった。例えば、鉄鋼の生産量は、1952年の131万トンから1957年の448万トンに増加した。同じ時期にセメントは286万トンから686万トンに増加した。石炭の産出量は6,600万トンから1.3億トンに増加した。その他に、発電量、車、造船なども生産量が増加した。農業については、1950年から土地改革が行われ、1952年までは食糧生産が毎年15%増を記録した。中国の第一次五ヵ年計画は、ソ連の第一五ヵ年計画(1928～1932)より発展速度が速かったといわれている。この時期の経済の発展は、ソ連の工場長責任制度を模倣している。ここでは工場の管理運営権を工場長に集約し、給料アップや奨励金を支給することによって、経済の発展を実現した (Meisner, 1986=1992)。

1958年から「大躍進」と呼ばれる経済建設運動が始まった。生活の基本単位は家族ではなくなり、人々は毎日、人民公社の共同食堂で食事をとったり、集団で家事労働したりするようになった (胡繩, 1958: 24-30; 範若愚, 1958: 38)。しかし、人民公社は規模が大きすぎて管理がずさんで、生活や労働を有効に組織することができなかった。1959年の夏には、共同食堂は廃止に追い込まれ、経済は悪化し続けた。大躍進運動の失敗で原材料が不足し、工業生産も落ち込んだ。1958年の食糧生産は2億トンであったが、1959年には1.7億トンに減り、1960年には1.4億トンに落ち込んだ。さらに、1959年と1960年には2年連続で自然災害が発生、特に1960年の災害は前年のものより大きかった。台風が中国の南部と遼寧省を襲って水害をもたらし、黄河流域では干ばつが発生したのである。全国の60%の農地が水害と干ばつの影響を受け、農業生産は打撃を受けた。食糧生産は、1959年から1961年まで3年連続で減り続けたが、それにもかかわらず農村の幹部たちは、毎年大豊作と偽りの報告をしたのである。食糧生産は1962年の末になってやっと安定し始めた。1961年には、1960年に比べて生産量が少し上昇したが、1957年の水準に戻ったのは1965年であった。

大躍進運動の失敗に加え、ソ連の専門家の撤退が経済の危機をさらに激化させた。50年代にソ連と東ヨーロッパは、12,000人の技師や専門家を派遣して中国の社会主義国家建設を支援した。そして、1952年から1957年(第一次五ヵ年計画)までの中国工業は、毎年18%(西洋では16%と推計している)の成長をしている。しかし、「ソ連モデル」を放棄した中国のやり方に不満をもったソ連は、1960年には200の企業に派遣していた専門家1,400人を本国に引き上げた。工業生産も大躍進の影響で悪化し、この時期は失業者も大幅に増加した。1960～1961年までに一部の工場は閉鎖され、多くの工場も原料と物資不足のために生産規模を縮小した。1962年には、工業生産が1958年から1959年までの水

準の40%にまで下落した。都市では大量の失業者が現われ、さらに食糧難により大量の農民が都市に殺到した。

大躍進運動の失敗後、1959年初めから劉少奇が国家主席になり、大躍進・人民公社運動を厳しく統制し、経済を立て直し始めた。劉少奇は、経済を立て直すために2つの政策を採用した。第1は、緊縮財政である。大躍進時代につくられた小さな工場と生産効率が悪い工場は閉鎖され、大量の労働者が解雇された。この時期に、劉少奇は工業の生産労働者の半数を削減した。第2に、都市の余剰労働者と工場で解雇された人々が農村に送られた。その数は2,000万人といわれている(Meinsner, 1986=1992)。1962年の「春節」(旧正月)は「農村へ帰る運動」(回郷高潮)の山場であった。農村へ帰る運動の目的は、都市の食糧難を解決するためであった。この劉少奇の政策もあり、1962年末から工業生産は安定し、1963~1965年には工業生産が年11%も増大した。

この時期の離婚についてみると、大躍進の失敗直後に離婚件数が再び上昇し始め、1963年にはピークに達している(表5-3)。

1959年から3年間は「盲流」(貧困のため農民が農村から都市に流入した現象)が生じた。例えば延辺では、延辺以外の農民が貧困から逃れて延辺に流れ込んだり、都市住民も含めて北朝鮮に渡ったりするなど激しい地理的移動が生じた。貧困は地理的移動を促し、その地理的移動の結果として離婚の増大がもたらされた。この時期には、延辺以外の災害地から延辺に流入したり、延辺地域の夫婦の片方が北朝鮮に渡ったりして離婚した件数が、離婚件数の64.4%を占めている。その内訳をみると、延辺以外の災害地の未婚女性が延辺の男性と結婚し、のちに離婚したケースが28.6%、農村の既婚者が延辺の人と結婚し、のちに離婚したケースが18.2%、経済的困難により夫婦の片方が北朝鮮に渡り、長期間帰国しないので国内にいる側が離婚届を提出したケースが17.6%を占めている(筆者の延辺における1997-1998年の資料調査による)。このように、大躍進による影響で人々は生存のために地理的に移動し、また、それに伴って多くの結婚と離婚が生じた。

要約すると、「大躍進運動」の失敗や自然災害は大量の飢餓と「盲流」を産み出した。また、これら盲流には多くの農民が含まれていたが、彼らは都会に流れ込んだ。そのためこの時期は、これら農民を送還する運動、リストラによる失業者の増大などの複雑な政治的・経済的・社会的要因が、夫婦の破綻に対して大きな影響を与えた。この時期の社会経済的混乱が政策的な失敗と密接に関連していたことを考慮に入れると、「経済の不況の時期に離婚が減少し、経済の発展する時期には離婚が増加する」という命題よりも、むしろ政治的要因による説明の方が説得力を有している。

5 「文化大革命」とその後の離婚の抑制

1966年から1976年までの「文化大革命」の期間は、全国的なデータの不足のため、離婚状況は明らかにされていない。それゆえ、この時期の離婚については、延辺中級人民法

院で筆者が入手した離婚のデータに依拠して検討することにする。

延辺中級人民法院のデータをみると、1964年から1965年まで離婚事件の処理件数と離婚件数は減少し続けている。これは経済が回復した時期と重なっている。その後、延辺中級人民法院は、文化大革命の影響を受けながらも1967年まで民事裁判を行い続けていた。この2年間に延辺中級人民法院では836件の民事事件を処理したが、そのうち636件は離婚事件で、民事事件の76.1%にもものぼっている。1968年から同人民法院は、人民解放軍の管理下におかれ、1972年まで事実上民事裁判は中止となった。そして1973年から民事裁判を再開し、1979年まで3,755件の民事事件を処理した。そのうち離婚案件は1,855件で、民事事件の49.9%を占めている。

1950年の婚姻法には、協議・調停・裁判離婚があり、双方の自発的意思が存在する場合に離婚を認めると規定されていたが、関係部門（人民公社、単位組織、居民委員会など）は、双方の自発的意思による離婚でも、当事者の調解の要望の有無に関係なく調解を行い、説得・教育・批評を繰り返し、当事者に容易に紹介状を発行しなかった。婚姻法には双方の合意による離婚は認めるという規定があっても、実際には関係部門が調解と和解を繰り返して離婚を認めようとしなかったのである。

一般に、当事者の一方が犯罪者、反革命分子、政治的に好ましくない出身階級であるといった特別の理由がない限り、関係部門のリーダーは離婚に同意しなかった。1950年の婚姻法では形式的には離婚の自由が定められたが、実際の慣行には有責主義であり、離婚のハードルはきわめて高かった。

伝統社会では、結婚・離婚を決定するのは家長の特権であったが、公有制を基盤とする社会が確立してから、離婚の判断は、家長の特権でもなければ個人の権利でもなく、組織のリーダーの特権となった。国家は、単位組織、人民公社、居民委員会などの「中間集団」を通して家族や個人に介入した。中間集団は、結婚・離婚の紹介状を発行したり、配偶者を紹介したり、国家の出産計画に沿って個々の家族の出産計画および子供の数を決めたりした。公有制という単一構造の社会では、個人はほかに選択肢がなく、生活のさまざまな面で中間集団に強く依存せざるを得なかった。家族や個人は、中間集団に依存し、中間集団は国家のために家族や個人を管理・統制する義務があった。そして、人民公社・単位組織・居民委員会および人民法院は、一体となって離婚を統制したのである。

中間集団や人民法院が離婚を強く統制したのは、一方では、閉鎖的社会環境のもとで、多数の大衆や幹部の間では「離婚は悪いことである」という伝統的家族規範が根本的に変わっていなかったからである。他方では、国家側からみれば、離婚の抑制は社会秩序の安定、家族の安定に有利であるため、離婚を厳しく抑制したのである。さらに、1970年代後半に入ると、関係部門や人民法院は、離婚審理において、「婚姻基礎」（愛情に基づく結婚であったか否か）、結婚後の夫婦の感情、離婚原因の究明を行い、和解をはかった。

ここでは、1970年代後半の1つの事例を通じて、単位組織と人民法院がいかに離婚を抑制したかを考察しよう。

北京のある電池工場で働いている妻は、結婚して数ヶ月で自分の衣類のことと、夫のタバコと酒を飲む小遣いのことで金銭トラブルを起こした。二人はけんかして別居生活をしてきた。3年後、妻は夫にガールフレンドがいることを発見した。妻は離婚することを決意し、夫もそれに同意してくれた。妻が正規の手続に従って工場の党の委員会にいくと、調査するから待ってくれといわれた。6ヶ月も過ぎたのに返事もないので、いったいどうなったのかを尋ねると、彼女の申請は棄却されて申請書は戻ってきたということであった。妻は「党の書記の話によると、わたしたちは一緒になった方がいいというのです。当局者はとても封建的です。彼らはみんな幸福な結婚生活をしているように見せかけたいのです。離婚というのは彼らにとって不道德なことです」。どうしてそれを裁判所に起訴しないかという、彼女は「もし単位が同意しなければ望みはありません。裁判所はいつも後に戻っては、まず事件の審理をする前に単位の意向を聞くのです。結婚は一生のものだという事です」と答えた。(Butterfield, 1982=1983)

以上の事例から、離婚に双方が合意しても、その判断・決定は単位組織が行うため、実際には不可能であったことが分かる。またこの事例では、二人は「恋愛結婚」であるとされているが、恋愛結婚の場合、お互いの選択によって結ばれたため、その後の生じた問題は克服できるとされていた。このように、中国における改革開放以前の「離婚の自由」は実際にはきわめて限定されていたということが出来る。そして、そうした状況のなかで、日本で「家庭内離婚」と呼ばれるような潜在的離婚が相当数存在していたのではないかと考えられる。

6 結論

1950年代初期を除いて、中国における離婚が少なかったのは、社会的世論や伝統的家族規範の離婚に対する圧力が強く、大多数の大衆や幹部の抱く離婚に否定的な価値規範が根本的に変わらなかったからである。離婚を悲劇的であると考えて、「良い人は離婚せず、悪い人が離婚する」、「白頭偕老」(夫婦ともに白髪生えるまで離婚しないで一緒に暮らすこと)という伝統的な価値規範は、大衆や幹部に深く定着した。この伝統的価値規範の定着は、離婚の増加を防ぐ抑制的機能を果たした。他方では、離婚を判断する権利が当事者ではなく社会組織にあり、社会組織のリーダーは、国家の利益を優先して離婚を容易に許可しなかったということがある。つまり大衆と幹部が支持する離婚に対して否定的な伝統的規範と、国家の利益(社会秩序の安定の維持という利害)が一致したわけであり、そのことが離婚の増加を防ぐ抑制的機能を果たしたのである。

1950年代初期の離婚の増加の背景には、中央政府が封建的家族制度を否定し、女性解放としての離婚を支持したことがある。そして、1954年から離婚が減少し始めたのは、中央政府が1953年から再び離婚を厳しく規制し始めたからである。1960年初期に離婚が再び

増加したのは、経済の発展ではなく、大躍進運動の失敗、自然災害などの影響が大きかったといえるが、最も大きい要因は大躍進運動の失敗による不況だといえよう。また、文化大革命後でも、伝統的規範に加えて、「恋愛結婚では夫婦問題が解決できるはずだ」などの考え方が強調され、やはり離婚は国家によって抑制された。つまり、計画経済時代には、最初から離婚は個人的な事柄という意味での私事ではなかったということである。

閉鎖的な社会環境は、幹部や大衆の「結婚終生」（結婚は一生のものだという考え）の価値規範を変えることができなかつたため、結婚の自由はある程度保障されたが、離婚の自由は保障されなかつた。こうした幹部や大衆の封建的価値規範は、国家・社会の安定に有利であった。そこで、人民公社、単位組織、居民委員会などの社会組織は、人民法院と一体となって離婚の増加に歯止めをかけたのである。

第6章 離婚の社会統制

——反封建から秩序の維持へ——

前章で述べたように、1953年から中央政府は離婚に対する社会統制を強化した。この章では、この社会統制が如何に行なわれたかについて考察する。まず、離婚を間接的に統制した社会主義思想について検討し、次に離婚をめぐる議論を検討する。さらに、社会主義社会における愛情とは何かを検討し、最後に中間集団による離婚の統制を検討する。

1 思想による統制

計画経済時代における国民統制の特徴のひとつは、思想による統制である。計画経済時代には、社会主義思想それ自体が、離婚を間接的に抑制する機能を果たしてきたと考えられる。以下では、社会主義思想による統制とはどのようなものか、中央政府は如何にして国民を統制し、離婚を抑制してきたかを検討する。

中国の歴代の思想家たちは、国を治める根本的手段は法ではなく、道徳であると考えた。すなわち、支配者が庶民に手本と模範を示し、庶民も真面目に道徳を守るならば、法は不必要である、と考えられてきた。建国後の指導者たちは、統治の手段として道徳と政治の一体化を重視してきた。彼らは、一方では儒教思想に基づく伝統的価値規範を批判しつつも、他方ではそれを国民の統治に利用した。すなわち、親への「孝」を社会主義への「孝」に解釈しなおし、支配と服従の原理を上級組織による下級組織への絶対的服従に解釈しなおした。大躍進の失敗後の1962年には、中央政府は「下級組織は上級組織に服従し、全党は中央に服従する」と呼びかけたが、ここにも伝統的な儒教規範が利用されている。

1956年に中央政府は、私有制を廃止し、公有制を確立した。都市経済は国家所有制になり、農村経済は集団所有制になった。私有制の廃止と公有制の確立は、社会主義経済へと移行したことを意味する。公有制という一元的経済構造の確立により、中央政府は、この経済構造を担い、国家に忠実で献身的な人間を再生産するために、二つのことに力を入れた。ひとつは、社会主義思想教育＝集団主義の道徳教育を行うことであり、もうひとつは、社会主義の人間像＝モデルをつくることである。

社会主義思想による統制は、集団主義の道徳教育と集団主義の人間像の宣伝によって行われた。建国後、生産手段が集団化・国有化されたことにより、人々は「社会主義という大家族」のなかで暮らすようになった。このような社会の変化により、中央政府は国家・集団と「家」・個人との利害関係を調整しなければならなかった。生産手段の国家・集団所有という単一の経済構造のもとでは、「家」の利害より国家や集団の利害を優先しなければならなかった。それを調整する思想が社会主義である。社会主義教育の核心は、集団主義

である。社会主義の道德教育の内容は、集団主義を堅持し、個人主義に反対し、個人、集団、国家の三者関係を正しく処理することにある。この道德では、個人、集団、国家の利益は一致し、矛盾しないとされる。しかし、三者が矛盾するときには、国家・集団の利益のために個人の利益が犠牲にされてしまう。

集団主義教育では、国家・集団・個人の利益は一致するという内容の他に、国家・集団が豊かになってこそ、個人も豊かになるとされた。したがって、集団の利益を個人の利益より優先し、一部の利益より全体の利益を優先し、必要に応じて個人の利益を犠牲にして、国家と集団の利益を守らなければならない。

幸福観についても、集団主義の幸福観が強調され、個人の幸福と集団の幸福とは分割できないとされた。集団主義幸福観では、集団の幸福を個人の幸福より優先すべきであるとされた。国家と集団の利益のために、個人の利益を犠牲にすることを求めた。この社会主義思想の教育は、特に1958年の大躍進運動の失敗、1959年から1960年までの自然災害後、強化された。

思想統制のもうひとつの方法は、集団主義教育を行うと同時に、国家・集団や人民のために尽くす人間像を作ることである。その代表的な人物として選ばれたのが、解放軍兵士の雷鋒である。大躍進の失敗、自然災害などの困難に直面した1960年代に集団主義の教育が強化されたが、この時に雷鋒は、集団主義教育の人間像となった。

雷鋒は、社会主義建設期に工場、人民公社、軍の部隊など生活のあらゆる場で「一本のネジや釘」になりたいと願って生き抜いた人物であるとされる。国家や人民のために誠心誠意、奉仕することを徹底した人間であった。自然災害とそれに続く時期の彼の質素・儉約ぶりは、針一本も粗末にしないという徹底したものであった。周囲の人々は、あまりの儉約ぶりをみて、彼を「阿呆だ」といったが、彼は日記に「わたしは人民のためになる人間、国家のためになる人間になりたい。もし、これが阿呆だというなら、甘んじて阿呆になろう。革命はこういう阿呆を必要とし、国家建設もまた、こういう阿呆を必要としている」と書いた(1960年8月20日)(雷鋒, 1969)。いささかも利己的でなく、革命と国家建設のために阿呆になりたいという雷鋒の「共産主義的な精神」は、全国の共産主義的人間像のモデルとなった。1963年3月5日には、毛沢東は自ら「雷鋒に学ぼう」と書き記し、国民に雷鋒に習って、国家や集団のために尽くすよう呼びかけた。

このように、儒教思想は家のために犠牲的・献身的に尽くすことを強調したが、社会主義の集団主義思想は、国家のために犠牲的・献身的に尽くすことを強調した。つまり伝統社会では、家の利益が個人の利益に優先され、家のためには個人の利益を犠牲にすることが求められた。それに対して社会主義社会では、国家・集団のために私欲を捨て、個人を犠牲にすることが美德とされ、賞賛された。個人は、家のために献身的・犠牲的に尽くすのではなく、まず国家・集団のために忠実な人間になることが求められた。

要するに、集団主義教育は、個人の利益を重視しないという点では、儒教思想と一致する。計画経済時代の中国の集団主義思想は、あらゆる社会生活と家族生活の指針となり、

人々の行為を規制したのである。このような社会的状況のもとでは、革命と国家建設のためには、個人は自分の利益を犠牲にしなければならない。集団主義教育は、離婚の間接的統制につながると考えられる。次節で検討する計画経済時代における結婚と離婚をめぐる議論は、個人的利害と国家・社会との衝突を通じて現われたものだと言えるだろう。

2 婚姻の自由とその議論

建国後、婚姻法をめぐる議論は2度行われた。1度目は、1950年の婚姻法が公布・施行される直前であり、2度目は1957～1958年である。以下では、中国では離婚をめぐる何が議論され、何が主張されたかを検討する。

2.1 「婚姻の自由」をめぐる議論（1949）

1度目の婚姻法の議論では、結婚と離婚は自由であるべきであり、あらゆる拘束と干渉を排除して当事者の権利と自由を拡大すべきだという意見が主導的であった。

婚姻の自由が『人民日報』で議論されたのは、1949年からである。まず楊蘊玉・田秀娟は、どうすれば婚姻に関する自由は確保できるか、「男女の一方が離婚を求めた場合」にはどう処理すべきか、夫婦の一方が浮気をした場合には離婚させるべきか、などについて議論を展開した。彼女らは、結婚は男女の当事者の自発的意思によって決めるべきで、家長、父母、幹部などのいかなる第三者も干渉すべきではないと主張した（1949.1.28）。離婚については、「感情が悪化し、同居できない場合」には、どちら側から出された離婚の申請でも、調解しても無効の場合には、離婚を認めるべきであると主張した。1943年の『晋察冀辺区婚姻条例』については、「姦通のため離婚判決を受け、もしくは刑の宣告を受けたものは、相姦者と結婚できない」（第九条）という規定は、婚姻自由を制限する封建的意味が含まれているため、改めるべきであると主張した。

彼女らの主張に対しては賛成の意見が多かったが、浮気をした有責者側には離婚の権利を与えるべきではないという主張もあった。有責者側に離婚の権利を与えないという主張にはふたつの立場があった。ひとつは、浮気をした有責者側には離婚の権利を与えるべきではないとの主張であった（1949.2.23）。もうひとつは、浮気をした有責者側の離婚の権利を認めるものの、半年以下の懲役を与えるなど、制裁を加えてから離婚させるべきであるという主張であった。さらに、離婚があまりに自由になると、社会秩序が乱れるという意見もあった（1949.3.31）。

1950年の婚姻法が公布・施行される前には、以上のような議論が『人民日報』に掲載され、世論は離婚の自由化の方向へと進んだ。ただし、浮気については厳しく制裁を加えるべきだとする意識は変わらなかった。

2.2 離婚をめぐる議論 (1957～1958)

ここでは、1957～1958年にかけての二度目の離婚の議論を通して、法学者の離婚に対する意識と中央政府の婚姻政策の意図を考察することにする。

この議論では、離婚を抑制すべきであるという意見が圧倒的に強く現われた。逆に、離婚は自由であるべきであり、当事者の権利と自由を拡大すべきだという意見は主導的ではなかった。

まず、なぜこの時期に離婚をめぐる議論が行われたかを要約しよう。この時期に離婚をめぐる議論が行われたことは、毛沢東の「百花斉放、百家争鳴」の政策と関連している。彼は、1956年5月2日の最高國務会議の祝辞のなかで、「百花斉放、百家争鳴」というスローガンを発表した。「百家争鳴」は、科学者に用いられた概念であり、「百花斉放」は、作家や芸術家に用いられた概念である。「百家争鳴」とは、自然科学には階級性がないため、科学者は政治的干渉と思想上の命令を考慮せず、異なった科学理論を自由に発表できるということである。他方、「百花斉放」とは、作家、芸術家および学者は自由に議論できるということである。毛沢東の発表があつてから、科学者たちは共産党の幹部の科学への干渉および無知などについて厳しく批判を始めた。「百花斉放、百家争鳴」運動は、約1年(1956～1957)で終わってしまうが、その運動は、「反右派闘争」(1957～1958)に発展した。毛沢東は、自由に発言した知識人約55万人に「右派」というレッテルを貼ることになる(Meisner, 1986=1992: 213-275)。こうした時代的背景のもとで、離婚の議論が始まった。

1950年から1956年にかけて、『人民日報』には婚姻法に関する議論は掲載されなかった。この時期には、婚姻法について議論する必要がないと見なされていたと考えることができる。ところが1957年になると、建国後初めて離婚をめぐる議論が『人民日報』に掲載された。『人民日報』は、離婚をめぐる高一涵と幽桐という立場の異なる2人の論文を紹介した。議論の焦点は、①離婚事件の特徴、②離婚の増加の要因、③離婚事件の処理原則についてであった。その後、幽桐の論点を批判する論文が、『離婚問題論文選集』(1958)に6件収録されている。この論文集は、北京大学法学部によって発刊されたものであるが、中央政府が1953年から調解制度を導入し、離婚を規制しようという意図を明確にしたため、この論文集のほとんどは幽桐の破綻主義の主張に対する批判論文である。この論集の論文も関係があるので、ここで一緒に検討する。

議論のきっかけは、高一涵が執筆した「婚姻関係の変化についての分析」(『人民日報』1957.3.7)であった。高は、①離婚事件の特徴、②離婚の増加の要因、③離婚事件の処理原則について、分析を行った。

まず、離婚事件の特徴と離婚増加の要因について。高は、中国の離婚について、妻側から離婚を申請することが多く、35歳以下の妻が85%を占めていると指摘する。そして、その要因として、①女性の経済的自立、②資本主義思想の影響、③軽率な態度、の3つを取り上げた。高は、妻側からの離婚の申請が多く、若い妻が離婚を求める割合が高いのは、経済的に自立した女性が増えてきたからであると主張した。農業の集団化(1953年から始

まり 1958 年に完成)が進むにつれて、「同一労働同一賃金」の政策のもとで、女性は完全に経済的に自活できるようになり、家族生活のなかで夫や姑の束縛から解放されたため、些細なことでも我慢せずに離婚をしてしまうと説明した。離婚の増加の 2 つ目の要因として、高は資本主義思想の影響を取り上げた。例えば、打算的な結婚、地位や名誉を重視する結婚、浮気などである。3 つ目の要因として挙げられたのは、若い夫婦は婚姻の自由の意味を正しく理解せず、婚姻問題を慎重に考えていないことである。それゆえ、軽率に結婚し、軽率に離婚してしまう。高のいう軽率な結婚と離婚とは、結婚と離婚について当事者が慎重に考えないということである。

次に、人民法院における離婚事件の処理原則について高は、離婚を認めるか否かは具体的な状況に応じて処理すべきであり、法律の具体的な条文の通りに処理すべきではないと主張した。彼は、法律の条文によって離婚裁判を行うのではなく、離婚を引き起こす要因を究明し、それをなくすために努力すべきだと主張した。高は、「正当な離婚の理由」があり、共産主義の道徳に違反し、夫婦の共同生活および子育てができない場合にのみ、離婚を許可すべきであると指摘した。彼は、あらゆる離婚に対処できるようにするため、法律の具体的な条文に基づいて処理すべきではないと主張した。

この主張に真っ向から異議を唱えたのが幽桐である。彼女は、「離婚問題についての分析と見解」(『人民日報』1957.4.13)というタイトルで論文を発表し、高一涵の主張を厳しく批判した。彼女は、①離婚事件は増加したのか、それとも減少したのか、②現在、離婚の主な要因は何か、③離婚問題についてどう認識し、対処すべきか、④人民法院は離婚事件をどう処理すべきか、について知見を述べた。

まず彼女は、高の主張する離婚事件の増加傾向を否定した。彼女は、離婚事件は増加しているのではなく、逆に減少していると主張した。そして、離婚の増加の要因については、妻の経済的自立や資本主義思想の影響ではなく、封建主義思想の影響が主な要因であると主張した。彼女は、妻の経済力が結婚と離婚を規定するのではなく、夫婦の「愛情関係」が結婚と離婚を規定すると主張した。すなわち、妻が経済的に自立してから離婚を求めるのは、経済的に自立したからではなく、夫婦関係に問題があるからであるとし、高の見解に反論した。彼女は、高の論点を次のように批判した。

もし妻の経済的自立が離婚の原因であるとするならば、次のような仮説を導くことができる。離婚を防止するためには女性の経済的自立に反対すべきである。この論点は、離婚の自由の反対派に口実を与えてしまい、経済的・政治的権利をやっと獲得した女性に悪影響を与えてしまう。(中略) 彼ら(筆者注:離婚自由の反対派)にとっては、婚姻の自由、男女の平等が目障りなのである。彼らは、実際には封建的イデオロギーの影響を受けており、資本主義思想に反対するという名を借りて、封建的婚姻制度を守っているのである。中国には、こうした人々がぎわめて多い。(幽桐, 1958: 5)

離婚問題についてどのように認識し、対処すべきかについては、彼女は愛情のない夫婦関係（夫婦の感情が完全に破綻して共同生活を維持することができない場合）は、解消すべきであると主張した。

次に、人民法院が離婚事件をどう処理すべきかについては、「人民法院が離婚を認めるべきか否かについては、夫婦の和解が可能かどうか、双方の感情が完全に破綻したかどうかによって決めるべきである。したがって、離婚するかしないかについては、人民法院の主観的考えによって決めるのではなく、夫婦自身が決めるべきである」と主張した。さらに彼女は、「どのような原因による離婚であれ、夫婦双方の感情が完全に破綻して、共同生活が維持できない場合に、離婚を認めないならば、人民法院の裁判は意味を失ってしまう」と指摘した。彼女は、人民法院の主観的見解よりも、夫婦の当事者の意思を尊重し、離婚を判断する基準を「夫婦の感情の破綻」にすべきであると主張した。

幽桐の主張は、司法機関や法学者の批判的となった。彼らは、幽桐の見解を批判し、次の4つの見解を主張した。

第1は、離婚の主な原因は資本主義思想の影響にあるという主張である。劉云祥（1958）は、封建的婚姻関係や封建的思想の影響も、離婚の要因のひとつではあるが、決して主な要因ではないと主張した。彼は、現在資本主義の婚姻観の影響のもとで、道徳的に墮落し、軽率に結婚し、また離婚を求める夫婦が増えつつあり、封建的婚姻観による離婚は減りつつあると論じた。石磊（1958）は、幽桐の論文は婚姻問題に軽率な態度をとっている人々に利用され、離婚を求める人々に口実を与えると批判した。彼は、申請されたすべての離婚を認めれば、人民法院は離婚登記機関になってしまうと幽桐の主張を批判した。

第2に、離婚は「私事」ではなく、社会・国家の利益と関係することだという見解である。劉は、家庭は社会の細胞であるため、婚姻関係は単なる「私事」ではないと主張した。ここで、婚姻関係が「私事ではない」というのは、離婚は当事者だけの問題でないため、国家が夫婦関係や家族生活に干渉するのは当然であるという意味である。すなわち、「私事ではない」という表現は、国家による離婚問題への干渉を正当化するために使われている。そして彼は、人民法院が離婚事件を処理するとき、社会的利益と個人的利益をどう考慮すべきかについて、次のように述べた。

離婚事件を処理するとき、人民法院はまず社会的利益を考慮して当事者の要求を満足させるべきか否かを判断しなければならない。個人の利益と意思は、それらが社会的利益に合致する場合にのみ実現できる。それゆえ、人民法院の見解によって離婚を如何に裁決するかで決めるべきであり、個人の意思で決めるべきではない。（劉云祥, 1958: 22）

彼は、当事者の事情よりも社会・国家の事情を優先すべきであると主張し、社会・国家の利益を優先するためには、家族や個人に干渉するのは当然であると主張した。彼の主張の背後には、離婚事件の処理においても当事者の利益は社会・国家の利益に従属すべきで

あるという中央政府の意図が窺える。

第3に、資本主義思想の影響による離婚については、原則的には離婚を認めるべきではないとされた。劉は、この原則は婚姻の自由の原則に違反しないと主張した。というのは、婚姻の自由が家庭を破壊し、家庭と子女に対する義務を果たさず、共産主義の道徳に違反した場合、それは婚姻法の意味する婚姻の自由ではないからである。『法学』編集部(1958)も劉の意見に同調し、人民法院は「感情破綻」によって離婚を認めるべきではないと主張した。婚姻と家庭は「社会細胞」であるため、社会への影響を必ず考慮すべきである。個人の利益だけを考慮して、他人、子女、社会の利益を考慮しないのは、資本主義の個人主義思想がもたらす影響である。それゆえ、人民法院は婚姻問題を処理するとき、当事者の利益を考慮するのではなく、まず配偶者や子女の利益、および社会の利益を考慮しなければならないと主張した。さらに同編集部は、婚姻事件は、一般的に人民内部の矛盾に属するため、説得・教育の方法をとらなければならないと指摘した。そして、人民法院は、離婚事件を処理するとき、夫婦の破綻の一面だけをみるのではなく、まず和解の可能性があるかどうかを見なければならず、和解のためには、「単位組織」、周囲の人々、世論を利用しなければならないと主張した。

第4に、ほとんどの論者が、離婚の法的原因を設けることに反対した。高一涵をはじめ、多数の論者は、離婚の法的原因を明文化することに反対した。既に記述したように、高は離婚事件の処理について具体的な状況に応じて処理すべきであり、法律の具体的な条文の通りに処理すべきではないと主張した。というのは、具体的な法的原因を明確化すると、人民法院の意図によって離婚を統制できないからである。彼は、事件を解決するためには、離婚を求める当事者を離婚させるのではなく、なぜ離婚しようとするかについてその原因を究明するよう努力すべきだと主張した。北京大学法律系民法教研室(1958:37-43)も、離婚の法的原因を明確化しないことに賛成した。彼らは、資本主義国家の法律のように、「機械的で形式的な列挙規定」には反対であった。それは、複雑な婚姻紛争の解決に助けにならないばかりでなく、離婚問題の正確な処理の障害となり、男女の婚姻の自由を制限することになるという。

離婚事件の処理において法的原因を規定することに反対する立場の議論には、人民法院が法律の制約を受けずに恣意的に離婚を阻止することを可能にしようとする意図が窺える。他方、個人はどのような場合に離婚できるかについて知ることができず、当事者は個人の権利をまったく主張できなくなる。

1949年と1957～1958年の婚姻法をめぐる二度にわたる議論を通して、次のことを読み取ることができる。1949年の婚姻法をめぐる議論では、浮気については処罰を加えるべきだという意見が強かったものの、離婚の自由を求める意見が圧倒的に多く、当事者の権利と自由が主張された。また、封建的な婚姻家族制度を批判する記事はあったが、離婚を資本主義思想と結びつけた記事はなかった。そこには、親の子に対する家父長的支配を弱めようとする政府の意図が窺える。

しかし、結婚と離婚の自由が社会秩序の混乱をもたらすという認識のもとで展開された1957～1958年の議論では、離婚を抑制すべきだという意見が圧倒的に多かった。その背景には既に記述した通り、1953年の周恩来による調解制度の導入によって、中国の人民法院は、民事事件や軽微な刑事事件については「説得・教育」をおこなう機能を果たすようになっていたことがある。また、中央政府の離婚を抑制したいという意図が明確であったため、大多数の論者は離婚を抑制すべきだという立場をとっている。

こうして、中国では1980年まで離婚の法的原因が明確化されず、人民法院や単位組織が恣意的に離婚を抑制することが可能になった。離婚を求める当事者は、個人的権利を主張できず、社会組織の「説得・教育」を受けなければならなかった。この「説得・教育」は、計画経済時代には離婚を抑制する機能を果たした。要するに、1957～1958年の離婚をめぐる議論では、当事者の訴訟の権利は否定され、離婚の自由に対する反対派が勝利したといえる。そして人民法院が国家意思によって恣意的に離婚を抑制できるようにするため、離婚の法的原因は設けられなかった。それゆえ、離婚を求める当事者はどのような場合に離婚でき、どのような場合には離婚できないかをまったく知ることができなかった。

3 社会主義の愛情規範

ここでは、中国の社会主義における愛情とは何か、それは如何に夫婦関係を強固にし、離婚を統制したのかを検討する。

1954年から1980年代初期にかけて、本稿が資料として用いる『人民日報』には、愛情に関する記事は中央政府が大衆を教育するために書かれたものしか存在しない。以下で分析を行なう『人民日報』の記事の「愛情」とは、中央政府が国民に求める愛情のことであり、日常生活での愛情と同じものではない。ここでは、中央政府が国民に求める社会主義愛情とは何か、それは如何に夫婦関係を規制し、離婚を抑制したのかを検討する。

既に論じてきたように1953年から中央政府は、伝統的勢力に妥協し、逆にそれらの勢力を巧みに利用することにより、夫婦関係を安定させ、離婚を防止することに成功した。伝統的価値規範を温存させることは、集団・国家に有利であった。婚姻の自由は、国家にとって有益な仕組みではなかった。離婚が増えれば、社会秩序が不安定になり、子供と配偶者への経済的責任、扶養の責任、教育の問題が浮上することになるだろう。こうした厄介な問題を避けるためにも、夫婦関係を維持させることが国家には有利であったと考えられる。こうした経緯のもとで、1954年から中央政府は、個人の訴訟の権利を侵害するという危険性を充分認識していたにもかかわらず、再び調解制度を復活させた。そして、社会秩序と夫婦関係を安定させるため、中央政府は伝統的価値規範に妥協し、それを社会主義の美德として賞賛するに至る。

社会主義愛情規範を考察する前に、まずは、中国の伝統的価値規範を簡単に考察する必要がある。伝統的価値規範には、「嫁鶏随鶏、嫁狗随狗」（鶏に嫁したら鶏に従い、犬に嫁

したら犬に従え、転じて、嫁したらその家その夫に従えという意味)、「三从四徳」などがある(『現代漢語詞典』, 1987)。「三従」とは、「幼いときには親に従い、嫁に行けば夫に従い、夫が死ねば子に従え」という意味であり、「四徳」とは、「婦徳(婦女の道徳)、婦言(婦人は言葉に注意すべき)、婦容(婦人は容姿に注意すべし)、婦功(婦人は功勞せよ)」という規範である。伝統的価値規範では女性にとって結婚には愛情が重要なのではなく、夫に従うことが重要であるとされた。どんな相手であれ、一回結婚すれば無条件に夫に従わなければならないし、一生夫に依存しなければならない。このように、伝統的価値規範は、女性の従属的地位を正当化することによって、夫婦関係を安定させた。

しかし、社会主義時代に入ると、恋愛問題においても「革命の利益は個人の利益より優先されるべきである」という価値規範が強まった。社会主義社会では、恋愛、愛情、家族だけを重視することは許されず、むしろ仕事や国家を優先しなければならない(李楯, 1991: 88-92)。人々が家族生活や男女の恋愛だけを重視した場合、「小圈子」(小さな枠にとらわれた人間)と呼ばれて批判された。1949年9月17日の『人民日報』は、「プロレタリアの観点で恋愛問題を処理せよ」というタイトルで、仕事を重視せず男女二人だけの愛情を重視する恋愛観を批判し、「革命の利益は個人の利益より優先されるべきである」と主張している。

彼ら(筆者注: 恋愛関係にある男女二人を指す)はいつも一緒である。彼らは二人だけの恋愛に夢中になっているため、いつの間にか二人だけの小さな枠を作ってしまった。そして彼らは、他の同志とコミュニケーションをせず、人を手伝わない。さらに、他の同志の批判も受け入れようとしない。その結果、彼らは周りから嫌われてしまった。(中略)その事情を知った職場のリーダーは、恋愛中の男女をしばらく同じ職場から引き離すことを決めた。職場のリーダーは、彼らに革命の利益は個人の利益より重要であると知らせ、夫婦と同志との関係、仕事と個人生活との関係を正確に処理するまで、二人を同じ職場に戻さないことにした。仕事は全体的利益で、恋愛や家庭はそれに従属しなければならない。(1949.9.17)

このように、仕事と個人生活との関係においては仕事が優先される。ここには、個人生活、家庭生活という「一部の利益」と、仕事という「全体的利益」が存在する。もし個人が家庭や自分の生活を優先した場合には、制裁が加えられることもあった。

では、職場のリーダーは、なぜ恋愛や家庭に介入するのか。それは、恋愛や家庭は「私事」ではないとされるからである。周恩来の夫人の鄧穎超は次のように述べた。

両性関係や家族問題は、私事ではなく、社会と関係している。男女が恋愛し、結婚して家庭をつくると子供が産まれる。こうなると、子供と配偶者に対して誰が責任を負うのかという問題が発生する。(中略)もしある人がこの問題に対して無関心で私生活に干渉しな

い場合、厳しい批判を受けることになる。だから、この問題を正確に処理しない人に対して思想教育をしなければならない。

愛情と結婚は、社会主義社会と資本主義社会とでは根本的な相違がある。社会主義の愛情と結婚の特徴は、①経済的利益を考慮しない、②親の命令に従わない、③性的魅力に惑わされない、ことである。社会主義の愛情とは、配偶者と子供に責任をとり、夫婦関係を長く持ち続けることである。愛情を長くもち続けることは、社会主義の優れた道徳である。

(1952.11.5)

このように、社会主義の愛情と結婚に求められたのは、夫婦関係を長く持ち続け、子供と配偶者に責任をもつことであった。さらに、北京大学法系民法研究室(1958:37-44)は、社会主義の愛情について「社会主義社会における男女間の真の愛情とは、単なる両性間の性的魅力ではなく、男女平等、相互尊重であり、労働を愛し、政治・思想の見解が一致するという条件のもとで培われた愛情のことである。このような愛情は長く持続しうる」と述べている。彼らの社会主義の愛情とは実態ではなく、理念であった。残念ながら、こうした社会主義的愛情の理念が実際にどの程度実現されたかを知るためのデータは存在しない。

『人民日報』(1953.9.6)は、資本主義社会と社会主義社会との愛情の相違を次のように述べた。資本主義社会の愛情は、金銭と美貌に大きく左右されるが、社会主義社会によっては、夫婦は共同生活の伴侶であり、個人的な愛情を仕事、国家との関係に結びつけて考えるとされた。ゆえに、社会主義の愛情と結婚に求められるのは、家族と国家のために結婚と愛情を長く持続することである。要するに、社会主義の愛情と結婚は、「利己的」ではなく、「利他的」でなければならないということである。

愛情を長く持続し、子供と配偶者に責任をもつ夫婦を再生産させるため、『人民日報』は、「利他的」に生きる女性を宣伝材料として利用した。注目すべきことは、『人民日報』の記事には、女性の「利他的・無償の愛」の記事は掲載されているが、「利己的」な事例を報じた記事はひとつもないことである。また、犠牲的に愛情を捧げるのはいつも女性である。このことは、中央政府が伝統的価値規範を温存させた証拠である。「真の愛情」は、しばしば女性の犠牲的な愛情として表れる(1957.1.4)。このような女性の犠牲的愛情は、改革開放後の1980年代まで賞賛された。「右足を失った兵士に愛情を捧げる女性」(1980.8.14)、「高尚な愛情」(1980.12.31)、「幸福は真の愛情から来る」(1982.10.8)、「最も崇高な愛情」(1986.10.3)などの記事は、祖国のために身障者になった退役軍人や若者に、女性が愛情を捧げた物語である。さらに、「労働と愛情」(1958.11.15)という記事は、純潔な真の愛情は生産労働のなかで生まれ、私欲のないものであると述べた。そこでは次のような事例を引用している。

1954年、祖国のために両目の光を失った軍人が前線から帰ってきた。彼の婚約者は恋人

が両眼失明したため、婉曲に結婚を断った。郷政府の説得のもとで結婚はしたものの、夫婦関係はうまくいかず、離婚してしまった。離婚後、困っているとき、ある女性が彼に同情して結婚することになった。(1957.1.4)

一部の人は地位、収入、外見を配偶者の選択の条件にするが、女性 Aさんは、自分の好きな男性が建築現場で事故にあい生命の危険に晒されたとき、彼に結婚の申し出をした。その時彼女は地位も収入も全く考慮していなかった。(1958.11.15)

ここに登場する女性像は、愛情や結婚において「無私」で献身的である。『人民日報』は、女性の「高尚な愛情」の物語を宣伝することにより、人々を感化させ、あらゆる困難な生活条件のもとでも、夫婦関係を安定させようとした。さらに、ここに登場するのは、金銭、地位、権利を求める女性ではなく、共通の革命的理想をもった人々のなかから配偶者を選ぶ女性である。『人民日報』は、「利他的・犠牲的」な愛情や結婚を宣伝する一方で、国家規範に違反する愛情や結婚に対しては批判を加えた。

計画経済時代に入ってから、結婚当事者どうしが互いに顔を会わせることも増え、親が強制的に取り決める結婚は減ってきた。しかし、「結婚は一回しか選択できない」という価値規範はそのまま残っていたと考えられる。「結婚は一回しか選択できない」というのは、社会主義価値規範ではなく、伝統的価値規範である。結婚は一回しか選択できないため、恋愛には慎重さと責任が求められた。異性交際は、コートシップから結婚に至る場合が多かった。自由なデートは「軽率な態度」として非難された。

一ヶ月の間に恋愛から結婚と離婚を全て経験した女性がいる。この女性は責任感がなく、愛情という言葉をもやみに使う。瀋陽のある工場の女性は、8人と恋愛をし、4人と婚約し、3回も結婚した。また、瀋陽のある営業員の女性は、同時期に10数人の男性とデートをし、恋愛関係を維持していた。(中略) こうした軽率な愛情と結婚は、若者の家庭、仕事、学習にも大きな影響を与えている。こうした若者たちの間違っただ現象を無くさなければならない(1956.11.15)。

西欧社会では、デートは「異性を見る目」を養うという意味で肯定的に捉えられることが多いが、中国社会では自由な異性交際は「異性を見る目」を養うのではなく、「軽率な態度」として批判された。異性交際は慎重であるべきであり、相手に責任を取らなければならないという規範が存在した。

要するに、計画経済時代における社会主義の愛情とは、子供や配偶者に責任をもち、夫婦関係を長く持続することである。さらに、社会主義の愛情に求められたのは、「利他的・犠牲的」なものであり、利己的な愛情ではない。このように、中央政府は伝統的な価値規範を温存させたり、愛情に責任と義務を持たせたりすることにより、夫婦関係を安定させ、

離婚を防止しようとした。

4 中間集団による規制

計画経済時代の中国社会の特徴として、中間集団が包括的機能を果たし、離婚を抑制したということがある。この節では、デュルケムの社会理論を援用しながら中間集団とは何か、中間集団は如何に形成され、それが如何に離婚を規制したかについて考察する。

中間集団とは何か。デュルケムは中間集団を「同業組合」または「職業集団」という用語で表現している。デュルケムは同業組合または職業集団について、「一つの国民は、国家と諸個人との間に、一連の第二次的集団の全体が挿入されて始めて維持されるのである」

(Durkheim, 1893=1989: 63) と述べている。職業集団（以下中間集団と記す）とは、国家と個人の間であって、両者を媒介する組織であると定義できる。デュルケムは、経済的諸機能の発展がアノミー（無規制状態）をもたらす要因であると指摘した。デュルケムのアノミーの概念には、ふたつの意味が含まれている。ひとつは、経済の無規制という意味でのアノミーであり、それは経済発展のもとで社会の分化した機能がうまく統合されず、対立や葛藤が生じる状態である。例えば、生産の無規制、弱肉強食の市場関係、階級間の対立などである。もうひとつは、欲求の無規制と肥大化という意味でのアノミーである。例えば、性愛欲求の無規制による離婚の増加などである。デュルケムは、こうしたアノミーを克服する有効な集団が第二次的集団である中間集団であると考えた。

デュルケムは、国家の肥大化、アノミー化、国家活動の画一化、個人の原子化を克服する集団として、第二次的集団である中間集団の機能を考察した (Durkheim, 1893=1989: 24-70)。これに対して、中国における中間集団は、自発的に組織された集団ではなく、国家が諸個人を管理・統制するためにつくった集団である。中国では、国家が家族や個人を管理・統制しやすくするために、「人民公社制度」と「単位制度」を導入した。例えば、都市では企業、学校、病院、行政機関、居民委員会などであり、農村では人民公社（あるいはその下の生産隊）などである。その中でも、計画経済時代の中国では、都市では「単位」（職場）、農村では人民公社（農村の行政機関のひとつ）が中間集団として最も大きな機能を果たした。人民公社制度も単位制度も、社会秩序の維持のために、国家が家族や個人を直接管理・統制するのではなく、国家に代わって人民公社や単位が中心に家族や個人を管理・統制するシステムである。デュルケムのいう中間集団と中国の中間集団は、その目的は違うものの、道徳的機能については共通する部分がある。デュルケムは、中間集団は政治的・社会的・道徳的・経済的機能を結合した集団であるべきであると主張している。中国の中間集団も、それら機能を含んでいる。それは個人のエゴイズムを抑制し、組織成員に厳密な道徳的規定を定め、その範囲内で個人の欲求を充足し、集団に愛着をもたせ、離婚を制限する役割を果たしたのである。

中国の中間集団の形成過程およびその構造と機能について検討しよう。

建国前にも国家と個人の間には、両者を媒介する組織が存在した（仁井田, 1952:334-335）毛沢東, 1978）。解放前には、農村では村落、都市では職場を中心に民事事件や軽微な刑事事件が解決されていた。しかし、それらの組織は、建国後のように包括的な機能を果たさなかったし、強固なものではなかったのではないかと考えられる。

次に、農村の中間集団である人民公社の形成過程とその構造と機能を検討する。1953年、毛沢東は、社会主義の基盤を固める前提として国有企業を基盤とする工業を発展させるために、農業の集団化の道を歩まなければならないと指摘した。そして、1958年には全国に人民公社をつくり、農業の集団化を実現した。1952年に、もともと農村の生産、生活、消費の単位であった家族経営を解消して合作社（人民公社の前身）を設置し、さらに1958年にそれを生産、生活、政治の機能を統合した人民公社に発展させたのである。合作社は、生産機能と政治機能をもっていた（杉本, 1959）。生産機能とは、農業生産において相互に助け合うことである。政治的機能とは、共産党の政策、方針を農民に直接宣伝、伝達することである。1958年に合作社が人民公社に発展してから、人民公社は多機能化した。人民公社という中間集団は、労働者、農民、商人、学生、兵士を組織した共産主義の基本組織となり、生産機能、生活機能、政治機能、軍事機能を併せ持っていた（福島, 1959）。生産機能では、農業と工業を結合させ、生活機能では、共同の食堂を設置、幼稚園、託児所などを大幅に増やし、家事労働の集団化・社会化を目指して、妻たちは食事・洗濯などの家事仕事を共同で行った。家族や個人の領域は、人民公社に吸収されてしまったとすることができる。毛沢東は、1958年8月9日山東省を視察した際、「やはり人民公社は良い。その良いところは、労働者、農民、商人、学生、兵士を組織したので、支配しやすいことだ」と賞賛した（譚・龍, 1958: 22）。毛沢東は、人民公社の機能として、生産よりも、国民を支配する機能を重視したのである。しかし、人民公社は規模が大きく、運営がずさんであったため1985年には廃止された。

都市の人民公社にあたるものが、「単位組織」である。単位組織は、中国の都市の基本組織であり、1953年に導入され1956年に完成した(Meisner, 1986=1992: 182-188)。単位組織は、社会成員を一定の社会組織のなかに配置し、そこで人間関係をつくる制度である。例えば、企業、学校、病院などがそれである。大きい単位組織は、空間的に職住近接であり、映画館、病院、工場、学校、幼稚園などを完備した社会でもある。もちろん、上海のような古い都市には職住分離の単位組織もある。

人民公社、単位組織のほかに、都市には街道（行政の末端組織）の下に居民委員会がある。都市の居民委員会は、1952年から設立され、一般的に100～500戸から組織されている。同委員会は、実際には単位組織に入っていない無職者、高齢者および身体障害者によって組織され、その地域住民の生活を管理していた。居民委員会は、行政の末端組織の街道の指導のもとで、中央政府の政策を住民に宣伝すると同時に、地方政府に住民の意見を反映する役割も担っていた。家庭や近隣で紛争が起きた場合には、同委員会は司法機関の機能を果たし、紛争解決に奔走し、犯罪防止の機能も果たした。しかし離婚の調解などに

においては、当事者の訴訟の権利を妨害し、強制的調解を行ったことも多かったと考えられる。

資本主義社会における企業は、利益追求のための生産組織として機能するが、計画経済時代の中国の中間集団は、政治的機能、生産機能、生活保障機能、娯楽機能、道徳的統制機能を併せ持っていた。

すべての社会組織はまず、政治的機能を果たした。人民公社、単位、居民委員会などの組織のなかに共産党の長と生産担当の長が置かれており、宣伝部、婦人連合会、共産主義青年団、公安などの下部組織が単位組織を支える機能を果たした。すなわち、すべての中間集団は、支配装置として機能した。

政治的機能とは、国家政府が政策、計画、行政命令などのすべての指示を、中間集団を通して諸個人に伝達し、組織内の職員に思想教育を行うことである。この政治・思想教育を担当し、共産党の政策を宣伝すると同時に、中央政府の政策を確実に施行しているかどうかを監督する役目を果たすのが、共産党の長の役割である。例えば、ひとつの企業には生産を担当する長と政治担当の長がいるが、計画経済時代には政治担当の長のほうが生産担当の長より権限が大きかった。なぜなら、共産党の長には、幹部を抜擢する権利、審査する権利、共産党に入党させる権利などがあるからである。

生活機能とは、家族や個人の住宅、福祉、公費医療、幼児の入園、就業などのサービスを提供することである。とくに女性には出産費用、有給出産休暇などの優遇策がとられた(譚深, 1991: 82-87)。娯楽機能とは、組織内で娯楽活動を行うことである。例えば、単位内で映画をみたり、スポーツを楽しんだりすることである(譚深, 1991: 84)。

道徳的統制機能には、規範維持機能と紛争調解機能がある。規範維持機能とは、組織内の個人に対し規範の基準を設定し維持することである。例えば、中間集団は、結婚して社会的承認を受け、愛情を一人に捧げるといった制度的規範を守るよう人々を規制し、犯罪、不倫、暴力などの逸脱行為については厳しく規制した(林, 1997: 122)。愛情の制度的規範を守れば婚姻関係は保障された。逆に、このような規範を破る者には厳しい道徳的 санкションが加えられた。逸脱の程度が軽い場合には批判・教育を課せられ、重い場合には減給されたり、強制労働をさせられたり、共産党員の場合には党から除名されたりすることもあった。次に、紛争調解機能とは、家族や個人の日常生活紛争を法的機関によって解決するのではなく、中間集団の共産党のリーダーによって道徳的解決をすることである。一方では、中間集団は個人に配偶者を紹介したり、結婚と離婚の紹介状を発行したりしていたが、他方では、家族や個人は紛争解決を人民法院に求めるのではなく、中間集団の共産党のリーダーによる解決を求めることが多かった。例えば、法的権利を侵害されたとき、西欧諸国では裁判による解決を望むが、中国の人々は単位の共産党のリーダーによる解決を求めることが多かった。中国における紛争解決は、法的解決よりも中間集団による道徳的解決のほうが一般的であった(中国婦女出版社, 1991: 51)。こうした単位組織の調解は、婚姻法に違反する場合は多かったと考えられる。

当事者が離婚に合意した場合には、法律上は婚姻登記機関で協議離婚をすることができる。また、単位組織の手続を経る必要もない。しかし、単位組織が家庭問題や個人生活の問題に干渉することは、習慣になってしまっていた。多くの人々は、単位組織の手続を経ることは、「正規の手続」であると思っていたようであるが、これには法的根拠はなかった。さらに、夫婦が合意した場合には、単位組織にも離婚を認めない根拠はなかった。これらの組織は、実際には個人の訴訟の権利を剥奪し、婚姻法に違反していたのである。計画経済時代の離婚の権利は、家長から国家に移っただけで、個人の離婚の自由は、実質的には保障されなかった。

このように、中国では法的機関よりも中間集団が個人を規制することが一般的であった。中間集団が個人の抵抗を受けずに離婚を自由に統制できたのは、単一所有制（公有制）、戸籍制度、拘束力の強い労働制度の支えがあったからであると考えられる。

戸籍制度は、都市と農村間の自由移動を規制したばかりでなく、都市間の自由移動も制限したので、諸個人の管理・統制を容易にした。他方、計画経済時代の労働制度は、労働者の就業について国家がすべての責任を負い、労働力の配置を行政が統一的に決定した(袁方, 1992: 1-5)。また企業は、労働者を採用する権利がなく、国家の計画と指示とに従うことを要求された。賃金、福祉、社会保障は、国家が負担し、国家企業の職員は国家がすべてを保障した。労働者は、職を選択したり、変えたりする権利がなく、企業側も労働者を選択したり、解雇したりする権利がなかった(袁方, 1992: 1-5)。このような諸制度は、個人と企業の選択権を制限し、ただ国家の指示通りに行動させる拘束力の強いものであった。

要するに、計画経済時代の中国では、国家は、社会秩序を維持するために、強制装置を直接動員するのではなく、中間集団を介して解決をはかった。中間集団は、国家の代わりに諸個人の欲求を充足させ、過大な欲望を抑制した。しかし、中間集団に縛られた個人は、選択の自由を制約され、離婚を私事として選択できず、国家の意思に行動を左右された。個人が中間集団に自由を制約されたのは、すべてを集団に頼り、それを中間集団によって保障されたからである。中間集団は、家族や個人に責任をもち、厳しく管理したため、離婚は外部から規制されていた。

5 結論

本章では、中央政府が離婚について如何に統制してきたかについて考察してきた。中央政府は、集団主義教育と集団主義の人間像をつくることによって、国家と集団の利益を優先し、個人の利益を従属させるように指導してきた。このような教育は離婚を間接的に抑制した。次に、中国の離婚をめぐる議論では、離婚は生活の問題ではなく、政治問題として扱われていた。論者の議論からは、資本主義思想の影響による離婚は認めるべきではないという規範をつくり、当事者にレッテルを貼ることによって離婚を抑制したことが分かる。離婚の自由に対する反対派は、離婚の法的原因を規定すると、人民法院の見解によっ

て離婚を抑制できないため、規定を設けることに反対した。国民は法を用いて権利を主張することができなかった。要するに、1950年後半の離婚の議論は、法的原因を設けることに反対する離婚の反対派の勝利で終わった。

計画経済時代の社会主義における愛情の理論は、子供や配偶者に責任をもち、夫婦関係（愛情関係）を長く持続することであった。この利他的な愛情の理念は、伝統的価値規範を巧みに温存させることにより、愛情に責任と義務を持たせ、夫婦関係を安定させ、離婚を防止した。さらに、農村の人民公社、都市の単位組織は、社会秩序の維持のためにつくられ、支配装置として機能した。生活を維持するために働く場の長が調解を行うことで、離婚の増加は最大限に抑制された。

家族や婚姻問題は「私事ではない」という考えが、離婚反対派の主張に見られた。これは、国家による離婚問題への干渉を正当化するために使われている。1960年以降、西欧社会では離婚は「私事」として社会や国家の干渉を受けなくなる方向へと進んだが、中国では、家族生活や個人生活に社会組織や国家が干渉することは当然のことであるかのように解釈され続けたのである。

第7章 中国の近代化と離婚

この章では、改革開放期における離婚率の上昇の背景にある社会の変動を考察する。まず、1節ではこの時期の離婚の推移と特徴を略述し、2節では鄧小平の社会主義理論を例に中国人の価値観はどう変化しているかを考察する。3節では1980年の婚姻法と人々の意識との関係を取り上げ、4節では中間集団の機能変容と「私」の意識の形成過程を考察する。5節ではこの時期の離婚の事例を取り上げ、中国人の愛情の規範の変容を考察する。

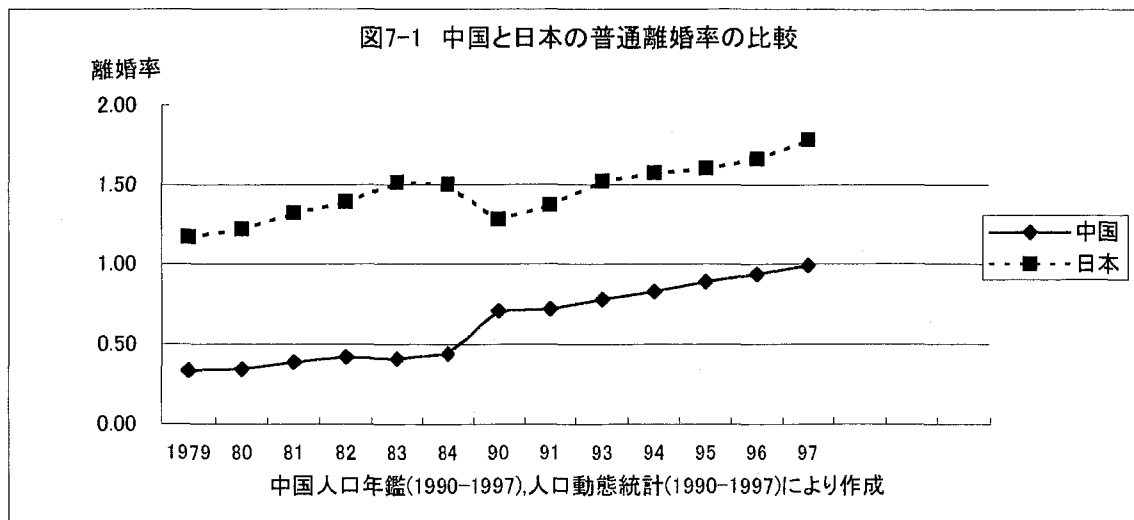
1 離婚の推移とその特徴

1978年11月に中国政府は、改革開放・市場経済の政策を決定した。こうした政策のもとでの政治・政治・経済・文化・法律などのシステムの変化は、中国人の社会生活のあらゆる領域に影響を及ぼしていた。とりわけ家族に対して与えた影響は大きく、離婚の増加として現われている。

改革開放後の中国の離婚率は、1980年代から増大し始めた(図7-1)。現代中国の離婚の特徴は、以下の4つにまとめることができる。

第1に、離婚率は急激に増加している。改革開放の政策を実施して10年後には離婚率は2倍以上、1997年には3倍以上に上昇している。中国と日本の普通離婚率を比較すると、中国は日本よりも低い。

第2に、協議離婚の割合が増加し、訴訟離婚の割合が減少している(図7-2)。徐安琪(1994)によれば、訴訟離婚の割合が増加し、協議離婚の割合が減少したことには、2つの重要な要因がある。ひとつは、法に対する大衆の意識が高まり、夫婦が離婚に合意できない場合には、「関係部門」(「関係部門」とは、司法機関ではない社会組織のことを指すが、主に都市



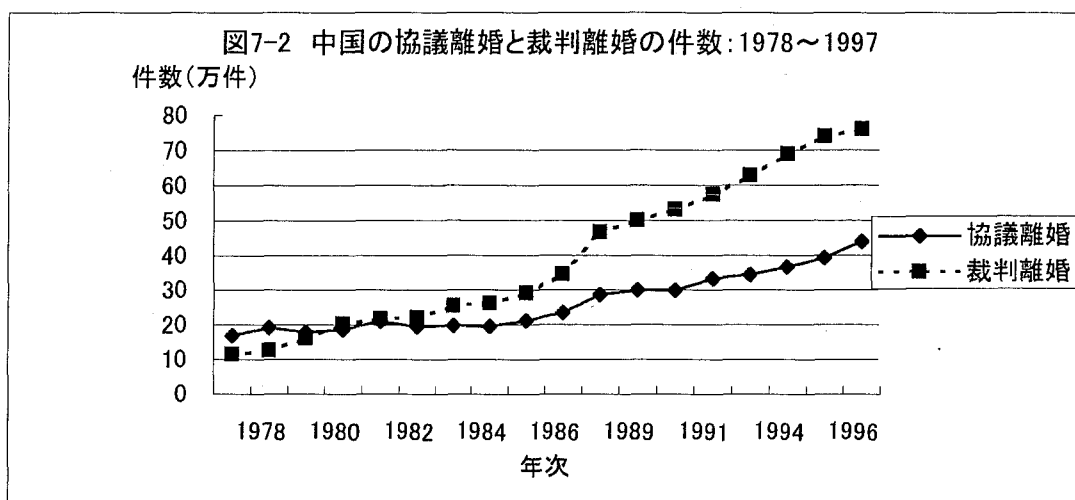
では「単位組織」（職場）であり、農村では「人民公社」（その下の生産隊）である。1980年の婚姻法が公布・施行される前には、大衆の多くは、関係部門の調解の壁を突破できず、離婚できなかった）の調解を受けずに訴訟を起こす大衆が増えたからである。従来、政治や道徳の世論の圧力によって、大衆は家庭の不和について職場、居民委員会および街道のリーダーの調解を依頼しており、基礎人民法院に直接訴訟を起こすことはまれであった。基礎人民法院は離婚事件の受理において、極端に厳しかったからである。しかし1980年に新しい婚姻法の破綻主義原則が導入されてから（後述）、大衆の法意識は高まり、社会の離婚に対する態度も緩やかになってきた。夫婦が感情的破綻による離婚問題で合意できない場合には、大衆は単位組織や居民委員会の調解を受けずに法による解決ができるようになった。もうひとつは、現在大衆の間では財産問題、子供の問題をめぐるトラブルが増えているからである。婚姻登記機関では夫婦が合意した協議離婚しか受理できない。財産問題、子供の問題などが合意できないと、協議離婚はできない。現在は、私有財産を認められなかった時代とは異なり、私有財産を相当所有しているため、離婚時のトラブルも増えているという。また中国では、1人っ子政策を実施しているため、子供をどちらが引取るかという問題は、夫婦だけでは解決できないほど深刻な問題である（徐安琪, 1994:159）¹。

¹ 1980年の婚姻法には、「夫婦の一方が離婚を要求する場合は、関係部門が調解を行うか、または直接人民法院に離婚訴訟を提起することができる」（第25条）と定められている。ここには、当事者の訴訟の権利を配慮し、離婚の手続を簡素化しようという意図が窺える。離婚を求める当事者は、関係部門の調解を受けなくても直接提訴することができるからである。

表 7-1 中国における地域別離婚率の推移

地域名	年次別普通離婚率(‰)											
	1980	1981	1982	1983	1984	1990	1991	1993	1994	1995	1996	1997
全国	0.34	0.39	0.42	0.41	0.44	0.71	0.72	0.78	0.83	0.89	0.94	0.99
新疆	3.94	3.37	4.14	4.13	4.13	3.73	3.91	3.33	3.23	3.27	3.49	3.59
吉林	0.47	0.58	0.59	0.62	0.69	1.53	1.59	1.80	1.92	2.03	2.14	2.15
遼寧	0.39	0.49	0.56	0.55	0.63	1.44	1.51	1.65	1.87	1.99	2.09	2.17
黒竜江	0.46	0.56	0.66	0.62	0.70	1.54	1.63	1.72	1.86	2.07	2.20	2.28
北京	0.45	0.57	0.58	0.57	0.60	1.31	1.47	1.69	1.87	1.87	1.91	2.04
上海	0.29	0.42	0.46	0.50	0.54	1.22	1.33	1.45	1.54	1.74	1.88	2.08
天津	0.31	0.38	0.39	0.43	0.43	0.77	0.79	1.01	1.17	1.21	1.36	1.38
青海	0.74	0.83	0.79	0.82	0.87	1.23	1.27	1.43	1.38	1.40	1.39	1.55
内蒙古	0.39	0.45	0.50	0.47	0.54	0.85	0.90	1.09	1.11	1.24	1.30	1.32
寧夏	0.28	0.46	0.50	0.46	0.51	0.76	0.81	0.89	1.00	1.01	1.07	1.13
四川	0.21	0.29	0.30	0.27	0.31	0.75	0.78	0.92	1.01	1.10	1.18	1.47
陝西	0.39	0.43	0.44	0.45	0.52	0.74	0.78	0.83	0.85	0.88	0.92	0.97
湖南	0.29	0.34	0.39	0.38	0.41	0.61	0.60	0.71	0.76	0.82	0.87	0.91
雲南	0.32	0.36	0.39	0.39	0.41	0.65	0.66	0.73	0.78	0.80	0.85	0.87
折江	0.22	0.26	0.27	0.25	0.31	0.52	0.54	0.61	0.64	0.71	0.76	0.86
湖北	0.26	0.32	0.34	0.33	0.36	0.60	0.62	0.63	0.66	0.68	0.70	0.85
河北	0.39	0.43	0.46	0.44	0.43	0.60	0.62	0.65	0.70	0.73	0.79	0.83
山西	0.65	0.84	0.76	0.74	0.78	0.76	0.72	0.72	0.77	0.77	0.78	0.79
河南	0.30	0.32	0.34	0.34	0.36	0.55	0.54	0.58	0.66	0.69	0.73	0.76
甘肅	0.37	0.39	0.38	0.37	0.40	0.62	0.66	0.70	0.70	0.72	0.77	0.75
江蘇	0.16	0.21	0.24	0.21	0.22	0.39	0.46	0.53	0.59	0.64	0.68	0.75
貴州	0.37	0.38	0.40	0.36	0.43	0.67	0.69	0.68	0.70	0.71	0.74	0.72
福建	0.20	0.25	0.25	0.24	0.28	0.41	0.42	0.44	0.45	0.50	0.59	0.66
山東	0.22	0.27	0.28	0.28	0.28	0.45	0.45	0.51	0.53	0.55	0.61	0.65
広西	0.33	0.38	0.37	0.37	0.40	0.52	0.51	0.49	0.54	0.57	0.60	0.59
安徽	0.18	0.23	0.21	0.20	0.22	0.42	0.37	0.37	0.44	0.50	0.54	0.58
広東	0.32	0.28	0.31	0.29	0.32	0.41	0.43	0.44	0.46	0.50	0.54	0.56
江西	0.34	0.33	0.34	0.30	0.34	0.47	0.46	0.50	0.49	0.50	0.50	0.52
チベット	0.34	0.19	0.14		0.21	0.32	0.38		0.28	0.59	0.40	
海南						0.41	0.38	0.36	0.43	0.39	0.43	0.41

出典：中国人口年鑑(1980-1998)により作成。



第 3 に、妻側の離婚の請求が多いことである。中国における離婚の特徴は、妻側から請求した離婚が多いことである。中国の研究者の多くは、妻側から離婚請求の割合が夫側より圧倒的に高いことを指摘している。

第 4 に、若年層と中年層の離婚の占める割合が高い。筆者が行った離婚の実態調査によると、吉林省延辺朝鮮族自治州のある街道では、離婚時の妻の年齢は 44 歳以下が 92% を占めており、夫は 78% を占めている (表 7-2)。

表 7-2 離婚時の夫婦の年齢分布

年度	人数		比率	
	夫	妻	夫	妻
20-24	2	10	0.7	3.4
25-29	51	69	17.2	23.2
30-34	70	84	23.6	28.3
35-39	89	70	30.0	23.6
40-44	50	41	16.8	13.8
45-49	17	10	5.7	3.4
50-59	13	12	4.4	4.0
60 以上	5	1	1.7	0.3
総計	297	297	100	100

注: S 街道(1992-1997)。

2 鄧小平の社会主義理論と価値観の変容

当事者同士が合意しても、離婚を私的問題として自主的に決定できなかった原因の一つは、高度に集中した計画経済体制の経済システムにあった。計画経済システムのもとでは、個人に対する規制はあまりにも強かった。離婚率の増大にはさまざまな要因があるが、その一つの要因は、従来の離婚に対する統制システムの崩壊により、個人が離婚を私的領域の問題として処理する権利を獲得したことにある。そのシステムの解体は、経済政策の転換を背景としている。計画経済のシステムを解体させたのは、鄧小平である。ここでは、離婚率の上昇の背景的要因として、改革開放という経済政策を打ち出した鄧小平の社会主義理論と大衆の価値観を検討することにする。

毛沢東は、公有制、計画経済、階級闘争および鎖国政策（「自力更生」）を堅持した。つまり毛沢東は、公有制と計画経済に拘り、改革開放、市場経済の政策を取り入れようとはしなかった。彼が重視したのは、生産ではなく、政治であり、階級闘争である。毛沢東時代には、金を稼いで豊かになることは資本主義の道を歩むことであり、農民の庭に野菜を植えることや自由市場を営むことさえ許されなかった。そして、なんでも集団で行うことを優先し、大衆を政治闘争や政治的目標を達成するために動員した。それゆえ、毛沢東時代は、「精神的に豊かで物質的に貧しい社会」であったといえると考えられる。

毛沢東時代が終わって、「階級闘争」を放棄し、鎖国から開放へ、計画経済から市場経済へと政策を転換させたのが、鄧小平である。毛沢東と鄧小平の社会主義は、手段が異なるが、目的は同じである。鄧小平は、「精神的に豊かで物質的に貧しい社会主義」の定義を見直した。1990年、社会主義の本質について、鄧小平は、社会主義の最大の利点は、皆が豊かになることで、これは社会主義の本質であると指摘した。1992年、鄧小平は、南方を視察中に「社会主義の本質は、生産力を解放・発展させ、搾取制度と貧富の格差を無くして、皆が豊かになることである」と生産力の発展と皆が豊かになることを繰り返して強調した（中共中央文献研究室、1995）。

計画経済時代の社会主義経済体制のもとでは、毛沢東は物質的に豊かになるより精神的に豊かになることを強調し、政治・思想教育を尊重し、人間の欲望を抑え、共産主義社会に入る精神的基盤を固めることを強調した。人間の精神が強調され、「国家・集団のための献身・犠牲・滅私奉公」が一貫して強調された。同時に、これらの精神を支配的思想にするため、利己主義や個人主義に反対した。その具体策として、中央政府は資本主義、個人主義、利己主義が生まれる社会的基盤、すなわち私有財産、私有制を廃止し、公有制を確立した。そして毛沢東は、社会主義の内部に存在する資本主義のイデオロギーを無くすため、階級闘争を毎日語った。毛沢東は、すべてを国家が管理する支配体制をつくり、政治・思想教育だけを重視し、生産力の発展を遅らせた。

鄧小平は、社会主義が資本主義より良いというためには、言葉以外の根拠を示さなければならぬと述べた。社会主義が資本主義より高度に生産力を発展させなければ、社会主

義が優越しているとはいえない。1978年9月16日、鄧小平は「社会主義の原則は、旧社会にない高度な生産力を発展させ、人民の物的生活が改善され、共産主義社会に入る物的条件をつくることである。貧しい共産主義もなければ、貧しい社会主義も存在しない。社会主義原則は、第1に、生産力を発展させることであり、第2に、皆が豊かになることである」と指摘した（中共中央文献研究室編、1989）。鄧小平は、過去の生産力を遅らせた誤りを修正し、物的豊かさを強調した。そして社会主義の発展の必要性を強調し、生産力の解放の必要性を繰り返して強調した。

ところで、改革開放・市場経済という政策そのもの自体が、個人主義と利己主義を許すことになる。個人主義と利己主義を満たさずに市場経済を導入することはできない。開放政策と市場経済の導入によって、大きく変化したのは、人々の価値観である。

価値の生成は経済構造と密接な関係がある。家を生産単位とした伝統社会の中国では、家の価値が最大の価値で、個人の価値は否定された。伝統社会の家制度が崩壊して、公有制を基盤とする社会主義計画経済体制のもとでは、集団・国家という新しい「全体的価値」により個人の価値は否定された。しかし、改革開放・市場経済の政策の転換によって、大衆の価値観は大きく変化した。

王海明・孫英（1995）は、大衆が個人の価値について否定的態度から肯定的態度に変わり、集団の価値より個人の価値を重視するようになったことを明らかにした。また、一部の大衆のなかには、「献身的精神」より「拜金主義」に走る傾向が存在すると指摘した。さらに、市場経済と道德の関係について次のように述べた。すべての市場経済の目的は自己の利益のためである。市場経済が存在する以上、その行為の目的は、自分の利益であり、他人の利益ではない。市場の原理は、利益追求のために他人と競争しなければならない。競争は市場経済の固有の原則である。市場の行為が自己のためであるという意味は、市場活動に参加する人は、完全に自己の利益を追求し、完全に利己的な人間であるということである。人間は市場と非市場の2つの領域で生活している。非市場の領域は、例えば、恋愛や愛情、親孝行すること、子供を教育することなどであり、そこでは人々は利他的である。それに対して、市場の領域に参加するとき人々は、完全に利己的になる。

彼らによると、市場には「利己利他」（自分の利益をはかると同時に、他人の利益もはかること）と「損人利己」（他人に損害を与えて己の利益をとること）の2種類がある。中国で伝統的に受け継がれている倫理観は、「利他主義」、滅私奉公であり、それは人を評価する唯一の尺度である。この尺度からみると、市場経済に参加する人はすべて、不道德な人間であり、市場経済の行為はすべて不道德な行為である。もし市場において、滅私奉公、自己犠牲をすると、個人は利益を得ることができない。

さらに彼らは、市場経済の行為は制度を問わずすべて利己的であり、滅私奉公は非市場の領域に存在すると述べる。集団主義、「雷鋒の精神」（既に記述した集団主義・滅私奉公の人間像）、滅私奉公は、市場に参加する人たちが非市場の領域でもつべき原則である。なぜなら、人間は2つの領域で生活しているからである。すなわち、人間は市場経済の社会

では、経済的人間であり、社会的人間であるからである。彼らは、市場のときには「利己利他」の原則をとり、非市場の場合は、滅私奉公をとるべきであると主張した。

王・孫は、非市場が情緒的場であるのに対し、市場は情緒的意味を排除した場であると解釈し、従来のすべての領域において集団主義、滅私奉公を要求する思想を暗黙のうちに批判した。現代社会では、集団主義価値、個人主義価値、自己本位主義価値が並存し、自己を犠牲にしながら「利他的」に尽くす集団主義価値が薄れつつある。王・孫は、非市場には滅私奉公の原則をとるべきと主張しているが、実際には非市場でも「利己利他的」、「利己的」、「損人利己的」価値観が強まっていると考えられる。そのために、離婚事件も増えている。個人の価値が否定された時代が終わり、個人による価値選択が可能になってきた。このように、改革開放・市場経済の政策の導入により、一元的な価値から多元的価値への変化が生じた。

このように、鄧小平の改革開放・市場経済の政策により、市場と非市場を区別すべきだという主張が生まれた。「犠牲的・献身的な価値観」、「雷鋒の精神」、滅私奉公の価値観の普及は、非市場のもとで推し進めるべきだという主張が登場したのである。さらに、従来は政治に関心を持たない者は批判されたが、現在の人々の関心は、政治的関心よりも日常生活、個人の生活に向かっている。このように、人々が献身的・犠牲的な価値を否定し、個人の価値を重視することは、離婚問題に影響を及ぼしたと考えられる。計画経済時代の夫婦の安定は、妻の「献身的・犠牲的な価値規範」の維持によって支えられてきたからである。

3 婚姻法と意識の変容

婚姻法に離婚の自由が定められた後も、人々の意識が変わらなかったため、離婚に対する厳しい規制は相変わらず強いままであった。1930年代から中国の婚姻法には、「婚姻の自由」（結婚と離婚の自由）が保障された。しかし、「離婚の自由」の解釈はきわめて限られたものであった。1950年の婚姻法の解釈における離婚の自由とは、「封建的婚姻家族制度からの自由」ということであった（1950.5.29）。夫婦の一方が「地主・富農・反革命分子・悪い分子（犯罪者など）・右派分子」の場合には離婚は認められたが、味方の離婚、すなわち「人民の離婚」は簡単には認められなかった。

既に見たように1957～1958年の離婚の議論では、都会や地位にあこがれたり、不倫などにより離婚を求めたりした場合には、「資本主義思想の持ち主」というレッテルが貼られた。資本主義思想の影響を受けた離婚に対しては、原則的に批判を加え、離婚をさせるべきではないとされた。当時の議論では、法による支配を求める主張は通らなかった。離婚の法的原因を明文化すると、離婚事件に対して融通が効く対応ができなくなり、有効に離婚を食い止めることができないという見解が圧倒的に強かった。当時の法の原則は、法の条項の通りにするのではなく、国家の意思によって融通が効く対応をすることであった。この

対応は実際には思想教育、すなわち「説得・教育」というものであった。

改革開放後、1980年に婚姻法の改革が行われた。離婚の改革には、主に2つの変化が見られた。ひとつは、離婚の法的原因を設けたことであり、もう一つは、離婚の手続を簡素化したことである。

第1の離婚の法的原因を設けたことは、法による支配を実現する第一歩であったと言える。1950年から30年間も離婚の法的原因が設けられておらず、人民法院と大衆は不便を強いられていた。人民法院は、法的原因の明文規定がなかったため、離婚事件の処理について困難な判断を求められたし、大衆側もどのような場合に離婚できるか分からないため、訴訟の権利を主張できなかった。1980年の婚姻法では、1957～1958年に批判された幽桐の破綻主義の主張が受け入れられた。幽桐は、どのような結婚であれ、夫婦間の感情的な関係が破綻した場合は離婚を認めるべきだと主張した。1980年の婚姻法では夫婦が離婚に合意できない場合に、夫婦間の感情的な関係が破綻したか否かによって、離婚を判断する基準を設けた。例えば、「人民法院は、離婚事件を審理するにあたって、調解を行わなければならない。夫婦間の感情が既に破綻していることが確かであれば調解の効果がない場合は、離婚を認めなければならない」(第25条)と定められている。こうして中国では、人民法院が離婚を判断するための法的原因が定められた。しかし、「感情的な関係の破綻」とは何を指すのかについては、1989年まで具体的な条項が定められなかった。

第2に、中央政府は離婚の法的手続を簡素化した。1950年の婚姻法における離婚の自由は、「封建的婚姻家族制度からの自由」という消極的な意味で解釈された。さらに、離婚の手続はきわめて複雑なので、離婚訴訟はきわめて困難であった。しかし、1980年の婚姻法には、「夫婦の一方が離婚を要求する場合は、関係部門が調解を行うか、または直接人民法院に離婚訴訟を提起することができる」(第25条)と定められている。すなわち、同婚姻法は、当事者が職場の調解を受けなくても、直接人民法院に提訴できるようにした。こうして、建国後30年たって中央政府は初めて、当事者が訴訟の権利を実現できるように配慮したのである。

1980年の婚姻法は、1950年の婚姻法に比べて、離婚の規定が緩和された。しかし、離婚の法的原因について具体的に規定を列挙する方法をとらなかったため、その解釈は1950年代後半の議論とほとんど変わらなかった。例えば、加藤(1994)によると、夫婦の「感情の破綻」の判断については、夫婦の感情の過去・現在・将来にわたって破綻の有無・和睦の可能性の有無を根気よく探り、判断を下すことが必要とされている。①婚姻の基礎の考察、例えば、愛情に基づく結婚であったか否か、②婚姻後の夫婦感情の考察、例えば、結婚後の夫婦の情愛の深さやその継続年数など、③離婚の実質的原因の究明や原因の排除の可能性、例えば、第三者の介入(不倫)による原因の場合は、第三者を遠ざけるなどの改善可能性の判断、④和睦させるための要因の検討、例えば、子供の存在や職場、友人による和睦活動や援助の有無など、といった4つの方面から総合的に考察すべきであると説明されている。加藤の指摘した通り、破綻主義の採用といっても、離婚判決は決して簡単・

容易に下されないことになっている（加藤, 1994: 154-155）。このように、婚姻法の離婚の規定が改善されても、「感情の破綻」とは何かという明確な規定がなく、離婚についての解釈は厳しいままであった。最高人民法院は、1988年まで、離婚を資本主義思想の影響のもとでの墮落した現象であるか、妻の経済的自立がもたらした現象であるとするなど、従来と同様に捉えてきた(1988.4.18)。他方で、4節で具体的に述べられるように、人民日報は、離婚をただ否定的に捉えたり、女性の献身・従属的な姿を賞賛したりする見解に批判的な見解を示し始めた（1986.11.28; 1986.11.21）。つまり、1986年頃から新旧の価値観の衝突が始まり、一律に離婚を否定する見解について批判が始まった。

こうした人々の伝統的な価値観の変化に伴って、1989年から最高人民法院の『最高人民法院工作報告』には、資本主義思想という表現が使われなくなる。さらに、中央政府は1989年に大衆の離婚の要求に対応した。すなわち、1989年11月21日に最高人民法院は、建国後初めて離婚の法的原因について、具体的な14条項の列挙規定を公布した（加藤, 2002: 258-275）。これは、中国政府が建国後、初めて法によって裁判を行なおうとする決意を示したことを意味する。

また、法律の改善の背景には、家族研究者の役割が大きいといえる。1984年から中国では、4年に1回「家族研究学術会議」が開かれ、家族問題について議論が行われた。1984年の会議では、学者たちは離婚について議論を行っており、離婚についての否定的な捉え方を批判した。

一部の人の離婚に対する見解は偏っている。一律に離婚を否定すべきではなく、具体的な状況を分析すべきである。離婚しても良い場合はそれを肯定的に捉えるべきである。離婚しなくては困る夫婦については、離婚させるべきであり、それを阻止して双方に苦痛を与えてはいけない。また一部の人は、西洋と東洋の離婚率の高さを比較し、社会制度の素晴らしさを説明しているが、離婚率が高いからといって悪いわけでもなければ、離婚率が低いからといって良いわけでもない。(1984.7.9)

さらに、4年後の1988年「家族問題学術検討会」では、離婚を含む婚姻・家族問題について、伝統的な思想教育の方法で解決すべきだという意見が出た。すなわち、法律と道徳は、婚姻と家族関係を調整する武器なので、離婚を含む家族問題の解決には、思想教育という方法をとるべきだとした。それに対して、別の論者は「大多数の人には、道徳は不可欠であるが、道徳と法律の矛盾が生じた場合には、法規範によって家族問題を解決しなければならない」（1989.3.14）と主張した。このように、民事事件や軽微な事件について、伝統的な思想教育という方法ではなく、法規範によって解決をすべきだという意識が形成されたことは、1989年に離婚の法的原因を具体的な列挙規定に変えたきっかけであるといえる。これは同時に、民事事件と軽微な刑事事件について思想教育や調解という伝統的な方法をとった古い慣習が崩壊したことを意味する。

また、大衆の権利意識は毛沢東時代より高まってきた。離婚を求める当事者のなかには、婚姻登記機関の職員が離婚を思い止まるよう調解を行なうと、「わたしたちはあらゆる努力をしてみても、ここに来ましたから、あなたたちは手続だけやって下さい」といって調解を拒む人もでてきている（延辺での聞き取り調査による）。さらに、ある街道の調停員は筆者に次のように語った。「わたしは1980年からずっと調解の仕事をやってきました。1980年初期には、毎日夜遅くまで離婚の調解をやりました。そして、模範工作者になったこともありました。しかし、離婚を決意した夫婦に調解を続けても役に立たないのです。彼らは調解を受けてから1年も経たないうちに再び訪ねて来て離婚を要求しました。このことがあって以降、子供の問題、財産の処理の問題で合意していれば、無理やりに調解をしないのです」と語った（延辺での聞き取り調査による）。

これまで中国では、「調解」という言葉は、夫婦に離婚を思い止まらせて離婚できないようにすることであった。しかし、1990年代以降の調解は、あまり大きな機能を果たさなくなったと考えられる。

要するに、離婚率の上昇の背景には、改革開放により家族研究者をはじめ中央政府の離婚に対する意識が大きく変化したことがある。中央政府は、離婚を法によって処理する方向へと転換し、法の欠陥を改善してきた。さらにその背後には、大衆の法的権利を主張しようとする意識の変容があった。

4 中間集団の変容と「私」意識の形成

離婚率の上昇の社会的背景として、中間集団の道徳的機能の変容と大衆の意識の変容を挙げることができる。この節では、改革開放後の中間集団の道徳機能の変容と大衆の意識の変容を検討する。

デュルケムによると、急激な社会変動、社会変化のもとでは社会が個人に対する規制を行使することができなくなる。なぜなら、生活の諸状況が変われば欲求規制の尺度も変わるからである。また、社会構造のあり方が変われば社会規範も変わるからである。道徳的力が緩んで均衡を取り戻さないと、一時的にすべての規制が欠如することになる。このとき、伝統的規範は権威を失う。個人に対する規制がなくなれば、今まで抑制されてきた欲望は爆発する。それは、ものに対する欲求（経済的アノミー）や、異性に対する欲求（性的アノミー）として現われる（Durkheim, 1893=1989: 23-67）。

改革開放後の経済の発展は、産業上の諸関係のあらゆる規制を緩和することを通じて実現した。かつては中国の中間集団、すなわち農村の人民公社、都市の単位組織などは、国家＝共産党の代わりに政治・生産・生活を行い、大衆の生活欲求を満足させたり、規制したりした。このように、中国の農業集団や都市の生産組織は、単なる生産組織ではなく、政治的機能を果たしてきた。農村の人民公社や都市の単位組織の果たすべき最も重要な責務は、その組織の内部の成員を国家＝党の政策・方針によって統制することであった。社

会主義以外の国を除く諸外国の生産組織は、主に生産機能を果たしている。しかし、中国における生産組織は、まず政治組織として機能していたため、家族と社会の秩序の維持には貢献してきたが、生産力を発展させ、先進諸国ほどの利益をあげることはできなかった。鄧小平の社会主義理論の中心は、「生産力を発展させ、皆が豊かになる社会」をつくることである。そのためには、今まで政治的・社会的・道徳的・経済的機能を結合した中間集団を改革しなければならなかった。鄧小平は、1986年には能率の悪い人民公社を解体させ、能率をあげるための企業改革をも行なった。その結果として、今日、個人の欲望を満足させると同時に規制する強い中間集団はもはや存在していない。

4.1 中間集団の機能変容

中国の離婚率の上昇の背景には、改革開放・市場経済への政策転換により、中間集団の機能が変化したことがある。そこでは大きく分けて次の2つの大きな変化が見られる。ひとつは、諸個人を規制していた中間集団の諸機能が変容し、経済的機能に特化されつつあることであり、もうひとつは、中間集団の非経済的機能の弱体化により、諸個人への規制も緩和され、欲望を解放したことである。ここでは、中間集団の諸機能の変容過程として、企業集団の機能変容を取り上げる。

国家は、改革開放政策により「生産力を発展させ、皆が豊かになる社会」を目指して、大胆な改革を行った。その政策とは、産業や経済分野の合理化政策であり、利益をはかるために新しい機械を導入し、物的・人的費用を節減し、効率的な作業組織への改変、労務管理の刷新など、生産性を高めるために必要な技術的・組織的手段を講ずることであった。合理化は産業や経済分野の規制を緩和することによって実現された。具体的には、①生産請負制度の実施、②多元的所有制の承認、③労働制度改革、④「放権譲利」（「放権譲利」とは、国家から「単位」（職場）へ、中央から地方へ権限を移行し、利益を譲渡すること）（笠原他，2001）などである。合理化政策は、所有制度改革から始まった。1986年には農村では農民の働く意欲を奮い起こすため、人民公社を解体し、生産請負政策を実施した。従来の集団労働を家族経営へと変更した結果、一方では農民の働く意欲を奮い起こし、生産能力を高めたが、他方では土地不足により余剰人口を生み出した。この余剰人口の一部はやむを得ず都会に職を求めて集まってきた。「民工ブーム」（農民が都市に出稼ぎに殺到すること）と呼ばれる現象である。生産請負政策の実施により、都市と農村の間の人口移動が頻繁になり、個人への統制が緩やかになった。

都市では、改革により単一所有制から多元的所有制に発展した。集団・国有という単一所有制とは別に個人経営、民営、三資（合弁・合資・独資）企業が発展し、これらの企業は、国家から経営的に独立した。多元的所有制による並存は、個人が必ずしも国家に依存しなくても生活できる基盤になった。このことは、個人が中間集団の厳しい規制を受けずに離婚を選択できる環境をもたらした。

さらに、企業が個人に対する規制を緩和させることになった重要な要因のひとつは、労

働制度の改革によるものである。1983年から一部の企業では、試験的に「労働契約制度」が実施されていたが、1986年からは全国の企業で「常用労働制度」が廃止され、「労働契約制度」が実施された。「労働契約制度」とは、労働者の契約期間を明確にし、企業側と従業員の双方の権利、責任、利益をはっきり定め、契約が終わると再契約か契約終了かを定めるものである。新しい労働制度の核心は、企業と労働者が相互の選択関係を確立して、競争の原理を企業に取り入れたことである（袁方, 1992: 1-5）。

改革の前まで企業は、個人の生活のすべてに責任を持ってきた。しかし、「労働契約制度」の導入により、企業は個人の生活のすべてに責任を持たなくなった。雇用において、企業は個人の雇用を保証せず、契約によって採用も解雇もできる。

企業が個人生活に責任を持たなくなったのは、国家の「放権譲利」の政策に基づいている。「放権譲利」の政策により現在の企業の権限は強められた。利益の譲渡により企業は、生産・経営において自主的管理権を持つようになり、経営者は人事権と経営権を獲得した（毛沢東時代には経営者に経営権と人事権がなかった）。このように、企業は権限を強めることで、生産・経営機能を強め、その他の機能を弱めていった。たしかに、従来の政治的構造がそのまま残っている企業も多い。企業内部の共産党の組織がそのまま残っているなどの場合もある。しかし、個人の私的領域または精神領域まで規制していた企業の政治・思想教育の機能は、補助的なものへと変化した。周治武（1990）によると、杭州市の725軒の企業のうち、現在では80%以上の企業に「政治思想工作」のシステムがない。企業における政治・思想担当の幹部は、主に業務管理、製品広告などの生産業務に関する仕事を行なっている（周治武, 1990: 54-59）。政治・思想教育を行ないにくくなったのは、経営者と職工層との経済格差が拡大し、職工層に納得のいく思想教育が事実上困難になったからであると考えられる。なぜなら、従来の政治教育の核心は、集団や国家のために個人の私利私欲を抑え、経営者と職工との経済的格差を縮めることにあったからである。

しかし、現在では企業の規範維持機能は、生活上の規範から分離して仕事の領域に集中している。企業は、仕事上の規範を守れば、個人の生活領域の規範には介入しようとはしない。紛争調停においても、中間集団の度重なる調解は、個人の離婚選択を困難にしていたが、夫婦の生活領域の問題に対しては、現在では職場のリーダーは介入しようとはしない。最近の調査では、企業が私生活の領域として離婚にはほとんど介入していないことが報告されている（笠原他, 2001: 167-169）。

このように、合理化政策により国家と単位組織、単位組織と個人、国家と個人は、利益をめぐって相対的に分離されてきた。このような分離は、「公私」の領域の分離をもたらした。単位組織は、政治・生活の共同体ではなく、むしろ生産機能に特化した利益団体に変わりつつあり、家族や個人の生活は、「公的領域」から離れて「私的領域」に属するようになってきた。単位組織が家族や個人の生活のすべてに責任を負わなくなったので、1990年代以降、個人は家族紛争の処理を単位組織に求めなくなってきた。このことは、国家が中間集団を介して家族や個人を統制した時代が終わりを告げたことを意味する。

4.2 「私」意識の形成

改革開放期には、一方では社会組織のリーダーが家族生活や個人生活に介入する慣習が批判され、他方では「私」という意識が形成された。離婚率の上昇の背景には、こうした社会の変容が見られる。

改革開放後の最も大きな変化は、中国人の意識の変容である。この変容とは、法と個人を重視すべきであるという意識が知識人を始め、大衆のなかに広がりつつあることである。毛沢東時代には、思想教育と集団・国家を重視すべきだという主張が支配的であったが、現在は法による支配と個人の権利を重視するようになってきた。毛沢東時代には、民事事件と軽微な刑事事件については「調解」、「説得・教育」、「思想教育」という方法を重視し、法による支配と個人の訴訟の権利を蔑ろにしたため、個人は集団・国家の利害に従わなければならなかった。しかし、改革開放後、外国の研究者との学術交流を通じて、中国の知識人のなかには、従来の調解、説得・教育および思想教育の方法について批判し、民事事件や軽微な刑事事件について法による解決を行うことを主張する学者が現れた(1988.3.14)。彼らはまた、家族生活や個人生活を社会生活から区別しようとしている。すなわち、彼らは家族生活や個人生活を「私事」として捉え、公権力の干渉から「私的領域」(家族生活と個人生活)を守ろうとしている。

中国では民国時代から毛沢東時代に至るまで、家族生活や個人生活が「私事」として捉えられることは一度もなかった。というのは、家族生活と個人生活は、国家の利益と関係付けられたからである。「私事ではない」という表現は、これらの領域への干渉を正当化するために用いられた。家族生活と個人生活は「私事ではない」ため、家族や個人は公権力の厳しい干渉を受けてきた。

しかし、1986年から、婚姻問題をはじめ、家族生活と個人生活は「私事である」という主張が現われた。こうした意識は、時代の社会・経済的要因によって変化するが、社会的状況を変革する上での有効な力にもなる。例えば、毛沢東時代には、結婚や離婚を「私事ではない」と主張することによって、公権力による家族と個人への干渉を正当化でき、国家の意図によって離婚を自由に抑制することができた。すなわち、人々は家族生活と個人生活を「公」と定義することによって、公権力の干渉を正当化し、国家の意図を達成した。だが、他方では人々は、ある事柄を「私」と主張することによって、公権力の干渉から自分を守ろうとするし、実際に守ることが可能になる場合もある。中国における改革開放後の社会の変化は、まさに後者である。

現在、職場のリーダーの結婚や離婚問題への干渉は、社会の非難を浴びるようになった。その背景には、家族生活と個人生活を公権力の干渉から守ろうとする動向がある。ここでは、計画経済時代と改革開放時代の「私事」をめぐる記事の比較により、その変化を具体的に考察する。

毛沢東時代の中国では、婚姻問題は「私事」として捉えられることはなかった。「結婚と離婚は私事ではない」という表現が『人民日報』に掲載されたのは、1949年である。『人民

日報』は、「ソ連の婚姻法規定」(1949.9.19)というタイトルで、ソ連では婚姻問題を「個人の私事」と見なしていないと紹介した。ソ連では、婚姻問題を私事とはみなさず、国家・民族にかかわる問題としていた。ソ連の婚姻法は、離婚の法的原因を規定していなかった。その理由は、画一的な列挙規定では複雑な家族問題を解決できないからである。家族生活を有効に統制するために、ソ連政府は離婚の法的原因を規定しなかったのである。1950年の中国の婚姻法は社会主義ソ連の経験に学んで、離婚の法的原因を設けなかった。1953年3月22日、『人民日報』は、ソ連の婚姻と家族の立法原則について紹介した。そこには、次のように書かれている。

婚姻関係は男女の利益の結合である。この結合には、集団および社会に対する責任が含まれている。社会主義の婚姻関係は、夫婦双方の人生の楽しさを享受することに結びつくと同時に、社会と国家の建設にも結びつく。だから、婚姻は個人の問題で、国家が干渉してはいけないというのは間違いである。社会は集団の利益を配慮すると同時に、個人の利益も配慮しなければならない。(1953.3.22)

この記事では、婚姻関係は単なる男女の個人の問題ではなく、「集団」、「社会」および「国家」の利益と関係付けられている。国家は、国家・社会・集団の利益を守るためにという名目で、公権力の干渉を正当化している。

改革開放後、1986年になって、婚姻や家族生活について「私生活の領域」として捉えた記事が現われた。1986年11月26日の『人民日報』は、「精神文明なのか、封建的な阿呆なのか?」というタイトルで、婚姻家族観をめぐる討論を紹介した。

『中国婦女報』で、6人の妻の生活が新聞で紹介されたのが、議論のきっかけである。最初の妻は、生育能力を失った夫と8年間も一緒に生活してきた。2人目は、自分の仕事を放棄して、17年間も舅と夫の看病を続けてきた。3人目は、夫が亡くなってからも再婚しないで、23年間も姑と一緒に生活してきた。4人目は、体が麻痺した舅と精神病の姑の世話をしながら、農業の仕事に携わってきた。5人目は、むりやりにある男の妻にさせられたが、抵抗しきれないまま生活を送っている。6人目は、他人の説得によって15年の実刑判決を受けた夫を待っている。

この6人の妻についての議論が始まって以来、全国28の省、市、自治区からさまざまな意見が寄せられてきた。ある人は、このような妻を宣伝することは、封建的な愚かな「孝」を宣伝するのと同じであり、妻の犠牲によって「家族の幸福」を達成しようとする観念は変えるべきであると主張した。そして婚姻は互いに求め合うことであって、妻だけに犠牲を求めるのではなく、妻にも選択の自由に関する権利を与えるべきであると主張した。また、ある人は、この記事は東洋女性の伝統的美徳の現われであり、精神文明の典型であるとし、彼女らの生活は、不幸でもあるが、精神面での彼女らの生活は豊かであり、80年代

の女性の誇りであるから、大々的に宣伝すべきであると主張した。さらにある人は、これらの妻の行動については具体的に分析すべきであり、一概に精神文明だとか、封建的な愚かな阿呆だとかは言えないと主張した。(1986.11.26)

『人民日報』は、この問題を処理するとき、妻自身の感情と意思が重要であり、彼女らの幸福や愛について、社会が世論をつくって「個人の私生活」に干渉すべきではないとした。現在重要なのは、全社会（とりわけリーダー層）の意識レベルを高めることであり、愚かな封建意識を一掃し、精神文明のレベルを高めなければならないとコメントした。

ここで『人民日報』は、「献身的・犠牲的」に家族のために尽くす人間像をつくろうとする『中国婦女報』の意図を間接的に批判している。上記の記事は、6人の妻像を褒め称える意見も紹介したが、「個人の私生活」に干渉して妻の典型像をつくろうとするリーダー層の意図を批判することに力点が置かれている。そもそも『人民日報』が家族生活や婚姻生活を「個人の私生活」として表現したのは、建国後初めてである。これは、中国共産党の内部の意識変化の現われを意味する。

もうひとつ、「私事」と干渉に関する報道の事例を取り上げよう。1989年5月12日の『人民日報』は、「指導者は個人の私事に干渉するな」という記事を掲載した。

幹部 A さんは夫婦間の感情の破綻を理由に離婚を決意した。この事情を察知した組織のリーダーは調解を行なった。しかし、調解を行なっても、夫婦関係は一向に良くならず、悪化する一方であった。それゆえ、幹部 A さんは法による解決を求めた。しかし、組織のリーダーはそれに同意せず、「紹介状」を発行しなかった。仕方がないので、幹部 A さんは上級機関のリーダーに事情を説明し、やっと支持が得られた。

われわれのリーダーは、個人生活についての干渉が多すぎるし、行き過ぎたのではないかとこの事件を通じて思われる。組織のリーダーが個人を配慮し、上級機関が下級機関を配慮することは良いことである。しかし、「個人の私事」、とりわけ民事紛争を法によって解決しようとするとき、リーダーが強制的に介入することは適切ではない。われわれは、法の観念を強化し、法によって問題を解決することを強化しなければならない。法にかかる問題なのに、なぜ提訴を妨げるのか。これは、われわれのリーダーのなかには、法の観念がきわめて薄いことに関係している。

法の観念が薄いわれわれの社会では、「個人の私事」を含むすべての問題が行政的手段によって干渉されることに、人々は慣れきってしまった。意識の面では、提訴することは不名誉であるという考えかたが定着してしまった。組織の内部に提訴する人が現われた場合、単位組織のリーダーは、部下たちに対する思想工作を確実に行わなかったためとされた。そして、今度は組織のリーダーが批判を浴び、顔に泥を塗られる。これは、すべて世俗的な偏見であり、法の支配する社会を目指す社会に反している。(中略) 革命戦争時、離婚問題になると、組織のリーダーが調解を行い、革命のために離婚しないことを説得した。そ

の結果、一部の夫婦は一生涯苦痛に耐えなければならなかった。

今日、時代は完全に異なり、人々の観念は大きく変化している。だから、われわれのリーダーも紛争解決の方法を変えるべきではないか？組織のリーダーは個人に配慮すべきであるが、行き過ぎた干渉はすべきでないし、また個人の問題を独断で決めるべきではない。
(1989.5.12)

毛沢東時代には、生活領域において「公私」の範囲が明確に定められておらず、家族と個人の生活は常に公権力の干渉を受けてきた。また、家族生活や個人生活が公権力の干渉を受けることは、当然のことであり、公権力が干渉しないことが逆に問題とされた。しかし上記の記事で、『人民日報』は、公権力による家族生活への行き過ぎた恣意的な干渉を厳しく批判し、法による解決を主張している。つまり、「私」の概念の形成は、公権力による干渉への批判から始まっている。

80年代後半、『人民日報』では公権力による家族生活と個人生活への干渉が批判されたが、1997年には、「家族は私的領域として社会生活の領域から分離してきた」という趣旨の主張が掲載された。1990年代に入り、「家族問題についての検討会」と題された記事では、ある学者が次のように指摘した。

改革開放の進展と社会主義市場経済が確立しているなかで、わが国の家族領域においては目覚ましい変化が現われている。まず、家族が私的領域として社会生活から分離してきたことである。個人生活も相対的に独立したものとして家族から分離している。(中略)中国社会は現在、構造的変化が起きており、「私的領域」と「公共領域」は相対的に分離している。多くの家族は、私的領域として認められており、従来 of 調解によって家族関係を維持する行政の力は弱まってきた。(1997.3.1)

このように1990年代には、人々は家族を「私的領域」として捉えることによって、行政が家族生活や個人生活に干渉できないということを明確に主張している。「私的領域」＝干渉してはいけない領域と「公的領域」＝干渉できる領域とを明確に区別することにより、個人および家族の生活領域に公権力の介入が及ぶのを防いでいる。このことは、「私」という意識が形成され、民事事件や軽微な民事事件について、説得・教育、思想教育、調解の方法によって解決するという従来 of 慣習は事実上崩壊したことを意味する。

最後に、従来 of 「共産党のリーダーは離婚してはならない」という伝統的規範も現在は変化しつつある。従来共産党員については、特別に扱われ、離婚をしてはいけないという暗黙の規範が存在した。ところが1986年12月14日、『人民日報』は、「共産党の幹部も普通の人である」というタイトルで、伝統的な観念に対する批判を展開した。

「共産党の幹部も普通の人である」というタイトルは、二つの記事を読んでつけたもの

である。ひとつの記事は、『解放日報』のある工場の共産党の総書記が、夫婦の感情の破綻のため7年間の別居後、離婚を決意していることについてである。16歳の息子も親の離婚に理解を示している。しかし、上級のリーダーは、「あなたは共産党員であるだけでなく、共産党の総書記でもある。離婚すると職工に悪い影響を与えるのではないか。今後、どうやって職工に精神文明の教育を行なえるのか」と話した。

(中略) 共産党員と共産党の幹部も普通の人間である。過去、共産党は特殊な材料でつくられたといわれた。それは、共産主義の実現のためのすべてを捧げるという意味であった。人民の利益のために、個人を犠牲にし、困難なときには先頭に立ち、快樂は人に譲らなければならなかった。現在、共産党員も個人の利益があり、趣味もあって、特殊な人ではない。(1986.12.14)

従来は、共産党員は夫婦が円満でなければならないし、たとえ円満ではない場合でも、大衆を教育する立場にあるため、離婚してはならないとされてきた。しかし現在、そうした立場にある共産党員もまた、従来の共産党員の姿を守って不満足な夫婦生活でも我慢すべきか、それとも個人の利益を考慮して離婚を選択すべきなのかという問題に直面している。このような時期に『人民日報』は、上記のような答を掲載した。すなわち、大衆の教育をする立場にある共産党のリーダーも、個人の生活を有しており、離婚しても良いということである。『人民日報』がこのような記事を掲載したのは、家族生活や個人生活に対する行き過ぎた干渉について批判するためだと考えられる。この記事の掲載は、「共産党員は離婚してはいけない」という伝統的規範が崩れつつあることを意味する。しかし、大衆を教育する立場にある共産党の幹部が離婚すれば、離婚を求める職工を教育することができなくなるだろう。共産党のリーダーは離婚を求める当事者に思想教育を行なうことができないということである。

改革開放後の最も大きな変化は、人々の家族生活や個人生活に対する意識が変わってきたことである。改革前の中国では、私的領域の問題は政治的問題であり、公的領域のものとして扱われたが、家族生活や個人生活は「私的領域」であり、その領域には公権力は恣意的に介入するべきではないという意識が現れたのである。こうした意識の背後には、公権力による私的領域への恣意的介入を拒否し、法規範に基づく介入を主張する含意が含まれている。改革開放後における「公私」の領域を区別すべきだという意識の登場は、家族や個人の領域を守りたいという大衆および知識人の願望の現われでもあると考えられる。

何かが「公」なのか「私」なのかを一義的に定めることは不可能である。というのは、法律が定める基準を含め、時代によって「公私」の基準は変わるからである。ある意味では、人々が「公私」に区分にかかわる問題を主張するとき、そこで言われていることは、「そうあるべきだ」という意図や主張に過ぎない。生活領域における「公私」の基準を判断する(公私の境界線を引く)のは最終的には法であるが、その法もまた社会の変化に応じて変化する。

なぜ今中国では「公私」の議論が起きているのか。それは、改革開放直後まで中国では公私の区別が十分行なわれず、また公権力による私生活に対する恣意的な干渉を黙認してきたからである。このような恣意的な干渉を防ぐために、今日の中国の知識人層の多くは、公による私に対する干渉は、フォーマルな基準（法の条項）に従うべきだと主張している。

公と私を明確に区別すべきだとする言説の登場によって、公権力の私的領域への恣意的な干渉を抑制できる可能性は高まったと考えられる。こうした動向は、離婚率の上昇の間接的な要因にはなりうるだろうが、直接的な要因にはなり得ないと考えられる。というのは、公権力による介入や統制が緩やかになったことによって人々は離婚したいと思うようになるわけではないからである。

5 社会主義の愛情の変容

既に検討したように、毛沢東時代における社会主義の愛情は、実際には国家が国民に求める愛情規範として語られた。それは、「献身的・犠牲的」という言葉で多く語られた。ここでは、改革開放後の社会主義の愛情は、どのように語られているか、また意識においてどう変化しているのかを考察したい。

1980年代の結婚・離婚をはじめの意識については以下のような変容が見られると考えられる。

第1に、「従一而終」の規範は崩れつつある。「従一而終」とは、婦人が節を守り再婚しないことである。中国では、一般的に結婚は一回しか選択できないという制度的規範を厳しく守ってきた。しかし、現在この規範は崩れつつある。一つの例をみてみよう。

今年32歳になるある妻は、北京にある医科大学を卒業して、健康回復センターに勤めていた。自分の理想的な男性が見つからず、28歳になってしまった。親が心配したため、人の紹介によってすぐ結婚してしまった。夫はある機関に勤める幹部で、正直で口数の少ない人であった。結婚生活は義務的で、互いに義務だけを果たしていた。毎日味気のない生活をしているとき、妻は偶然の機会にある男性と知り合い、その男性のユーモラスで明るい性格が好きになり、自分の夫と離婚した。(戴徳忠, 1992: 18)

毛沢東の時代には、「従一而終」という制度的規範は大衆のなかに根強く残っていた。一度選択した結婚は、特殊な事情がない限り解消できない。その特殊な事情とは、配偶者が反革命分子、右派、地主、富農、犯罪者などであったり、その離婚が封建的な結婚、売買婚である場合を指す。夫婦の感情、性格、性生活が合わないなどの理由の場合には、離婚の判決は出ない。しかし現在は、夫が嫌になったら妻はそれを我慢せず、離婚を選択する。このことは、従来の「結婚は一度しか選択できない」という価値が変化しつつあることを示している。

この価値規範の変化の背後には、「個人的価値」を重視する傾向の強まりが窺われる。例えば、1995年の6月9日の『人民日報』は、「子女が再婚に反対しているが、どうすればいいですか」というタイトルで老人の悩みを掲載した。

わたしは孤独な老人で、今年67歳です。32歳のとき、夫を病気で亡くして、ひとりで3人の子供を育てました。わたしは子供のために再婚しませんでした。現在は子供がみんな大きくなって結婚し、自分の家庭を持つようになりました。子供たちは、一緒に暮らしたいと勧めるのですが、わたしは一緒に暮らしたくないのです。なぜなら、子供たちの住宅は狭くて不便だからです。3人の子供の家とも小さいです。それに、老人と若い世代と一緒に暮らすのは生活習慣が違ふし、トラブルが起きやすいです。だから、わたしはずっと独り暮らしをしています。

人は年をとると孤独が怖くなります。自分の話し相手として伴侶がほしいのです。半年前に、姉が前の職場の男性を紹介してくれました。彼はわたしより3歳年下で、奥さんを一昨年亡くしています。わたしたちは性格が合いますので、再婚しようと思っています。そこで、子供たちの意見を聞いて見ました。しかし意外なことに、全員反対したのです。

長男は「今まで耐えてきたのに、こんな年になって再婚するなんて」と話し、長女は「その家は子供が多く、狭いから母さんと結婚しようとしているのよ」というのです。次男は「再婚をするなんて、亡くなったお父さんに申し訳ないんじゃないの」と言うのです。子供たちは、その人について誤解をしているのです。わたしは彼が心優しく、良い人であることをよく知っているのです。しかし、どんなに説得しても子供たちは聞いてくれません。わたしは二度と子供のために自分の幸福を犠牲にしたくないのです。なぜなら、わたしは彼らのためにすべてを犠牲にしてきたからです。(1995.6.9)

長い間「従一而終」の価値規範は、大衆の婚姻道徳として守られてきた。毛沢東時代には、貞操を守るべきであるとする価値観はそれ以前と変わっていなかったが、それは女性の方だけが守るのではなく、夫婦双方が守るべきものとされていた。社会世論と世間の目が怖くて、女性は再婚に踏み切る勇気がなかった。死んだ夫に貞操を守り、子供や家庭のために自分を犠牲にした女性はきわめて多かった。この記事では、個人の幸福を重視すべきだとする母親と伝統的規範を守るべきだという子供との衝突が起きている。子供側から見ると、母親の行為は死んだ父親に対する背徳行為であるが、母親は、子育てという責任を果たしたのだから、これからは個人の幸福をつかみたいと考える。ここでは、母親の考えの中に伝統的規範より「個人の幸福」を重視するという価値観が存在することが見てとれる。

第2に、夫婦の制度的役割だけでは、夫婦関係の維持は難しくなり、夫婦の愛情に対する相互理解が重要になってきた。以前は犯罪や浮気をしない限り、夫婦関係の継続は保証されていた。現在はどうであろうか。

ある夫は妻の離婚の要求に「わたしたちは、なぜ離婚しなければならないのか？互いに浮気もしていないのに。もし、お前が浮気でもしたなら、俺は何の文句も言わずに離婚してやるよ」と語ったそうだ。(李銀河・馮小双, 1991: 99)

なぜわたしが離婚するかというと、お金のためではないのです。夫が男らしくないからです。この人と一生を過ごすのは、全然意味がないのです。わたしは今年 35 歳で、先が長いのです。わたしは新しい生活を求めたいんです。人々はこのような選択を理解してくれないかもしれないが、時間が経てば理解してくれるはずですよ。現在、好きな人はいませんが、離婚してこそ、新しい選択の機会があるのです。(『光明日報』, 1995.2.27)

現代の中国社会では、結婚という制度的規範や夫婦の義務と責任を果たすことだけでは夫婦関係を維持することはできない。愛情において、妻は夫に対してより高い要求を行なっている。

第 3 に、「献身的・犠牲的」な愛情表現はなくなりつつあり、個人の価値を重視するようになった。この価値観が揺れているのは、夫側が「愛情を一人に捧げる」という制度的規範を破る場合が多いからであると考えられる。

わたしは 41 歳で、結婚して 16 年になります。現在、二人の子供がいます。わたしは現在の夫と結婚する前にボーイフレンドがいました。後で偶然の機会で見知り合ったのです。夫は以前、わたしをととても愛していました。夫の親は、わたしが夫より 1 歳年上なので、わたしたちの結婚に反対したのです。そのとき、わたしたちは互いに深く愛し合っていました。夫はわたしに「君でなければ絶対結婚しない」と誓ったのです。わたしたちは親の反対を押し切って結婚しました。結婚してから二人の仲はととてもよかったです。夫の出世のため、わたしは自分を犠牲にしようと決心したのです。夫はもともと一般の労働者でした(わたしも一般労働者)。わたしは夫のために良い家庭環境をつくりました。わたしは仕事をやりながら、家庭の仕事を独りで受け持って、子供のしつけもしっかりやりました。子供は学校で「三好学生」(筆者注：中国の学校で道徳、知育、体育が優秀な学生)になり、夫は心からわたしに感謝したのです。夫は共産党に入り、昇進し、通信大学も卒業しました。その後、夫は転勤し営業マンになりました。夫の「単位」では、いつも他の「単位」の女性(わたしより 8 歳年下)と一緒に出張させたのです。夫とその女性は、最初は一般の仕事の仲間だったのです。夫は出張先から帰るといつも外出先の面白い話を聞かせてくれました。

しかし、男女がいつも一緒に外へ出張すると、日が経てば情がわいてくるものです。その女性はわたしより 8 歳年下だし、若いのです。夫はついに変わりました。出張回数が増え、家へ帰ってきてわたしを相手にしてくれませんか。最近では、家に帰らない日が多くなってきました。わたしは夫の心を取り戻すことを切望したのです。しかし、夫は「俺は君を憎

んでもいないし、愛してもいない」というのです。夫は一度も離婚を口にしたことがないので。夫もわたしが彼と子供のために一生懸命にやっていることを知っているのです。けれども夫はただ女遊びを楽しもうとしています。わたしはかつて死ぬことも考えました。今はもう決心を固めたのです。心が変わった人間は要らないのです。わたしは離婚を決意しました。(張厚., 1991: 35-36)

毛沢東時代の中国社会では、愛情を一人に捧げ、配偶者以外との性行為を厳しく抑制した。また、性の規範を守らない場合には、厳しいサンクションを与えた。道徳的には、軽い場合には批評教育を受けさせ、重い場合には、行政処分を与えた。例えば、地位を下げられたり、賃金を下げられたりした。法律的には、不倫は姦通罪として厳しく処罰された。外からの厳しい規制により夫婦の性を一人に捧げるという社会規範が守り続けられてきた。しかし、1980年には、不倫は姦通罪から外され、道徳的にも行政的にも個人の生活問題としてあまり関与しなくなった。

上記の事例では、夫は浮気をしながら離婚しようとしな。夫は妻の犠牲的な愛情には感謝している。しかし、妻は自分の愛他的な価値が夫によって背かれたとき、我慢できなくなる。妻の「性は一人に捧げるべきである」という価値規範と夫の「性的魅力を感じないときには、性は配偶者以外に求めてもいい」という価値規範との衝突である。「性は一人に捧げるべきである」という価値規範や「献身的・犠牲的」な価値規範を維持するだけでは、愛情関係が維持できないということを意味する。

以上、いくつかの離婚のケースを考察してきたが、現在の離婚のケースはさまざまである。1980年代まで、『人民日報』では妻の「献身的・犠牲的」な人間像を掲載したが、1990年代には、そのような人間像は現われていない。たしかに、離婚の事例のなかには、妻が自己を犠牲にして夫と家族を支える姿が多い。しかし、現在の夫婦関係は、妻が犠牲的・献身的に支えても、夫婦の愛情関係を維持することが難しくなった。また、1990年代には、妻の「献身的・犠牲的な愛情」を宣伝することも終わってしまった。

6 結論

鄧小平の改革開放・市場経済の政策以降、市場と非市場を区別すべきだという主張が現われており、市場経済のもとで「犠牲的・献身的な価値観」、「雷鋒の精神」、滅私奉公の価値観を推進するのではなく、それらは非市場のもとで推し進めるべきだという主張が現われている。さらに、現在の人々の関心は、政治よりも日常生活、個人の生活に向かっている。人々が献身的・犠牲的な価値を否定し、個人の価値を重視することによって、離婚に対する価値観が変化してきたと考えられる。

中央政府には、法によって離婚を裁こうとする考え方が現われ、法の不備が改善されてきた。1980年代初期には再び離婚の条件を厳しく解釈する学者が現われたものの、専門家

は 1989 年には離婚の法的原因に列挙規定を加えた。こうして、はじめて離婚法として完璧な法律が成立した。この背景には、海外の動向に触れることで知識層の意識が大きく変わったことがある。さらに、改革開放が進むにつれて大衆の権利意識が高まったこともある。

改革開放により、中間集団には次の 2 つの大きな変化が生じた。ひとつは、諸個人を規制していた中間集団の諸機能の変容し、経済的機能に特化しつつあることであり、もうひとつは、中間集団の非経済的機能の弱体化により、諸個人への規制を緩和し、欲望を解放していることである。さらに、中国における「私的領域」と「公共領域」を区別しようとする動向と、公権力の私的領域への恣意的干渉を防ごうという動向がある。こうした動向のもとで、行政の力では離婚を抑制することができなくなっている。

公表されたいくつかの離婚の事例から中国人の愛情の変化を考察すると、1980 年代まで、妻の「献身的・犠牲的」な人間像が掲載され続けた。このことは、中央政府がそのような妻像によって大衆を教育しようとしたことを示している。しかし、それは逆に世論の批判を浴びるようになり、1990 年代には、「献身的・犠牲的」な妻像は現われなくなった。たしかに、離婚の事例のなかには、妻が自己を犠牲にして夫と家族を支える姿が多い。しかし、1990 年代には、妻の「献身的・犠牲的な愛情」の宣伝は終わってしまった。現在の夫婦関係は、妻が犠牲的・献身的に愛情を捧げても、夫婦の愛情関係を維持することが難しいものとして描かれるに至っている。

離婚を通して改革開放後の中国社会の変化をみると、現在は、毛沢東時代の慣習がほとんど姿を消しており、家族や個人を「私的領域」として捉えようする動向が強く現われている。何千年間ものあいだ、中国人は「私的領域」(とりわけ個人的領域)を持たなかった。民国時代には、家長による支配によって個人の権利が剥奪され、個人的な事柄という意味の私事は存在しなかった。毛沢東時代には、いわば国家による家父長的支配によって個人の権利が剥奪され、家族的な私事も個人的な私事も個人的な私事も存在しなかった。鄧小平の改革開放の政策によって、はじめて個人的権利を確保することができるようになった。こうしてみると、今日の離婚の増大は単なる夫婦の別れの増加としてではなく、個人の解放として捉えることができる。

第8章 90年代中国における婚姻と社会移動 ——女性の婚姻行動と資源との関係を中心に——

1978年に中国政府は、改革開放・市場経済化の政策を決定した。こうした政策のもとでの政治・経済システムの変化は中国人の社会生活のあらゆる側面に影響を及ぼしている。とりわけ婚姻行動に対して与える影響は大きく、農村女性の結婚による都市移住の増加、離婚の増加、国際結婚の増加などは、そうした影響の顕著な例である。1986年に中国社会科学院が七四の都市と農村について行った調査では、結婚によって都会へ移住する農村女性の数が増えていることが報告されている（熊郁・劉愛民, 1990: 103-107）。こうした結婚による農村女性の都市移住は、単なる地域間移動ではなく、貧しい地域から豊かな地域へと向かう垂直的社会移動でもある（張萍, 1999）。

本稿では吉林省延辺と江蘇省如皋市を主たる事例として取り上げるが、1990年代における市場経済化の一層の進展につれて、吉林省延辺では、離婚の増加ばかりでなく、女性の国際結婚の増加が見られる¹。また、江蘇省如皋市では、結婚により貧しい地域から流入する農村女性が急増している。つまり、結婚、離婚、再婚、国際結婚といった婚姻行動が、女性が経済的状況の悪い地域から良い地域に移住する手段となる例が見られる。しかしながら、既存の研究では、中国におけるこうした地域間移動現象の要因については、都市農村間の経済的格差、学歴の格差に言及するにとどまり（熊郁・劉愛民, 1990）、地域間移動と婚姻行動との関係や、個人が所有している職業・収入・学歴・年齢などの資源と女性の婚姻行動との関連については触れられていない。

本章の課題は、吉林省延辺女性の離婚・再婚・国際結婚による社会移動と、江蘇省如皋市の結婚による社会移動とを、個人が所有している資源との関連で考察することである²。具体的には、どのような女性が社会的地位を改善するために結婚・離婚・国際結婚を利用しているのか、女性は結婚・国際結婚においてどのような資源を交換に持ち込むのか、を考察したい。

¹ この現象に触れた先行研究の崔吉城（1998）の挙げる国際結婚（涉外婚姻）の数値には誤りがある。まず「涉外婚姻の相手は圧倒的多数（95%）」は何から算出された割合であるのか不明である。さらに、「1990年には12人、1991年には34人、1992年には62人、1993年には625人（正確な数値は622人）になった」は、韓国人と延辺自治州内の人との結婚ではなく、涉外結婚をした延辺自治州朝鮮族の人数である。また、また涉外結婚のうち、朝鮮族再婚者のパーセンテージも24%ではなく、正しくは延辺朝鮮族の国際結婚の27%（朝鮮族879人のうち、再婚者は237人）。正確な数値は表3を参照。

² 社会移動を二種類に分け、階層的に同じレベルの地位間の移動を水平移動、異なるレベルの地位間の移動を垂直移動という。本稿で論じている社会移動とは後者である。垂直移動には上昇移動と下降移動があるが、本稿で論じているのは前者である。本稿で論じている上昇移動とは、社会移動のうち、社会的地位のより高い階層への移動を指す。

本章では、筆者が1997年から1998年にかけて延辺での資料調査及びヒヤリングにより得たデータと、杜桂珍・珍忠明・馬蘭梅（杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅, 1995: 32-34）による「対外来妹婚管理情況的調査」の結果を用いて、朝鮮族の集中している延辺と、漢族の集中している江蘇省では、婚姻による社会移動において、どのような共通点と相違点があるかを考察する。以下では延辺の離婚・再婚・国際結婚による社会移動を（1節）、次に江蘇省の如皋市での社会移動を分析（2節）、それらの結果について、理論的な視点を踏まえながら考察を加える（3節）。

1 延辺における離婚と国際結婚

1.1 調査地の概況と婚姻の特徴

延辺朝鮮族自治州は、1952年9月3日「延辺朝鮮族自治区」として成立し、1955年に同自治州に改められた。同自治州は延吉、図們、敦化、竜井、琿春の五つの市と、汪清、安図の2県を所轄している。延辺の総面積は4万2,700平方kmであり、ロシアおよび朝鮮民主主義人民共和国と国境に接している。同自治州は、総人口218万5千人であり、漢族をはじめとする16の民族が居住している。民族別では漢族が最も多く57%を占め、朝鮮族が39%を占めている。

筆者は1997年から1998年にかけて2回にわたって延辺中級人民法院、延吉市基礎人民法院の河南法廷および河北法廷、延辺大学家庭法律事務所、延辺婦女問題研究所、延辺民政局、延辺婦女雑誌社、S街道（行政末端組織）の離婚の司法調停機関を訪ね、資料収集およびヒヤリングをおこなった。

以下の分析で用いるデータは、延辺人民法院、延吉市S街道の調停機関において筆者の収集したデータ、および延辺大学の李承梅による国際結婚の研究が提示しているデータである（李承梅, 1994: 200-217）。延辺人民法院では、1980年から1996年までの裁判離婚のデータを入手し、ヒヤリングをおこなうことができた。S街道では、ヒヤリングと同時に、1992年から1997年の間に調停を受けた夫婦297組の記録を調査することができた。また延辺大学婦女問題研究所では、李承梅が行った国際結婚調査の資料を入手することができた。S街道の調停記録調査では、職業と収入が記述されていないケースが多く、当事者の経済的情況について統計をとることができなかった。しかし、調停記録中の離婚原因の記述から、ある程度まで生活状況を推測することができた。

延辺朝鮮族は、他の民族に比べ、学歴・離婚率が高く、再婚・国際結婚が多いという特徴がある。1990年第4次人口調査によると、同民族は、100万以上の人口をもつ19の民

表 8-1 延辺中級人民法院の訴訟離婚の推移

年次	総離婚事件	離婚受理	離婚取下げ	総離婚事件	離婚受理	離婚取下げ
	件数			比率		
1980	612	448	164	100	73.2	26.8
1981	597	468	129	100	78.4	21.6
1982	774	578	196	100	74.7	25.3
1983	944	678	266	100	71.8	28.2
1984	1,240	854	386	100	68.9	31.1
1985	994	810	184	100	81.5	18.5
1986	1,069	894	175	100	83.6	16.4
1987	1,585	1,327	258	100	83.7	16.3
1988	1,816	1,447	369	100	79.7	20.3
1989	2,453	1,998	455	100	81.5	18.5
1990	2,766	2,191	575	100	79.2	20.8
1991	3,154	2,598	556	100	82.4	17.6
1993	3,550	3,028	522	100	85.3	14.7
1994	4,048	3,509	539	100	86.7	13.3
1995	4,316	3,932	384	100	91.1	8.9
1996	4,263	3,890	373	100	91.3	8.7
80-96	34,181	28,650	5,531	100	83.8	16.2

出典: 延辺中級人民法院。

族のうち、中学以上の学歴が最も高く、非識字率も最も低い³。また吉林省は全国的にみても離婚率の高い地域である（表 7-1 を参照）が、全国では離婚率の極めて高い地域でもある。普通離婚率（人口千人あたりに占める離婚件数）は、1995 年で 3.99（協議離婚件数 4,754 件、訴訟離婚 3,932 件）、1996 年で 3.54（協議離婚 3,890 件、訴訟離婚 3,840 件）であった。延辺人民法院のデータ（表 8-1）をみると、1980 年から 1996 年までの 16 年間で、同人民法院の離婚事件の処理件数は 1980 年に比べておよそ 7 倍に増加し、離婚件数はおよそ 9 倍に増加している。また離婚率だけでなく、国際結婚の多い地域としても注目される（表 8-2）。国際結婚をした女性のうち、約 4 人に 1 人は離婚経験のある再婚者である（朝鮮族の国際結婚の 27%）。このことは、延辺において離婚と国際結婚は大きな関連があることを示唆している。

³ 1990 年第 4 次人口調査によると、人口 100 万人以上をもつ 19 の民族のうち、中国朝鮮族の大学、高校、中卒の平均は全国で最も高い。それぞれ 4.3%（全国 1.4）、21%（全国 7.9）、33.8%（全国 23.2）である。非識字率は 7%（全国 22.3）で最も低い。

表 8-2 延辺朝鮮族の国際結婚の推移(1990.1.1-1994.3.31)

単位:件

年度	総計	朝鮮族総数	朝鮮族		朝鮮族の国・地域別結婚相手					結婚形態			
			性別総数		台湾・香港・マカオ	華僑	韓国	日本	北朝鮮	その他	初婚	再婚	
			男	女									
1990	23	12	男	4					4		3	1	
			女	8	2			1	5		8		
1991	47	34	男	13					13		10	3	
			女	21	3	2	1	2	13		18	3	
1992	83	62	男	3					2	1	1	2	
			女	59	3		42	7	5	2	41	18	
1993	630	622	男	6			1	1		3	1	3	3
			女	616	1		3	597	9	3	3	465	151
94(1-4月)	152	149	男	4			1	3				3	1
			女	145			1	140	4			90	55
合計	935	879	男	879	9		8	784	23	48	7	642	237

出典: ①李承梅, 1994, 「延辺朝鮮族涉外結婚」『女性研究』, 延辺大学出版社, 205-206 頁により作成。

②李承梅のデータは延辺民政局「婚姻登録弁公室」の提供によるものである。

1.2 離婚申立人の特徴: S街道のデータ

離婚申請者のなかでは改革開放(1978年)後に結婚した者が95%を占めている。このことから、現在生じている離婚のほとんどが改革・開放後に結婚した者の離婚であることが推測される。

延辺における近年の結婚動向では、請負婚(包婚姻)や売買婚はなく、早婚傾向もない。離婚者の平均初婚年齢は、夫は27歳、妻は24歳である。また、離婚申請者のなかでは、恋愛結婚のほうがその他の結婚より比率が高く、89%を占めている(表8-3)。

離婚の申請者をみると、妻の不倫が原因で離婚を申請した夫を除いて、ほとんど妻側が離婚を申請し、離婚の理由を述べたのもほとんど妻側である。妻からの離婚申請が八割以上を占めている。これは夫側が離婚の原因をつくっているケースが多いからである。

また、就労可能な若い年齢層の離婚が支配的である。これは女性の再婚の可能性と関係していると考えられる。女性の離婚は年齢的制約と強い関係がある(表7-2を参照)。離婚を申請した妻の年齢の内訳は、44歳までが92.3%で、それ以上の年齢は1割にもならない。

い。45歳以下の妻が九割以上を越えるのは年齢資源が離婚に大きく影響を与えているためであると考えられる。

婚姻継続年数と離婚との関係では、アメリカや日本では婚姻継続年数の5年未満と5～9年階層の比率が最も高い（竹下, 1995: 74）が、延辺では5年未満と10～14年階層の比率が同じである（表8-4）。

表 8-3 婚姻形態

結婚形態	組	比率
自由恋愛	173	64.8
紹介・恋愛	65	24.3
紹介	29	10.9
総計	267	100

注①S街道(1992-1997)。

②30組は結婚形態不明のため除外した。

はずしたのである。

表 8-4 婚姻継続年数

継続年数	組	比率
5年未満	76	25.9
5-9	96	32.8
10-14	77	26.3
15-19	29	9.9
20年以上	15	5.1
総計	293	100

注: S街道(1992-1997)。

1.3 近年の離婚の特徴

一般的に、個々の離婚をもたらす原因は複数存在し、主たる原因を特定することは困難である。しかし、個人が挙げる離婚の主な原因は、ある時期の離婚の傾向を表していると考えられる。ここでは、S街道のデータと、延辺人民法院のヒヤリングにより、延辺の離婚の特徴を考察する。

S街道のデータにより妻側の主な原因について統計をとると、「性格の不一致」を除けば、経済問題、不倫、生活習慣上の問題が占める比率が高い⁴。

経済問題では、妻の失業を原因として離婚申請をした夫は2人しかいないが、「夫の失業・生活力なし」(30件)、「夫の借金、ギャンブル、商売の失敗」(28件)といったように、夫に経済上の過失を原因として離婚を申し出た女性は58人もいた。

「不倫・不倫疑惑」については、夫婦の一方がカラオケ、バー、ダンスホールへ通うなどして夜遅くなったり、ホステスと不倫関係になったりして離婚する例が多い。

生活習慣上の問題では、夫が飲酒したり、カラオケ、ダンスホールへ通うことや、いつも夜遅く帰宅したりすることが含まれる。夫の生活問題を原因とする離婚申請は30件で、妻のそれを原因とする申請は3件である。

次に、延辺人民法院のA裁判官へのヒヤリングの結果を考察しよう。それによれば、延

⁴ 「性格の不一致」については、具体的な内容を把握することが困難であり、不明な点が多い。「性格が合わないのでいつも喧嘩が絶えない」とか、「性格、趣味が合わない」とか、単に「性格が合わない」と答えた妻が多い。

辺人民法院が扱った離婚については以下のような傾向が見られた。

1990年から1995年までの離婚の特徴をみると、階層別では、①無職、日雇い労働者、あるいは固定収入がない者に離婚が多く、②知識層には離婚が少ない。また、③一部の営利階級のなかにも離婚が多いが、彼らは経済的地位の低い階層と離婚のプロセスが違う。例えば、会社や飲食店などの経営者は社会経済的地位の低い階層のように法廷で争うことがなく、妻の要求通りに金銭と財産を譲り、婚姻登録管理機関へ行って協議離婚をするケース（俗称、高額離婚）が多い（加藤, 1994: 207-220）。

年齢階層別の分布については、離婚は30～40歳の間の年齢層に最も多く、次に20代で、40代も少なくない。この結果はS街道データとほぼ同様である。年齢別に離婚の原因をみると、離婚件数の最も多い30～40歳の年齢層は、妻が出国して稼いだお金を夫がギャンブルに全部使ってしまったたり、カラオケ、ダンスホールなどでホステスと不倫をしたりして離婚することが多い。妻側をみると、飲食店、カラオケ、バーなどで働きたいが、夫が同意しないため離婚を決意することもある。20代では、年齢層が若いこともあって一目惚れで結婚するなど、互いに相手を十分知らないまま結婚することも多く、そのような場合には結婚後の安定を欠く。年齢が若いため家庭内で矛盾が起きると、その困難を乗り越えずに離婚してしまうケースが多い。40代以上には再婚者が多い。再婚者は一生を添い遂げようとする人が少ない。再婚者の結婚生活では双方の子供どうしが衝突しやすく、また双方とも経済力がある場合が多いため、初婚に比べ離婚は生じやすいとされる。

また都会だけでなく、農村でも離婚が増える傾向にある。夫は稼ごうとせず、酒を飲んで妻に暴力をふるったり、ギャンブルをしたりすることが多い。また、農村の妻も都会のカラオケや飲食店、バーなどで働いて経済的収入が多くなると、農民の夫が嫌になり、離婚して都会の男性と再婚することがある。

農村でも都会でも女性側から離婚をつきつけることがほとんどである。これはS街道のデータにも一致している。以前は「一度結婚すると、女性というのは生活に困っても夫に依存して生活するものだ」と女性は考えた。しかし、市場経済の影響を受けた今日の女性は経済的に自立すると、夫が義務を果たさない場合には夫と別れてしまう。このことは女性の価値観に大きな変化が起きていることを表している。時代別にみると、中国の女性は、1960年代の「労働者階級が社会を支配する時代」には労働者階級に憧れ、70年代の「軍人が社会を支配する時代」には軍人に憧れ、80年代と90年代の市場経済化の時代には「能力があり、金持ちの男性」に憧れているという。

1.4 国際結婚と資源

延辺では離婚と国際結婚の間に関係があると考えられる。表7-2で見たように、離婚は20～44歳までの年齢的制約が少ない女性に集中している（8割以上）。また、離婚に至るケースでは、夫側に原因があるとする離婚申請の割合が非常に高い。このことから、現在の婚姻に不満をもつ延辺の女性においては、義務・責任を果たせない夫と別れたいという

欲求と、経済的に依存できる男性と再婚したいという欲求が重なっていると考えられる。以下では、結婚市場において、どのような離婚女性が、どのような外国の男性と結婚し、彼らの「結婚取引」ではどんな資源が持ち込まれるかを考察しよう。

延辺では、1990年から国際結婚による社会移動のブームが始まった（表8-2）。1990年から1993年までの国際結婚の数は、23から630に急激に上昇している。朝鮮族の占める割合を見ると、1990年から1994年の四月の間に生じた935件の国際結婚のうち、朝鮮族を一方に含む結婚は94%（935件中879件）を占めている。またそのなかで、朝鮮族の再婚者は27%（879件中237件）を占めており、約4人に1人である。

中国朝鮮族の国際結婚の相手国をみてみよう。国際結婚をした中国朝鮮族男性は30人で、相手国の女性は北朝鮮が22人、韓国4人、華僑2人、ロシア国籍の朝鮮族1人、その他1人である。男性では同民族間の結婚は30人のうち27人で、93%を占めている（その他1人を除く）。中国朝鮮族女性の場合は849人で、相手国の男性は韓国780人、日本23人、アメリカ国籍の朝鮮族4人、残りは英国、台湾、香港、マカオの華僑や朝鮮族である。延辺における朝鮮族の国際結婚の9割以上は、国籍を異にする同民族間の結婚である。女性の1.9%が経済的に進んだ韓国の男性と結婚するのに対して、男性は母国より経済的に遅れた国の女性と結婚している。

国際結婚の再婚者をみてみよう。国際結婚をした男性30人のうち、再婚者は10人で、3人に1人が再婚者であった。男性は40～50代が最も多く、相手国の年齢が近い女性と結婚している。それに対して、中国朝鮮族の女性再婚者は227人で、女性の国際結婚の26.7%を占め、約4人に1人は再婚者である。延辺朝鮮族女性の再婚者は20～30代の離婚女性がほとんどである。1994年の1月から四月にかけて延辺で国際結婚をした女性145人のうち、55人は離婚経験がある女性の再婚で、39.9%を占めている。そのうち、6人は未亡人で、残りの49人は離婚経験者である。年齢は49人のうち、3人だけが41～42歳で、その他は20～30代である。なお、相手国の男性との年齢差が非常に大きいという特徴があり、6歳から12歳までが分布の山になっている。

国際結婚をした延辺朝鮮族の職業をみると、職業をもっている女性は7%、その他は農民、無職、日雇い、個人商売である。学歴別では、中卒、高卒が最も多く、通信大学を卒業した女性は2～3人しかいないという。

婚姻相手である韓国の男性をみると、30～40代が最も多い。また初婚者が多く、男性総数の65%を占めている。職業別にみると、94%の韓国男性は農民、建設労働者で、6%程度が社長、公務員、会社員である。学歴別に見ると、大半が中卒、高卒で大学以上の学歴保持者は非常に少ないという。

なぜこれほど多くの再婚女性が国際結婚を選ぶのか。延辺婦女雑誌社の李善姫らによる国際結婚に関する調査をみてみよう（李善姫・金順姫, 1997: 23-26）。李・金の調査は、夫に経済的能力のある家庭は比較的安定しているが、夫の経済力がない場合には離婚の危機に直面することが多いことを指摘する。「なぜ韓国人の男性と結婚しますか」という質問

をすると、離婚経験のある女性たちは「夫があまりにも能力がないので、やむを得ず韓国へいきます」と答えたという。もちろん国際結婚をするために離婚する女性はマジョリティではないだろうが、不満足な夫との結婚生活が限界に達した女性たちに対して、国際結婚ブームという機会の到来が与える影響は極めて大きいと考えられる。

要するに、学歴・職業・収入といった資源が少なく、年齢的制約の小さい女性が、不満足な結婚を解消し、資源が多い男性を求め、国際結婚をする傾向にある。彼女らは国際結婚市場において相手の個人的属性よりも、価値の高い「場的資源」の魅力に引かれていると考えられる⁵。そして魅力的な「場所」に移住するために、相手の男性との取引において価値をもつ若さという資源を交換に持ち込んでいる。それに対して、韓国で結婚難に直面している男性は、経済的優位な国という「場的資源」を結婚に利用している。個人的資源が少ない女性は、国境という障壁を乗り越える資源がないため、結婚という手段を利用して出国の目的を果たしている。出国の壁が低くなれば、結婚という手段を利用して国際的な移動を行なう女性は増えると思われる。

2 江蘇省如皋市における結婚による社会移動

2.1 如皋市の概況およびデータ

如皋市は江蘇省の南東に位置している沿岸都市である。1990年まで如皋県であったが、1991年には如皋市に改められた。総面積は1,477万平方kmで、1990年の人口は145万人（うち農村人口128万）である。同市は10の鎮と43の郷を管轄している。江蘇省は地理的に恵まれており、経済発展が速い地域である。地理的・経済的に優位であるため結婚による流入人口も全国で最も多い。1990年（第4次人口調査）では、外部から江蘇省に結婚によって流入した人口は20万に達している。

以下のデータは、杜桂珍・珍忠明・馬蘭梅の「対外来妹婚管理情况的調査与思考」（1995）によるものである。杜、珍、馬らは、結婚によって流入した女性が最も集中した薛窑、石庄、江安の3つの地域を調査地点として選び、さらにその3つの地域における15の「郷鎮」の246村を調査対象地として選んだ。これらの3つの地域は如皋市の西南部に位置しており、経済的条件が相対的によくない地域である。杜、珍、馬らは、郷鎮の「計画出産」管理員や村婦女主任など300人を動員して、この調査対象地で、1990年から1994年の4月までに結婚によって流入した1,596名の結婚女性のサンプルをとった。以下はその女性を対象とした分析の結果である。

⁵ 本稿の「場的資源」とは、経済的に優位であり高い価値を付与される場所や居住地をさす。場所には価値の高いものとそうでないものがある。こうした価値の高い場所への移住が困難な場合に女性は結婚という手段を用いることがあるというのが、本稿の主張である。

2.2 都市郊外の農民男性と山村女性の結婚

1990年から、如皋市の薛窑、石庄、江安の3つの地域では、結婚によって貧しい農村から移住する女性が年々増加している（表 8-5）。先に定住した女性が故郷の親戚、友人、近隣を紹介することを通じて、移住のネットワークが形成されるため、移住は年々増加する傾向にある。

表 8-5 結婚によって江蘇省如皋市に流入した女性の数 単位：人

年度	1990	1991	1992	1993	1990—1994	総計
					(1—4月)	
人数	53	93	195	796	459	1,596

注：杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅(1995)により作成。

表 8-6 結婚によって江蘇省如皋市に流入した女性の本籍地 単位：人

省別	貴州	四川	湖北	湖南	安徽	その他	総計
人数	893	223	272	96	64	48	1,596
総計に占める比	56.0%	14.0%	17.0%	6.0%	4.0%	3.0%	100.0%

注：出典は表 8-5 に同じ。

表 8-7 結婚によって江蘇省如皋市に流入した結婚女性の学歴 単位：人

学歴	非識字者	小学校	中学校	高校	総計
人数	241	794	540	21	1,596
総計に占める比	15.1%	49.7%	33.8%	1.3%	100.0%

注：出典は表 8-5 に同じ。

表 8-8 配偶者が結婚に支払った金額 単位：万元

種類別	紹介費	妻の実家	旅費	総計	一人平均
金額	111	608	158	877	0.55
全額に占める比率	12.7%	69.3%	18.0%	100.0%	

注：出典は表 8-5 に同じ。

こうした増加の背景には、結婚による女性の流入を幹部・大衆が歓迎しているということがある。というのは、薛窑、石庄、江安は如皋市では経済的に遅れている地域であり、

女性の流入は、地元で結婚できない男性の増加という問題を解決しているからである。如皋市の郊外の農村男性は、地元で結婚相手を捜すことが困難なため、資金を貯めてから紹介人を通じた外部の農山村の女性との結婚を求める。

女性側をみると、出身地が経済的に貧しく、交通の不便な農山村であるため、若い女性は地元を離れたいという願望が非常に強いという。結婚によって如皋市に流入した女性の出身地は、全国の 20 の省の農村にわたるが、貴州省、四川省、湖北省、湖南省、安徽省の貧しい農村から流入した人々が、全体の 97% を占めている（表 8-6）。

しかしこうした女性たちは、地元を離れたいという願望が強いにもかかわらず、都会に移住するために必要な高学歴という資源を所有していない（表 8-7）。結婚によって流入した女性のうち、64.8% の女性は非識字者または小学卒であり、97.7% の女性が高校も卒業していない。これらの女性は年齢が若く、結婚の法定年齢（女性 20 歳）に達していない女性も 10% 程度見られるという。

2.3 地域格差と売買婚

如皋市の都市郊外の男性と山村女性との結婚は、ほとんどが売買婚である。男性側に目を向けると、如皋市の経済の発展が遅れている農村部では、社会経済的地位の低い貧しい者や身体障害者などの男性が結婚難に直面している。そこで、これらの男性は地元の経済的優位という「場の資源」を利用して貧困地域の農山村に結婚相手を捜し求めている。男性が結婚のために使った総費用は 887 万元（約 1 億 2 千 6 百万円）である。その内訳を見ると（表 8-8）、男性は平均 69.3% の金額を女性の実家に支払っており、18% の金額を旅費として使っており、12.7% を紹介者に支払っている。男性が結婚のために支払った費用は 1 人平均 5,500 元（約 8 万円）である。

一方で居住地が貧しく、交通も不便であるという地理的・経済的悪条件のため、農村女性は地元を離れたいという願望が強く、他方で、如皋市では都市部の女性を配偶者として見つけられない男性がおり、そのため貧しい農山村の女性と都市部の農村男性のニーズが一致することになる。杜、珍、馬らによれば、如皋市の都市郊外の農民男性と山村女性の結婚の 94% は夫婦関係が安定しており、その理由は、江蘇省は生活条件がよく、生活が山村より良いからであるという。男性側の家族は、高い金で買ってきた嫁だし、生活に慣れないと嫁が逃げる可能性もあることから、嫁との関係に対して格別に関心を寄せるため、結婚に満足している嫁も多いという。しかし、すべての女性が結婚に満足しているわけではない。杜、珍、馬らによれば約 6% の女性は結婚に満足しておらず、折を見て逃げてしまうという⁶。

また、都市郊外の男性と山村女性との結婚に際して、結婚を斡旋するブローカーが人々

⁶ 1990 年に石庄区高井郷では、28 名の女性が逃げているし、1994 年にある村では、6 千元で貴州省の女性を買ってきたが、20 日もたたないうちに逃げてしまったという。

を騙して莫大な利益を得ることも報告されている。1993年貴州省と雲南省のブローカーは27名の女性を騙して如皋市の農民男性に売り、7万7千元（約110万円）を騙し取った。人民法院では、1994年にこうした結婚詐欺事件で、4人を死刑にしたという。また、都市と農村の経済格差は年々拡大しているため、結婚による農村女性の都市移住は増加しているのである。

要するに、貧しくて交通の不便な農村という「場的資源」の制約を受けている女性にとって、都市郊外の農村部は大きな価値を持つ場所となる。さらに学歴の低さという資源的制約、農村戸籍という制度的制約のために、女性たちは売買婚という手段を使ってでも地元から離れようとするのである⁷。彼女らが都市部に移住するにあたって利用できる唯一の資源は、年齢の若さだけである。

3 考察

以上の分析から、個人が所有している資源は婚姻行動に大きな関連があることが確認された。ここでは、1章でも紹介した先行研究を踏まえて、得られた知見を要約的に考察する。まず職業・収入資源と結婚崩壊との関連について、ある研究は、職業的地位の低さが結婚崩壊の高さと関連しており、夫の失業が離婚と関係していると指摘する(Furstenberg, 1976)。また、夫が長期的に失業している場合に離婚の可能性が高くなるとされる(Coombs & Zumeta, 1970)。延辺の調査では、統計データでは確認できなかったが、延辺人民法院のヒヤリングにより、無職、日雇い労働者、まとまった収入がない者に離婚が多いという情報が得られた。またS街道の離婚原因の調査でも、夫の失業が離婚をもたらしやすいことが明らかとなった。会社の倒産、事業の失敗による夫の失業は、夫側の資源が大きく減少することを意味するため、離婚増大をもたらす大きな要素となっているようだ。

次に、収入と結婚安定度・結婚崩壊との関連をみてみよう。結婚が安定するのは、女性の収入が男性より相対的に低い場合で、こうした場合には、不満足な結婚でも解消することは経済的に困難となる(Cherlin, 1979)。結婚が崩壊しやすいのは、夫と妻の収入が相対的に近い水準か妻が若干多い場合で、妻の収入が夫よりはるかに多い場合には逆に結婚崩壊は低くなる(Cherlin, 1979)。また職業・収入・学歴のうち、家族収入の効果が大きく、結婚安定に対して職業的地位や学歴より大きな影響を与える(Coombs & Zumeta, 前掲論文)。これらの知見はアメリカを対象としているが、日本やアメリカと中国とでは賃金構造に根本的な違いがある。それは、前者の社会では、夫の収入で妻と子どもを養えると

⁷ 加藤(1999)は、「現行の戸籍制度は、その政策により人が一生涯、さらに祖先から孫までがただ一地方に居住することしかできなくさせている」ことを指摘し、さらに、現行の戸籍制度は身分差別、就業機会や利益分配の不平等、教育程度の差異などの差別を造成すると批判して、それを改正することを提案している。

いうことである(もちろん、夫の賃金が低いために妻が働く場合もあるが)。これに対して、中国の一般的家族では、男性も女性も賃金を低くおさえられているため、妻が働かなければならない。延滞の場合、収入は数値では確認できなかったが、離婚の原因をみると、夫の収入がないことを離婚の原因としてあげた妻が多い。夫の収入がないと、家族経済が成り立たないため、結婚崩壊が起きることが多いのである。現在の妻たちは、夫の経済的役割を強く求めている。夫がそうした「道具的役割」を果たさない場合、離婚を突きつけられてしまうことが多い。

婚姻行動と学歴資源との関連については、Glick と Norton は、社会的規範や学歴資源が結婚・再婚行動に与える効果は性別により異なるということを指摘している (Glick & Norton, 1979)。彼らの調査は、社会規範は男性が若い女性と結婚することを奨励しているが、女性の場合には逆であることを明らかにしている。一般的に、高学歴の男性は結婚のための経済的資源をもっている。しかし、男性の高学歴は結婚を可能にする経済的資源であるのに対して、女性の高学歴はそうではない。というのは、高学歴の女性は、財政的に自立できるため、経済的援助を受けるために結婚する必要がないからである。学歴と結婚安定、結婚崩壊との関連をみると、延滞人民法院のヒヤリングによれば学歴が低い階層に離婚が多い。これは、高学歴者が少ないためであるかもしれない。しかし国際結婚をする女性は、高校卒以下の学歴の者が大半であり、大卒以上の高学歴者はほとんど含まれていない。このことから、高学歴の女性は、経済的に自分自身をサポートできるため、離婚後、経済的援助を求めて国際結婚を選択することは少ないと考えられる。これに対して、低学歴の女性の場合は、経済的に自立しにくく、生活を維持していくためには経済的に依存できる夫が必要であると思われる。江蘇省如皋市の場合も高校を卒業していない女性が約99%を占めている。このように、結婚・再婚・国際結婚に低学歴の女性が集中しているのは、彼女たちに社会経済的資源が少ないため、経済的安定と上昇移動の道として結婚を利用せざるを得ないからであると考えられる。

年齢という資源と婚姻行動との関連については、結婚年齢と結婚崩壊も関連があることが知られている。研究では、20歳以下でなされた結婚は崩壊しやすいといわれている。家族発達理論によると、社会規範が許容するよりも早い年齢で結婚することは、その後の家族行動に影響を与えることになる。というのは、早婚は結婚を成功させるための情緒的・学歴的・経済的資源を獲得する機会をなくしてしまうからである。しかし、家族発達理論は、20代以下で結婚した夫婦が崩壊しやすい理由を説明できても、年齢の若さという資源が結婚・再婚の可能性を与えるという点を見逃している。社会経済的資源がなくても、女性には結婚・再婚に利用できる資源として、年齢の「若さ」があるのである。調査からは、職業・学歴・収入といった社会経済的資源がない女性は、年齢の若さという資源を結婚・離婚・国際結婚における交換のための資源として利用していることが推測された。年齢という資源は、地域間・階層間の格差の大きい中国社会では、女性の上昇移動を可能にする手段として機能しているのではないかと考えられる。

社会移動としての国際結婚・結婚がなされるメカニズムについて、延辺では学歴などの資源を持たないが年齢の若い女性が国際結婚をする傾向があり、如皋市では年齢以外の資源を持たない農村の女性が結婚により都市部へと移動する傾向があった。配偶者選択過程を、「結婚市場」において当事者が複数の選択肢を比較考慮しつつ互いに交換を行う過程として捉える交換理論からは、この知見は、戸籍制度と出国の難しさという制度的条件のもとでは、結婚以外に社会移動の手段を持たない女性にとって、結婚はいまだに大きな魅力を持つ選択肢であり、結婚が選択される過程では自身の若さという資源と、配偶者の有する場的・経済的資源とが交換されているのだと解釈できる。

最後に、本稿で扱った国際結婚や結婚という現象が提起する問題を論じよう。研究者の一部は延辺の国際結婚が売買婚であると指摘しているが、それは正しくないと思う。なぜなら、批判の対象となっている紹介所やブローカーが媒介する国際結婚では、女性が紹介費を払うのは自発的行為であり、男性側が女性に多額の金銭を払うこともないからである。むしろ女性の意思を無視した売買婚という名称が当てはまるのは如皋市のようなケースである。もしも戸籍制度によって女性の自由な地域間移動が阻まれていなければ、女性が売買婚を主体的に選択することはないであろう。この意味で、如皋市の結婚による社会移動は社会問題であるといえることができるのである。

4 結論

改革開放後、学歴・職業・収入の格差が拡大した中国社会では、社会的地位を改善するために結婚を利用する女性が急激に増えている。中国では、学歴、職業、収入といった個人的資源が少ない女性が、経済的安定と上昇移動の手段として結婚を利用している。こうした社会経済的資源が乏しい女性は、若さという年齢的資源を結婚に持ち込んでいる。これらの女性は、「貧しい現状から離れたい」、「豊かな生活をしたい」という動機が何より優先し、結婚相手側の個人的属性よりも、「場的資源」を重視しており、愛情に基づいた結婚がなされていない。つまり、これらの女性と男性の結婚は、女性側の年齢的資源と、男性側の居住地の「場的資源」との交換により成り立つという特徴をもっている。一方で高学歴・高収入の女性は、経済的に自立できるため、経済的援助を受けるために結婚・再婚・国際結婚を積極的に選択しない。これらの女性においては、経済的安定よりも愛情に基づく結婚を行うべきという規範が強くなっていると思われる。このように、離婚と経済社会的資源との関連は複雑である。

農村でも都会でも、女性は自分より下層の相手と結婚することが少なく、経済的地位の高い男性を選ぶ傾向が強い。それに対して、男性は経済的地位の低い女性を選ぶ傾向が強い。社会経済的資源が少ない女性は、若い年齢という唯一の資源を使って農村から都会へ、あるいは都会から外国へ結婚・再婚によって移住するのである。現代中国における婚姻による地域移動は、地域間の経済的格差、学歴・職業・収入の地域間格差が相対的に小さく

ならない限り、今後も増加するであろうと思われる。

終章 近代中国における私事の変動

終章では、本研究で得られた知見を整理し、今後の課題と展望を示したい。1 節では、民国時代から改革開放期に至るまでの研究を通して得られた知見をまとめ、今後の課題を述べ、2 節では、筆者の「公私」および「自由と干渉」に対する見解を示し、今後の展望を示す。

1 結婚・離婚をめぐる「私事」の変動

費孝通は民国時代の社会変動のなかでも相対的に安定していた非解放区の伝統的な農民の婚姻慣習を考察した。そこで得られた命題が「結婚は私事にあらず」である。その意味は、結婚という行為が個人的なものではなく家族的な性質を帯びているということであり、結婚は家族の介入以外に、社会、国家などの干渉を受けるということである。つまり、結婚は個人間で決められる事柄ではなく、他者に干渉されうる事柄であるということである。

彼の命題は民国時代と毛沢東時代には当てはまる。すなわち、現実に存在していた慣行を考察した場合、民国時代と毛沢東時代は、結婚・離婚は個人的な事柄という意味での私事ではなかったという側面においては共通している。だが、そうした一般化では捉えきれない多様性も存在した。まず、干渉の主体、仕方は解放区と非解放区とは同じではなかった。民国時代における非解放区の仲人や村の顔役の干渉は間接的であり、直接的な干渉ではなかった。婚姻法が当事者の結婚・離婚の権利を認めても、現実には親の子に対する結婚をめぐる決定権は否定されなかった。家族以外の干渉主体としては、家族の要請に応じて仲人や村の顔役が離婚の調解に加わる程度であり、同時代の非解放区では結婚に直接干渉したのは親であった。民国時代の非解放区では結婚は家族的な私事であって、個人的な私事ではなかったといえる。

解放区の場合、結婚・離婚は個人的な私事でも家族的な私事でもなかった。解放区では、婚姻法は結婚・離婚を個人間の合意に委ねたが、現実にはそれは法文どおり実施されなかった。解放区における中国共産党の結婚・離婚への干渉の特徴は、公権力が直接個人生活と家族生活に介入したことである。中国共産党は、封建的家族制度に反対し、親が子の結婚・離婚を独断で取り決める制度を覆すことを目指した。中国共産党による個人生活および家族生活への干渉方法は、「人民」と「敵」によって異なった。敵に対しては結婚と離婚の自由を与えず、強制的な方法で介入し、「人民」に対しては訴訟を起こさず、「説得・教育」（調解）を行なった。解放区における結婚・離婚は公権力による強い干渉を受けており、個人的な私事でも家族的な私事でもありえなかった。

ところが、民国時代には公権力も私権力も強く介入しない結婚もあった。一部の大都市

の知識層のなかでは、親が子の結婚を独断で取り決めるのではなく、親と子が相談によって結婚を取り決めるという慣習が見られた。知識層の結婚については、結婚は個人的な事柄という意味での私事になりつつあったといえよう。

毛沢東時代になると、「結婚・離婚は私事にあらず」という命題の持つ意味は、費孝通における命題の意味とは異なった。毛沢東時代の「私事ではない」という言説は、公権力による個人生活および家族生活への積極的な介入を正当化する意味で用いられた。中央政府は、個人生活および家族生活を私的領域として扱わず、社会および国家領域と関係のある公共領域として扱った。これが民国時代と毛沢東時代の大きな相違点である。

毛沢東時代は公によって私の領域が侵害される時期であった。公が私を支配し、私が公へ従属する時代であったともいえる。建国後の中国政府は、私権力による家族成員への支配を弱め、公権力によるそれへの支配を強めるため、一連の対策を講じた。1950年の人民公社制度、単位制度の導入である。従来家族成員は親の支配には従順に従ってきたが、公権力による家族領域への絶え間ない介入によって、私権力による家族成員への支配は相当弱められたと考えられる。

民国時代には、公権力による家族領域への介入の必要性が意識されておらず、それへの介入は家長を通してのみ可能であったが、なぜ毛沢東時代には、公による私への介入が可能になったのだろうか。それは、中間集団を通じて個人や家族の領域に干渉したからである。デュルケムの論じた職業集団と中国の中間集団は共通点と相違点がある。中間集団の道徳的機能の面では両者は共通している。すなわち、一方では中間集団は個人のエゴイズムを抑制し、組織の成員を道徳的に拘束し、その範囲内で個人の欲望を充足し、集団に愛着をもたせ、過大な欲望を制限した。他方では中国の中間集団は、国家と個人を媒介する中立的な組織ではなく、国家の末端組織の代替機能を果たしたという点では、デュルケムの言う職業集団や同業組合とは異なっていた。中国の中間集団は国家に包摂され、国家の機能を果たし、中立性と自律性を欠いた組織であった。国家意思の執行機関であり、国家の代わりに家族や個人を規制する手段となっていた。中国では婚姻法によって結婚・離婚の自由が保障されても、中間集団が統制する調解という制度が個人の訴訟に対する障壁となったのである。こうして、毛沢東時代の結婚・離婚は、当事者間だけでは決定できず、中間集団のリーダーの意思によって左右された。毛沢東時代における私の領域が公によって左右されたのは、長期にわたって鎖国政策が続き、経済所有が公有制であることにより、家族や個人は、他に選択肢がなく、国家や集団に強く依存せざるを得なかったからである。このことは、国家が私の領域を完全に支配し、離婚を自由に規制することができた重要な要因であった。

民国時代と毛沢東時代における結婚・離婚を比較すると、民国時代には結婚・離婚における公私の領域の境界線は明確であったが、毛沢東時代にはそれが明確ではなかった。建国後の中国政府は、結婚・離婚を家族や個人の領域の問題ではなく、社会および国家の利益と関係のある公的領域として捉えた。つまり、毛沢東時代には家族生活や個人生活は公

権力によって「干渉され得る領域」であり、公権力によって「干渉されるべきではない領域」は存在しなかった。民衆側からみれば一定程度の私的領域が存在したかもしれないが、中央政府の考えでは私的領域は存在せず、すべてが公共領域にされたのである。本研究ではデータの制約により、毛沢東時代の個人が結婚・離婚において、私権力の制約をどの程度受けてきたかについては確認することができなかった。この点を考察することは今後の課題である。

改革開放以降になると、「干渉され得る領域＝公事」と「干渉されるべきではない領域＝私事」との領域の境界線が引かれるようになる。毛沢東時代における結婚・離婚は公権力によって「干渉され得る領域」であったが、改革開放後は私事になりつつあるという根拠は、3つあると考えられる。

第1に、公権力による結婚・離婚への恣意的な介入は行なわれるべきではないという意識が定着しつつあり、また現実に恣意的干渉は行われにくくなった。1990年代に入り、社会的制約からの自由という意味での「個人主義」が知識層に定着し、私的領域と公的領域の境界線を明確にしようという動向が強まっている。このことは、伝統的な社会統制の崩壊を意味する。

第2に、市場経済の導入により、個人を規制していた中間集団は調解機能を失い、経済機能を中心に特化された。今まで家族生活と個人生活を規制していた単位組織、人民公社、居民委員会などの調解機能は事実上崩壊し、家族生活と個人生活に対する規制は十分働かなくなった。現在、それに変わる調停機関は「街道」に設けられているが、この調停機関は司法機関であり、以前のような強制的な調解を行っていない。

第3に、結婚は「個人の幸福」のためのものであるという意識に変わりつつある。毛沢東時代には「個人の幸福」よりも「献身的・犠牲的」な利他的な価値観が、女性の行動と思考を規制していた。しかし、改革開放後の妻は、「献身的・犠牲的」な価値観を否定し、個人の幸福を考えるようになった。

費孝通が主張した伝統的中国社会における「結婚は私事にあらず」という状況から、今日の「結婚は私事である」という状況へ向けて、「私事」の意味はどのように変化してきたのか。

私事をめぐる議論は時代や社会によって変わる。費孝通が「結婚は私事にあらず」と述べたのは、結婚は「個人的な」私事ではなく、親、社会、国家（法律）、宗教などの介入を受けるといった意味であった。だが、『中華民法』は当事者個人の結婚・離婚の自由を認めたが、実際にはそれは「家族の」私事であった。すなわち当時の非解放区では結婚は、家族が決定する事柄であった。それに対して、同じ民国時代でも解放区では、結婚・離婚は個人の私事でも家族の私事でもなかった。解放区で新たに生じたのは、国家が直接個人生活と家族生活に介入するという状況である。

建国後の毛沢東時代には、1950年から1952年にかけては国家権力による離婚への恣意的な干渉は行われなかった。しかし、結婚・離婚をめぐる民事事件と殺人事件の急増によ

り、1953年から離婚を抑制するための介入を開始した。ここで、「結婚・離婚は私事ではない」という言明は、それが個人的な私事や家族的な私事ではなく、「国家利益と関係がある＝公事である」という意味を獲得した。それは、国家が結婚と離婚に干渉することを正当化した。介入手段としては、解放区で広く使われた調解制度が再び導入された。それ以降、毛沢東時代には中間集団のリーダーが結婚と離婚に介入し、個人の意思よりもリーダーの意思が優先された。個人と家族はネガティブな存在であり、国家と集団に従属する存在として位置づけられた。

改革開放後、とりわけ1990年代から結婚・離婚は家族や個人の領域として捉えられるようになった。現在の中国において結婚・離婚は私事であるとされ、それは個人が幸福を追求するためのポジティブな存在になっている。以上をまとめると、中国では時代や社会の変化に応じて、家族や個人はネガティブに捉えられたり、ポジティブに捉えられたりしてきた。

1990年以降は、家族生活や個人生活に対する従来の社会統制は崩壊した。第8章で示したように、女性の保有している資源が、結婚と離婚に影響を及ぼし得る状況が到来している。学歴・職業・収入の格差が大きい中国社会では、社会的地位を改善するために結婚を利用する女性が急増している。この傾向はとりわけ社会的資源が乏しい女性に強い。それに対して、男性側は「場の資源」を利用して、より望ましい配偶者を得ようとしている。他方で、高学歴・高収入の女性は、経済的に自立できるため、経済的援助を受けるために結婚・離婚・再婚を積極的に選択することはない。今後の中国において結婚・離婚をめぐる「階層格差」がどのように変化していくのか、注視する必要があるだろう。

2 公事から私事へ——自由と干渉

公私の問題を問うことは自由の問題を問うことである。1960年代から1980年代にかけて、研究者のなかでは私化をポジティブに考える傾向が強かった。研究者たちは、公権力の抑圧から離れたいという大衆の意識を私事や私化に託して表現した。そして、家族や友人および近隣と国家・社会を対抗させて公私を定義した。しかし近年、行き過ぎた自由や家族において生じる問題のために、家族を私的領域として捉えることがあらためて問題となっている。例えば行き過ぎた自由の問題点として、日本では援助交際などの未成年の性に対する自己決定権の問題が議論されている。また、家族を私的領域または親密な領域として捉えることをめぐる問題点としては、それによって、家族の内部で起きている「私権力」による抑圧や差別が無視されることが指摘されている。フェミニズムの論者からは「公私の分離」を問い直す声もあがっている。以前は公権力による私生活への干渉を否定してきたが、近年はフェミニズムの研究者などに見られるように、必要な場合には公権力による私的領域への干渉を積極的に行なうべきであるという考え方が生じているようである。

筆者自身は公私の分離は必要であると考えている。なぜなら公私の分離の問題は「干渉

されるべきではない領域」と「干渉されてもいい領域」を区別し、前者を個人の自由に属する領域として確保することだからである。この問題は、自由の範囲がどこまでなのかを確定するという問題につながるのである。計画経済時代の中国では、「私」の領域は「悪」であり、「公」が「善」であるとされてきた。集団主義の教育も「私」の観念を無くし、「公」の観念を確立するためのものである。しかし、公私の領域が分離していなかったために、公権力はあらゆる生活問題に干渉し、人々は離婚という小さな権利さえも獲得することができなかった。家族生活は公権力の介入によってその自律性を奪われるという不幸な時代が続いてきた。それゆえ、筆者は現在の中国において成立した「公私の分離」には大きな意義があると考えている。

中国で起きている公私の分離の主張は、今まで自由の領域が確保されなかった時代を批判し、「自分の領域を確保したい」または「干渉されるべきではない領域」をつくろうという意識の現れであると考えられる。このような意識は社会を変える力となる。改革開放の進展につれて、公権力が家族や個人生活に強制的に介入するということはなくなっている。家族生活や個人生活に法のルールによって介入することは許されるが、従来のように道徳によって介入することは許されなくなった。現在中国で起きている公私の分離問題に見られるのは、「積極的な自由」ではなく、「消極的な自由」、すなわち「干渉されるべきではない領域」を確保したいという主張であり、行き過ぎた自由を主張しているのではない。

なぜ公私の分離が必要なのか。社会秩序を重視し、私権力による個人の自由への侵害を懸念する人々は公私の分離を廃して私の領域に国家が積極的に介入することを主張し、自由を主張する人々は介入が専制政治に結びつくことを懸念する。公私の分離が存在しないところでは中央集権的な統制の範囲が拡大され、個人の自由範囲は縮小される危険が高まる。専制政治が広がり、個人は原子化されてしまう。こうした状態を防ぐためにも、「私生活の領域」と「公権力の領域」の境界線を引く必要があると考えられる。

公私の分離は流動的であり、それをいかにして明確に分離するかは法によって定められるものである。家族を私的領域の問題として捉えることが私権力による差別問題を生むわけではない。家族内で起きている暴力の問題は私事の範囲を超えており、公事として扱われるべき問題である。しかし、中国社会では、公権力による私生活への干渉が再び強められることを避けるためにも、どのような問題が「公事」とされ得るかについては慎重な議論が必要になるだろう。

本研究は、結婚と離婚は私事なのかという問いから始まった。ある意味では、結婚も離婚も完全に私事であるとは言い難い。なぜなら、公私の分離の問題は意識の問題であり、客観的認識を共有することがきわめて難しいからである。中国で結婚と離婚をはじめ、家族にかかわる事柄も「私事である」とする人々が増えているのは、「私事であってほしい」という願望の現れであろう。そうした意識は、大衆レベルだけでなく、『人民日報』に映し出されるような共産党のエリートの幹部の考えに現れている。結婚・離婚を「私事」たらしめるのは、こうした社会意識であり、それは本論文が考察してきたような歴史的ダイナ

ミックスの中で形成されてきたものである。「私事と干渉」の緊張関係がこれからどのように変化していくのかについては、今後の研究が必要になるだろう。

文献目録

【日本語・欧文文献】

- 赤川学, 2001, 「言説分析と構築主義」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房.
- 青井和夫, 2001, 「比較制度論的アプローチ」野々山久也・清水浩昭『家族社会学の分析
視角』ミネルヴァ書房.
- Arendt, H., 1969, *The Human Condition*, The University of Chicago Press. (=1973, 志
水速雄訳『人間の条件』中央公論社.)
- Bauman, K. E., 1967, "The relationship between age at first marriage school dropout
and marital instability", *Journal and Marriage and the Family*, 29.
- Berger, P. L., B, Kellner, H, 1973, *The Homeless Mind*, N.Y.: Vintage Books. (=1977, 高
山真知子他訳『故郷喪失者たち——近代化と日常意識——』新曜社.)
- Berlin, I. 1969, *Four Essays on Liberty*, London: Oxford University Press, (=1971, 小
川晃一・小池銈・福田歆一・生松敬三共訳『自由論』みみず書房.)
- Brody, S. A., 1970, "California's divorce reform: Its sociological implications", *Pacific
Law Journal*, 1970, 1.
- Bumpass, L. L., & Sweet, J. A., 1972, "Differentials in marital stability: 1970",
American Sociological Review, 37.
- Butterfield, F., 1982, *China*, N. Y.: Times Books. (=1983, 佐藤亮一訳『中国人』時事通
信社.)
- Carter, H., & Glick, P. C., 1976, *Marriage and Divorce: A Social and Economic Study*,
Cambridge: Harvard University Press.
- Cherlin, A., 1979, "Work life and marital dissolution", G.Leviner & O.C.Moles (Eds),
Divorce and Separation: Context, Causes, and Consequence, N. Y.: Basic Book.
- Cherlin, A. J., 1981, *Marriage, Divorce, Remarriage*, Cambridge: Harvard University
Press.
- Coombs, L. C., & Zumeta, A, 1970, "Correlates of marital dissolution in a prospective
fertility study: A research note", *Social Problems*, 18.
- Cutright, P. 1971, "Income and family events: Marital stability", *Journal of Marriage
and the Family*, 33.
- 戴炎輝, 1960, 「中華民國婚姻法」宮崎幸治郎編『新比較婚姻法』勁草書房.
- Durkheim, E. 1960, *Les suicide*, Paris: Felix Alcan.(=1985, 宮島喬訳『自殺論』中央公
論社.)

- Durkheim, E. 1893, *De la division du travail social*, Paris: Felix Alcan.(=1989, 井伊玄太郎訳『社会分業論』(上・下) 青木書店.)
- 福島裕, 1959, 『人民公社』 勁草書房.
- Furstenberg, F. F., Jr., 1976, "Premarital pregnancy and marital instability", *Journal of Social Issues*, 1.
- Galligan, R. J., & Bahr, S. 1978, "Economic well-being and marital stability: Implications for income maintenance programs," *Journal of Marriage and the Family*, 40.
- Gittins, D., 1985, *The Family Question: Changing Household & Familiar Ideologies*, London: Macmillan. = (1990, 金井淑子訳『家族をめぐる疑問』 新曜社.)
- Glenn, N. D. & Supancic, M., 1984, "The social and demographic correlate of divorce and separation in the United States: An update and reconsideration," *Journal of Marriage and the Family*, 46.
- Glick, P. C. & Norton, A. J., 1979, "Marrying, divorcing, and living together in the U. S. today", *Population Bulletin* 32.
- Goode, W. J., 1956, *After Divorce*, Glencoe, Ill: Free Press.
- Goode, W. J., 1963, *World Revolutions and Family Patterns*, N. Y.: Free Press.
- Goode, W. J., 1993, *World Changes in Divorce Patterns*, Yale University Press.
- Hannan, M., Tuma, N. & Groeneveld, L.P., 1977, "Income and marital events: evidence from an income maintenance experiment", *American Journal of Sociology*, 82.
- Heckert, D. A., Thomasc, N., & K. A.Snyder, 1998, "The impact of husbands' and wives' relative earnings on marital disruption", *Journal of Marriage and Family*, 60.
- Hoffman, S., & Holmes, J., 1976, "Husbands, wives, and divorce," G. J. Duncan & J. N. Morgan(Eds.), *Five Thousand American Families-Patterns of Economic Progress*, Vol. 4. Ann Arbor: Institute for Social Research, University of Michigan.
- 笠原清志他, 2001, 『中国国有企業改革のゆくえ』 日本労働研究機構.
- 片桐雅隆, 1996, 『プライバシーの社会学』 世界思想社.
- 加藤美穂子, 1994, 『中国家族法の諸問題——近代化への道程——』 敬文堂.
- 加藤美穂子, 2002, 『詳解中国婚姻・離婚法』 日本加除出版株式会社.
- 加藤裕治, 1998, 「新聞報道の誕生」『社会学評論』 49(2).
- Lang, O., 1946, *Chinese Family and Society*, Yale University Press.(=1953, 小川修訳『中国の家族と社会』(1・2) 岩波書房.)
- 林明鮮, 1997, 「中国における離婚と改革開放—中間集団の機能変容に着目して—」『名古屋大学社会学論集』 18.

- 前田比呂子, 1993, 「中国における戸籍移転政策——農村戸籍から都市戸籍へ——」『アジア経済』(2)アジア経済研究所.
- 毛沢東, 1927, 「湖南農民運動報告」『中国解放区土地改革関係資料集』農林省農地部.
- 毛沢東, [1958] 1978, 「人民内部矛盾を正しく処理する問題に関して」『毛沢東選集 5』三一書房.
- Meisner, M., 1986, *Mao's China and after : A History of the People's Republic*, N.Y.: Free Press.(=1992, 杜蒲・李玉玲訳『毛沢東的中国及後毛沢東的中国』四川人民出版社.)
- Mill, J. S., 1873, *On Liberty*, London:Longman.(=1927, 柳田泉訳『自由論』春秋社.)
- 宮台真司, 1998, 「自己決定原論」宮台真司他, 『「性の自己決定」原論』紀伊国屋書店.
- 溝口雄三, 2001, 「中国思想史における公と私」佐々木毅・金泰昌編『公と私の思想史』東京大学出版会.
- 永田えり子, 2000, 「公私の分離は必要か?」『社会学評論』50(4).
- 中島道男, 1997, 『デュルケムの<制度>理論』恒星社恒星閣.
- 中根千枝, 1977, 『家族を中心とした人間関係』株式会社講談社.
- 仁井田陞, 1952, 『中国の農村家族』東京大学出版会.
- 野々山久也, 1985, 『離婚の社会学』日本評論社.
- 小野和子, 1978, 『中国女性史』平凡社.
- Ono, H., 1998, "Husbands' and wives' resource and marital dissolution", *Journal of Marriage and the Family*, 60.
- 大塩俊介, 1956, 「離婚の意味」『現代家族講座 5 離婚』河出書房.
- 潘允康, 1994, 「離反する夫婦」園田茂人訳『変貌する中国家族』岩波書店.
- Parsons, T., 1964, *Social Structure and Personality*, N. Y.: The Free Press.(=1973, 武田良三監訳『社会構造とパーソナリティ』新泉社.)
- Raschke, H.J., 1987, "Divorce", M. B. Sussman & S. K. Steinmetz eds., *Handbook of Marriage and the Family*, N.Y.: Plenum Press.
- Ross, H. L. & Sawhill, I. V., 1975, *Time of Transition: The Growth of Families Headed by Women*, Washington, D. C.: Urban Institute.
- 阪本昌成, 1986, 『プライバシー権論』日本評論社.
- 佐々木衛, 1993, 『中国民衆の社会と秩序』東方書店.
- 崔吉成, 1998, 「中国朝鮮族の漢族との結婚と民族的アイデンティティ」『比較家族史研究』13.
- 盛山和夫, 1995, 『制度論の構図』創文社.
- Shorter, E., 1975, *The Making of the Modern Family*, N.Y.: Basic Books. (=1987, 田中俊宏・岩橋誠一・見崎恵子・作道潤訳『近代家族の形成』昭和堂.)

- 杉本文雄, 1959, 『人民公社』新日本出版社.
- 竹下修子, 1995, 「日米における離婚の社会学的考察」『文学研究科論集』3.
- 田中重好, 2002, 「地域社会における公共性——公共性と共同性の交点を求めて(1)——」
『地域における「公共性」の再編成(地域社会学会年報14集)』地域社会学会編.
- 谷川真一, 1997, 「中国における単位制度——毛沢東時期の政治体制について——」『中国研究月報』51(3).
- Tarver, J. D., 1951, "Age at marriage and duration of marriage divorced couples,"
Sociology and Social Research, 36.
- Thornton, A., 1978, "Marital instability differentials and interactions: Insights from
multivariate contingency table analysis", *Sociology and Social Research*, 62.
- 富永健一, 1996, 『近代化の理論』講談社.
- 中国研究所編, 1949a, 『中国解放区土地改革資料』農林省農地部 10.
- 中国研究所編, 1949b, 「土地改革に関する決定」(第5項目)『中国土地法大綱』農林省農地部.
- 中国共産党中央委員会, 1947, 『中国土地法大綱』農林省農地部.
- Tuchman, G., 1978, *Making News*, N.Y.: The Free Press = (1991, 鶴木眞・桜内篤子訳
『ニュース社会学』三嶺書房.
- Weber, M., 1947, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I*, Tübingen : J.C.B.
Mohr (Paul Siebeck). (=1971, 木全徳雄訳『儒教と道教』創文社.)
- Wright, G. C., Jr., & Stetson, D. M., 1978, "The impact of no-fault divorce law reform on
divorce in American states", *Journal of Marriage and the Family*, 40.
- 若林敬子, 1996, 『現代中国人口問題と社会変動』新曜社.
- 山田卓生, 1987, 『私事と自己決定権』日本評論社.
- 山田昌弘, 1992, 「アメリカの離婚」『離婚の比較社会史』三省堂.
- 張萍, 1999, 『中国の結婚問題』新評論.

【中国語文献(拼音順)】

- 北京大学法律系民法研究室, 1958, 「对離婚問題的分析和意見」法律出版社編『離婚問題論文選集』法律出版社.
- 陳浩, 1987, 『礼記』上海古籍出版社.
- 戴徳忠, 1992, 「離婚」『愛情・婚姻・家庭』2.
- 杜桂珍・陳忠明・馬蘭梅, 1995, 「对外来妹婚育管理情况的調查与思考」『人口与經濟』1.
- “法学”編輯部, 1958, 「当前婚姻紛糾的处理意見」法律出版社編『離婚問題論文選集』法律出版社.
- 範若愚, 1958, 「公共食堂」『赤旗』20.

- 費孝通, [1946] 1999, 「生育制度」『費孝通文集(4)』群言出版社.
- 費孝通, 1986, 『江村經濟』江蘇人民出版社.
- 顧鑒塘, 1993, 「对我国人口婚姻状况特点的初步分析」『人口研究』4.
- 胡繩, 1958, 「家務勞働的集团化、社会化」『赤旗』7.
- 口么哥, 1996, 「離婚—人口流動中的一個新課題」『中国民政』328.
- 雷鋒, 1969, 『雷鋒日記』香港朝陽出版社.
- 雷潔琼, 1988, 「新中国建立以来婚姻制度的變革」『北京大学學報』67.
- 李楯, 1991, 「家庭政策与社会變遷中的中国家庭」『社会学研究』5.
- 李榮時, 1993, 「对中国人口離婚状况初步分析」『中国人口科学』6.
- 李承梅, 1994, 「延邊朝鮮族女性的國際結婚」『女性研究』延邊大学出版社.
- 李善姬·金順姬, 1997, 「延吉市婚姻现状分析」『延邊婦女』4.
- 李銀河·馮小双, 1991, 「对北京市部分離婚者的調查」『社会学研究』5.
- 劉建軍, 2000, 『单位中国』天津人民出版社.
- 劉云祥, 1958, 「閔預正確認識与处理当前的離婚問題」法律出版社編『離婚問題論文選集』法律出版社.
- 石磊, 1958, 「怎樣看愛情“變化”和“破裂”」法律出版社編『離婚問題論文選集』法律出版社.
- 孫文蘭, 1991, 『離婚在中国』中国婦女出版社.
- 上海共產党学校, 1995, 「市場条件下的道德状况建議」『社会科学』4.
- 譚启龍, 1958, 「還是办人民公社好」『赤旗』9.
- 譚深, 1991, 「城市“单位保障”的形成及特点」『社会学研究』5.
- 陶希聖, 1935, 『婚姻與家族』商務印書館
- 王海明·孫英, 1995, 「市場道德原則」『人文雜誌』3.
- 吳本雪, 1987, 「城市婚姻基礎」劉英編『中国婚姻家族研究』社会科学出版社.
- 熊郁·劉愛民, 1990, 「我国七四城鎮人口的婚姻特征和婚遷原因分析」『社会学研究』6.
- 徐安琪, 1994, 「中国離婚现状、特点及其趨勢」『上海社会科学院學術季刊』38.
- 袁重愚, 1992, 「現代婚姻与家庭研究中的几个理論疑点及其解积」『社会科学研究』4.
- 袁方, 1992, 「中国就業問題勞働制度改革」『社会学研究』6.
- 幽桐, 1958, 「对預当前離婚問題的分析和意見」法律出版社編『離婚問題論文選集』法律出版社.
- 余双好·李雄, 1994, 「大学生婚恋道德觀分析」『青年研究』4.
- 曾毅·叙兒茨·王德明, 1993, 「上海、陝西、河北三省市的離婚分析」『人口研究』5.
- 曾毅編, 1995, 『中国八十年代離婚研究』北京出版社.
- 張厚琛, 1991, 「離婚事件中的休夫現象」『社会』1.
- 周翼虎·楊曉民著, 1999, 『中国单位制度』中国經濟出版社.
- 周治武, 1990, 「企業思想政治工作薄弱的社会学的思考」『社会学研究』26.

朱砂, 1995年2月7日 「現代女性離婚心態一瞥」『光明日報』.

中共中央文獻研究室, 1995, 『鄧小平建設有中國特色社會主義論述專題摘編』中央文獻出版社.

中共中央文獻研究室編, 1989, 『鄧小平論改革開放』人民出版社.

中國婦女出版社編, 1991, 『中美婦女問題研討會論文集』中國婦女出版社.